

第56号

# 帯広市環境白書

令和7年度版  
(2025年)

帯広市

## 帯広市環境基本条例前文

私たちの帯広市は、澄んだ青空、きれいな水、そして豊かな緑に恵まれた自然環境を維持しながら公害のない都市として発展してきた。四季の変化に富み、豊かな自然を残している日高山脈と、これに続く耕地防風林に区画された広大な平野で形成された田園風景はかけがえのないものである。

しかし、私たち一人ひとりの活動により発生する環境への負荷の集積が、都市・生活型公害、地球環境問題、廃棄物の増大などを引き起こし、環境への影響は今や地域的なものを超え地球的規模まで及んでいる。私たちがこのまま大量生産、大量消費、大量廃棄の生活を続けている限り、生命の源である地球の環境を損ない人類存続の危機に直面するものである。

私たちは、誰もが良好な環境を享受する権利を有するとともに、人類が存続するための基盤である地球の環境を保全し、かつ創造しながら将来の世代に引き継ぐという大きな責務を担っている。

今こそ、私たちは環境への負荷を与えている生活様式や社会経済構造の在り方を見直すとともに、地球的規模で環境の保全及び創造に向けて行動しなければならない。私たち一人ひとりが、先人の知恵と歴史に学び環境に配慮したやさしい行動をすることは、健康で文化的な生活の確保に寄与し、ひいては地球環境保全に資するものである。

市、事業者、市民が協力して、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を実現し、人と自然が共生できる豊かな環境の保全と創造を目指すため、ここに、この条例を制定する。

平成9年4月1日施行

この白書は、帯広市環境基本条例第7条の規定に基づき、令和6年度における帯広市の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況をとりまとめたものです。

# 《目 次》

## 第1章 帯広市の環境行政

### 第1節 帯広市環境基本条例

1. 目的	1
2. 基本理念	1
3. 基本方針	2

### 第2節 第三期帯広市環境基本計画

1. 概要	3
2. 第三期帯広市環境基本計画における枠組み	3
3. 推進体制と進行管理	4
4. 取り組みの進捗状況	5

## 第2章 環境の状況と施策の実施状況

### 第1節 地球環境の保全

1. 目指す将来像	6
2. 現況	6

#### 基本施策【1-1】地球温暖化の防止と適応

(1) ゼロカーボンの実現に向けて	6
(2) 帯広市エコオフィスプラン	7
(3) 地球温暖化防止に関する具体的な取り組み	9
(4) エネルギーの使用状況	11

#### 基本施策【1-2】オゾン層の保護と酸性化の防止

(1) フロンの排出抑制	11
(2) 酸性化の防止	11

3. 施策の実施状況	12
------------	----

### 第2節 自然共生社会の形成

1. 目指す将来像	15
2. 現況	15

#### 基本施策【2-1】生物多様性の保全

(1) 帯広市の生物多様性	15
---------------	----

#### 基本施策【2-2】地域資源の保全・活用

(1) 環境保全型農業の推進	18
(2) 日高山脈襟裳十勝国立公園の指定	18
(3) 先人の知恵と歴史	19

3. 施策の実施状況	20
------------	----

### 第3節 生活環境の保全

1. 目指す将来像	22
2. 現況	22
<b>基本施策【3-1】良好な生活環境の維持</b>	
（1）大気	22
（2）水質	25
（3）騒音・振動	29
（4）悪臭	33
（5）地盤沈下	34
（6）公害苦情	35
<b>基本施策【3-2】快適な環境の創造</b>	
（1）都市緑地・公園の現況	36
（2）公園面積	36
（3）帯広の森	36
（4）緑化の推進	36
（5）緑のまちづくり条例	37
（6）第2次帯広市みどりの基本計画	37
（7）帯広市緑の健康診断	37
（8）市民団体の取り組み	38
3. 施策の実施状況	38

### 第4節 循環型社会の形成

1. 目指す将来像	41
2. 現況	41
<b>基本施策【4-1】ごみ減量の推進</b>	
（1）ごみ処理	41
（2）ごみ減量の取り組み	43
（3）環境学習・教育の実施	43
<b>基本施策【4-2】資源循環の促進</b>	
（1）資源の回収	44
（2）ごみの適正排出・適正処理の指導啓発	45
（3）グリーン購入	45
3. 施策の実施状況	46

## 第5節 市民参加と広域連携

1. 目指す将来像	47
2. 現況	47
基本施策【5-1】環境配慮行動の実践	
（1）環境配慮行動の取り組み	47
基本施策【5-2】広域連携の推進	
（1）十勝バイオマス産業都市構想	49
（2）十勝19市町村の連携（十勝定住自立圏構想）	49
（3）JICAとの連携	49
3. 施策の実施状況	49
<参考> SDGs と5つの基本目標との関連	52

## 資料編

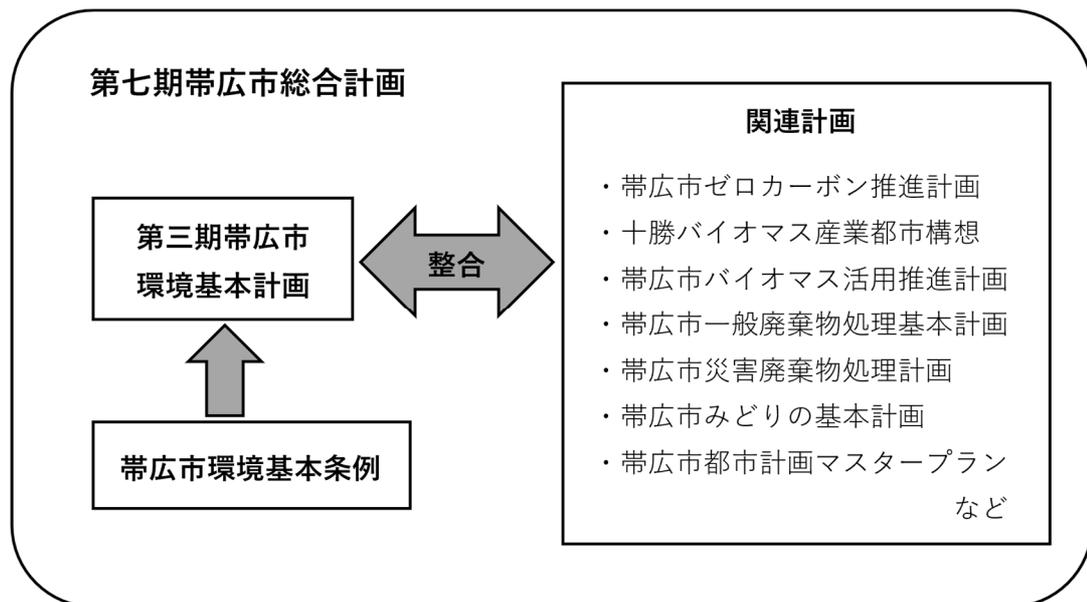
1. 市勢の概要	
（1）地勢	53
（2）人口	53
（3）気象	54
（4）産業別就業人口	54
（5）都市環境整備状況	55
2. 環境行政機構等	
（1）行政組織機構	57
（2）帯広市環境審議会	57
（3）公害防止協定および環境保全等に関する協定の締結	58
3. 測定データ	
（1）自然環境調査等	59
（2）大気	63
（3）水質	65
（4）騒音	73
4. 環境基準・規制基準	
（1）大気汚染に係る環境基準及び評価法	75
（2）水質汚濁に係る環境基準	77
（3）水質汚濁に係る排出基準	79
（4）騒音に係る環境基準・規制基準等	81
（5）振動に係る規制基準等	84
（6）悪臭防止法による悪臭の規制基準	85
（7）土壌の汚染に係る環境基準	86
（8）ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準	87

## 第1章 帯広市の環境行政

### 第1節 帯広市環境基本条例

#### 1. 目的

平成9年4月1日施行の「帯広市環境基本条例」は、環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、市・事業者・市民の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、市民が健康で文化的な生活を営むための良好な環境を確保することを目的としています。



第三期帯広市環境基本計画の体系

#### 2. 基本理念

帯広市環境基本条例では、環境の保全及び創造に関して、以下の3つの基本理念を定めています。

##### 基本理念

- ① 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- ② 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を構築することを目的とし、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- ③ 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

### 3. 基本方針

帯広市は上記の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進します。

---

#### 基本方針

---

- ① 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

---

- ② 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

---

- ③ 身近な自然環境、個性を活かした景観等の確保、歴史的又は文化的環境の形成を図り、潤いと安らぎのある良好な快適環境を創造すること。

---

- ④ 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会を構築すること。

---

- ⑤ 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

---

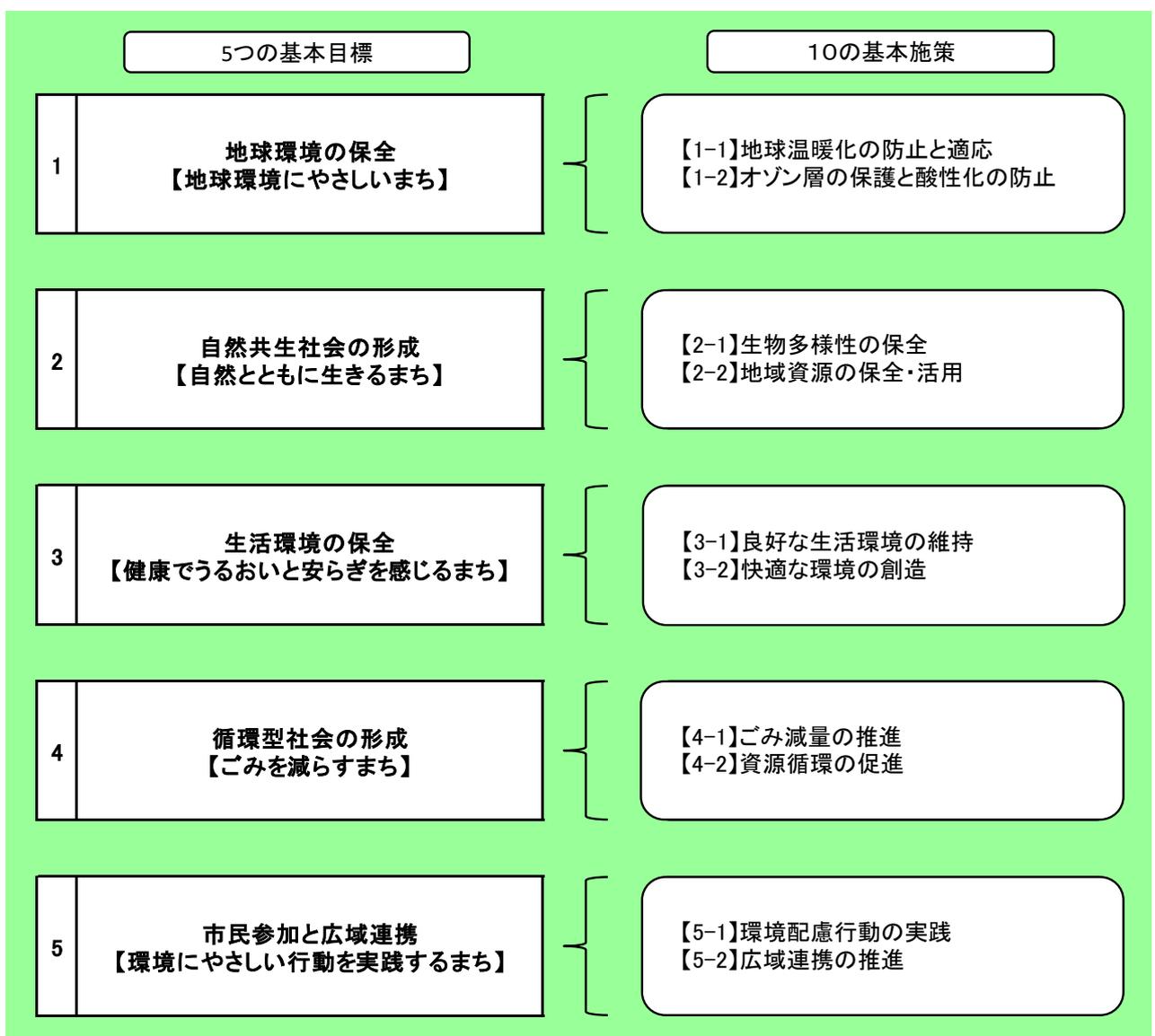
## 第2節 第三期帯広市環境基本計画

### 1. 概要

帯広市環境基本条例第9条に基づき策定した「第三期帯広市環境基本計画」は、令和2年度から令和11年度を期間とし、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、帯広市がめざす望ましい環境像の実現に向け、5つの基本目標と10の基本施策を設定しています。また、それぞれ数値等の目標及び具体的な取り組みを定めるとともに、取り組みを評価し、計画の進捗状況を把握するために、10の環境指標項目を設定しています。

なお、帯広市ゼロカーボン推進計画の策定（令和6年3月）に伴い、第三期帯広市環境基本計画の関連部分を見直しています。

### 2. 第三期帯広市環境基本計画における枠組み





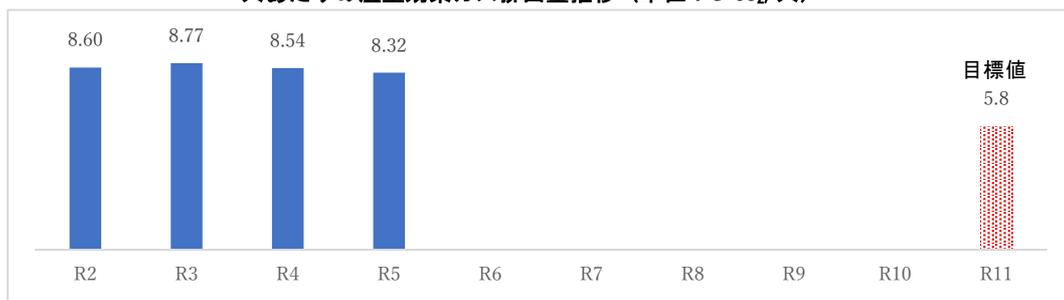
## 4. 取り組みの進捗状況

## (1) 環境指標項目の達成状況

令和11年度に向けた目標値に対する現在の達成度は、以下のとおりです。

環境指標項目	目標値 2029(令和11)年度	現状値 データ年度	実績値 2024(令和6)年度
<b>地球環境の保全【地球環境にやさしいまち】</b>			
一人あたりの温室効果ガス排出量	5.80t-CO <sub>2</sub>	8.70t-CO <sub>2</sub> 2020年度	8.32t-CO <sub>2</sub> 2023年度(速報値)
再生可能エネルギー等の導入によるCO <sub>2</sub> 排出削減量	130,424t-CO <sub>2</sub>	57,640t-CO <sub>2</sub> 2018年度	69,826t-CO <sub>2</sub>
<b>自然共生社会の形成【自然とともに生きるまち】</b>			
帯広の森の育成に関わる活動者数	3,122人	3,039人 2018年度	2,559人
市内森林面積の減少率	0%	0.02% 2018年度	0.00%
<b>生活環境の保全【健康でうるおいと安らぎを感じるまち】</b>			
市民1人あたり公園面積	49.0m <sup>2</sup>	46.8m <sup>2</sup> 2018年度	49.3m <sup>2</sup>
河川水質の環境基準の達成率(BOD75%値)	100%	100% 2018年度	100% (6地点/6地点)
<b>循環型社会の形成【ごみを減らすまち】</b>			
市民1人1日あたりのごみの排出量	800 g/(人・日)	935 g/(人・日) 2018年度	856 g/(人・日)
リサイクル率	30%	24.7% 2018年度	24.0%
<b>市民参加と広域連携【環境にやさしい行動を実践するまち】</b>			
清掃ボランティア(エコフレンズ)登録者数	4,050人	3,940人 2018年度	4,117人
出前環境教室参加人数(累計)	42,342人	24,742人 2018年度	34,500人

※指標中「一人あたりの温室効果ガス排出量」は、関連計画である「第三期帯広市環境モデル都市行動計画」の計画期間(R元.4~R6.3)が終了し、新たに「帯広市ゼロカーボン推進計画」を策定したことに伴い、目標値及び現状値を変更しています。

一人あたりの温室効果ガス排出量推移(単位:t-CO<sub>2</sub>/人)

## 第2章 環境の状況と施策の実施状況

### 第1節 地球環境の保全

#### 基本目標 1

#### 地球環境の保全 【地球環境にやさしいまち】

#### 1. 目指す将来像

近年、温室効果ガス排出量の増加を主要因とする地球温暖化の進行、これに伴う気候変動などの影響が顕在化してきていることから、地球温暖化対策やオゾン層の保護などに、市・事業者・市民が協働で取り組むことにより【地球環境にやさしいまち】を目指します。

この基本目標1の達成に向けて、以下の2つの基本施策に取り組みます。

【1-1】地球温暖化の防止と適応

【1-2】オゾン層の保護と酸性化の防止

#### 2. 現況

#### 基本施策【1-1】地球温暖化の防止と適応

地球温暖化の進行による気候変動は地球規模の課題となっています。帯広市においても温室効果ガスの排出抑制を効果的に推進するために、第三期帯広市環境基本計画、帯広市ゼロカーボン推進計画等に基づき、取り組みをすすめています。

#### (1) ゼロカーボンの実現に向けて

本市は令和4年6月に、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロとすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明。令和6年3月にはこれまで環境モデル都市として積み重ねてきた取り組みを基盤としつつ、国や北海道の動向も踏まえながら、温室効果ガスの排出を抑制するとともに、地域が抱える多様な課題の解決にも資する持続可能な脱炭素社会の実現を目指す「帯広市ゼロカーボン推進計画」を策定しました。

帯広市ゼロカーボン推進計画では、「省エネルギー対策の推進」、「再生可能エネルギーの普及拡大」、「脱炭素化と一体となったまちづくりの推進」、「ライフスタイルの転換」、「森林等による吸収源対策」の5つの基本方針を掲げ、市から排出する温室効果ガスを平成25(2013)年度比、令和12(2030)年度までに48%削減することを目標としています。

#### ア. 帯広市における二酸化炭素排出量の現状

帯広市における二酸化炭素の排出量は、ゼロカーボン推進計画の基準年度である平成25年度以降減少傾向にあります。

令和5年度の排出量（速報値）は、1,355,105t-CO<sub>2</sub>であり、平成25年度比19.8%減少、前年度（速報値）比でも3.5%の減少となっています。部門・分野別に見ると、産業部門が平成25年度比17.7%減少、業務その他部門が23.3%減少、家庭部門が14.0%減少、運輸部門が17.8%減少、廃棄物分野（一般廃棄物）が48.2%減少しています。

表1 <帯広市におけるCO<sub>2</sub>排出量の推移>(単位：t-CO<sub>2</sub>/年)

排出量（部門・分野）	H25 (2013)	H26~R1	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)速報	R5 (2023)速報	構成比 %	増減率 (前年度比) %	増減率 (H25比) %
産業部門	424,823	~	357,475	395,703	349,451	349,451	25.4	0.0	-17.7
製造業	357,263		274,976	319,384	279,846	279,846	20.3	0.0	-21.7
建設業・鉱業	23,376		20,355	19,607	18,755	18,755	1.4	0.0	-19.8
農林水産業	44,184		62,144	56,712	50,850	50,850	3.7	0.0	15.1
業務その他部門	441,306		326,970	332,076	338,569	338,569	24.6	0.0	-23.3
家庭部門	446,900		407,464	387,985	383,914	384,206	28.0	0.1	-14.0
運輸部門	354,044		344,884	347,785	340,861	290,887	21.2	-14.7	-17.8
自動車	201,545		171,478	171,335	168,346	140,996	10.3	-16.2	-30.0
貨物	139,418		163,638	166,813	162,860	140,528	10.2	-13.7	0.8
鉄道	13,081		9,768	9,637	9,655	9,363	0.7	-3.0	-28.4
廃棄物分野（一般廃棄物）	22,022	14,764	12,122	12,363	11,409	0.8	-7.7	-48.2	
小計①	1,689,095	1,451,557	1,475,671	1,425,158	1,374,522	100.0	-3.6	-18.6	
森林等吸収量		~							
森林吸収量	0		24,999	25,222	20,351	18,316	94.3	-10.0	-
帯広の森及び都市緑地	0		1,101	1,101	1,101	1,101	5.7	0.0	-
小計②	0		26,100	26,323	21,452	19,417	100.0	-9.5	-
合計（①-②）	1,689,095		1,425,457	1,449,348	1,403,706	1,355,105	-	-3.5	-19.8

※CO<sub>2</sub>排出量は、各種統計の年報値に基づき算定しています。算定年度の年報値が未公表のものについては、直近の年報値で代用して速報値を算定することで、次年度以降の施策の検討に活用しています。確報値は2年後に公表する予定としており、速報値と確報値は異なる場合があります。

## （2）帯広市エコオフィスプラン

### ア. 「帯広市エコオフィスプラン」について

地球温暖化対策推進法第21条1項に基づき、「帯広市が管理する施設が行う事務及び事業」に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として「帯広市エコオフィスプラン」（以下「プラン」という）を策定しています。

プランに掲げた目標を達成するため、職員一人ひとりが意識を高め、継続的かつ計画的に推進するとともに、継続的なエネルギー管理、省エネ設備の導入などの取り組みをすすめています。

#### ・対象範囲・対象事業

対象は、帯広市が管理する施設が行う事務及び事業です。

#### ・対象期間

第4期プランの対象期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間、目標設定の基準年度を平成25年度としています。

#### ・市が率先して行う取り組み

目標達成に向けて、温室効果ガスの中で最も排出量の多い二酸化炭素の削減に向けた省

エネルギーや省資源、廃棄物の削減などの取り組みを、各部局が連携を図りながら重点的かつ積極的に行っています。

・点検・評価

計画の進行管理にあたっては、取り組み状況や目標の達成状況について、点検・評価を行うとともに、ホームページ等で公表しています。

・温室効果ガスの算定方法

プランの取り組みによる温室効果ガス排出量は、当該年度の排出係数と基準年度の排出係数を使用し、それぞれ算定しています。

イ. 令和6年度実績

a. 温室効果ガス排出量

令和6年度は、温室効果ガス排出量（二酸化炭素排出量換算）のうち99.3%を占めている二酸化炭素の排出量が、基準年度（平成25年度）と比較して19.0%の減少となり、全体としても18.9%の減少となりました。

表3 <温室効果ガス排出量(二酸化炭素排出量換算)> (排出量単位:トン-CO<sub>2</sub>)

種類	基準年度(平成25年度)		令和6年度		増減 (%)	目標削減率 (令和12年度) (%)	
	排出量 (トン-CO <sub>2</sub> )※	構成比(%)	排出量 (トン-CO <sub>2</sub> )※	構成比(%)			
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	33,435	99.4	27,083	99.3	△ 19.0	△52	
二酸化炭素以外	メタン(CH <sub>4</sub> )	187	0.6	199	0.7	6.4	—
	一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	14	0.0	8	0.0	△ 42.9	—
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	3	0.0	3	0.0	0.0	—
	計	204	—	210	—	2.9	0
合計 (トン-CO <sub>2</sub> )	33,639	100.0	27,293	100.0	△ 18.9	—	

※ 地球温暖化係数を用い、二酸化炭素排出量に換算しています。

b. 市が率先して行う取り組みの状況

表4 <市が率先して行う取り組みの年度別実績>

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道使用量	実績値 (m <sup>3</sup> )	105,698	108,528	103,571	104,286	106,474
	対前年度増減率 (%)	△13	3	△ 5	1	2
用紙使用量	実績値 (枚)	11,739,097	10,554,552	10,787,626	9,266,668	11,136,134
	対前年度増減率 (%)	0	△ 10	2	△14	20
用紙購入量	実績値 (箱)	4,978	4,958	4,880	4,006	5,014
	対前年度増減率 (%)	△5	△0	△ 2	△18	25
廃棄物排出量	実績値 (kg)	432,180	432,832	438,377	400,973	366,389
	対前年度増減率 (%)	△ 1	0	1	△9	△9
リサイクルの推進	実績値 (kg)	287,910	298,152	307,069	269,340	250,312
	リサイクル率 (%)	67	69	70	67	68
グリーン購入の推進	該当品目 (件)	36,883	41,517	100,579	99,820	99,273
	グリーン購入品目 (件)	29,060	26,564	73,814	79,712	85,277
	調達率 (%)	79	64	73	80	86
マイカー通勤の自粛 (年間12日)	対象者数 (人)	1,138	1,156	1,132	1,135	1,085
	達成者数 (人)	580	578	547	590	546
	達成率 (%)	51	50	48	52	50

### (3) 地球温暖化防止に関する具体的な取り組み

#### ア. ノーカーデー及び出前省エネ講座の開催

平成 16 年度から、毎月第一金曜日は徒歩、自転車、バス等の公共交通機関を利用し、マイカーの使用を控えるノーカーデーを設け、二酸化炭素の削減に取り組んでいます。

また、町内会連合会環境衛生部会との協働により地球温暖化防止に関する講習会を開き、意識啓発を図っています。

表5 <ノーカーデー取り組み結果>

年度	R2	R3	R4	R5	R6
参加人数(人)	6,882	6,824	6,084	6,813	6,125
節約距離(km)	36,292	33,101	27,877	31,018	28,068
CO <sub>2</sub> 削減量 (kg-CO <sub>2</sub> )	5,305	4,838	4,075	4,532	4,101

#### イ. 再生可能エネルギーの普及促進

帯広市は全国でも有数の多日照地域であり、太陽光発電システムに適した地域であることから、この普及を図るため、市内の個人住宅を対象に平成 12 年度から補助事業に取り組んでいます。令和元年度からは太陽光発電システムと定置型蓄電池を併設する場合も補助の対象に。令和6年度からは太陽光発電システムと接続することを条件に、定置型蓄電池単体も補助の対象に加えました。また、平成 21 年度からは設置費用の無利子貸付事業を実施しています。

市内の太陽光発電システムの設置総数は、令和6年度末で 3,947 件(10kW 未満 3,512 件、10kW 以上 435 件)となっています。

平成 18 年度からは木質ペレットストーブの購入に対する補助事業を実施しているほか、平成 22 年度からは、CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)と潜熱回収型ガス給湯暖房機(エコジョーズ)設置に対する補助事業を開始。令和元年度からはエコジョーズとガスエンジンコージェネレーションシステム、令和3年度からはエコジョーズと家庭用燃料電池(エネファーム)を設置する場合も補助の対象としました。令和6年度からはV2H充放電設備の設置に対する補助事業も行っています。

なお、ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)設置に対する補助事業については、平成 28 年度から平成 30 年度まで実施しました。

表6 <補助件数>

(単位：件)

対象機器	H12～R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
太陽光発電システム	2,044	71	84	78	120	100	2,497
定置型蓄電池 (太陽光発電システム併設)	47 (47)	49 (49)	50 (50)	53 (53)	83 (83)	98 (53)	380 (335)
V2H充電設備	—	—	—	—	—	1	1
ペレットストーブ	110	5	2	3	5	5	130
エコキュート (給湯専用)	667	64	55	68	120	137	1,111
エコキュート (給湯暖房)	2	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	2
エコジョーズ (ガスコージェネ併設)	1,290 (3)	176 (3)	191 (8)	175 (5)	127 (10)	108 (17)	2,067 (46)
HEMS	39	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	39

※定置型蓄電池欄の( )は、定置型蓄電池のうち太陽光発電システムとの併設の件数。R5年度までは太陽光発電システムとの同時設置が補助の条件。

エコジョーズ欄の( )は、エコジョーズのうちガスコージェネレーションシステムを併設した件数。

表7 <貸付件数>

(単位：件)

対象機器	H21～R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
太陽光発電システム	424	2	2	1	6	0	435

## ウ. BDFの普及

平成20年度から市内スーパー、ガソリンスタンドを拠点に廃てんぷら油の回収を開始しました。回収された廃てんぷら油は軽油の代替燃料であるBDFに加工され、BDF100%であるB100や、軽油にBDFを5%以下の割合で混合したB5として建設工事で使用する重機やバス、トラック、市の公用車等で使用されています(令和6年度は、B5を20台の市公用車で使用)。廃棄物の減量、軽油使用量の削減につながる、環境にやさしい取り組みです。

表8 <年度別廃てんぷら油回収量>

(単位：kg)

R2	R3	R4	R5	R6
78,917	74,992	67,602	63,164	64,693

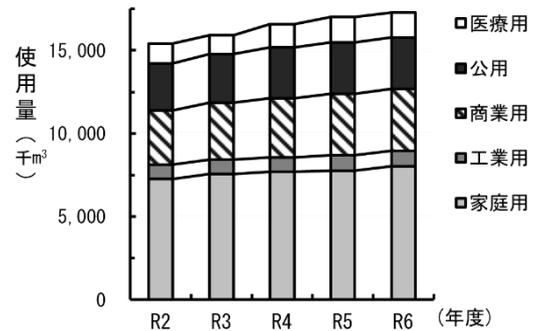
(4) エネルギーの使用状況

〈都市ガス使用量〉

令和6年度の使用量は17,285千m<sup>3</sup>(1,818億kcal)でした。用途別では、家庭用が4割以上と最も多く、次いで商業用、公用の順となっています。

また、1戸1日あたり都市ガス使用量は1.46m<sup>3</sup>(15,369kcal)でした。

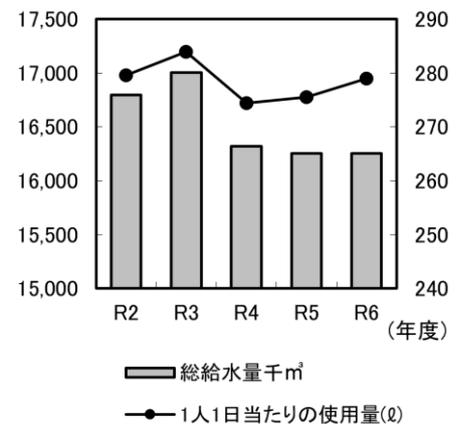
図1 用途別都市ガス使用量の推移



〈水道使用量〉

令和6年度の帯広市全体での総給水量は、16,256千m<sup>3</sup>でした。市民1人あたりに換算すると、毎日279ℓの水(水道水)を使用したことになります。

図2 総給水量と1人1日当りの水道使用量



基本施策【1-2】オゾン層の保護と酸性化の防止

(1) フロンの排出抑制

家電リサイクル法の対象となる家庭用の冷蔵庫・冷凍庫等は、同法に基づき適正に処分するよう啓発しています。

また、家電リサイクル法の対象外となる業務用の冷蔵庫・冷凍庫等のうち、フロン排出抑制法の第一種特定製品に分類されるものは、同法に基づき適正に処分するよう案内しています。

(2) 酸性化の防止

帯広市では平成4年(1992年)から酸性雪の調査を行っています。酸性雪の調査結果については、「第3節 生活環境の保全 2. 現況 (1) 大気 イ. 環境基準等の達成状況」に調査結果を掲載しています。

3. 施策の実施状況

基本施策【1-1】地球温暖化の防止と適応		
令和6年度の取り組み	実績等	関連部局
①省エネルギー対策の推進 ②再生可能エネルギーの普及拡大 ③脱炭素化と一体となったまちづくりの推進 ④ライフスタイルの転換 ⑤森林等による吸収源対策 の5つの基本方針に基づく各種取り組み	「帯広市ゼロカーボン推進計画」（令和6年3月策定）において、令和12年度までに温室効果ガス排出量を平成25年度比48%削減する目標を掲げ、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進している。 令和5年度時点で平成25年度比約33.4万t（19.8%）削減となっている。	環境課
自然エネルギーの活用と民間への普及	①住宅用太陽光発電システム導入補助金 市内の住宅に太陽光発電システムを設置する市民を対象に設置費用の一部を補助する事業を平成12年度より実施している。また、令和元年度から定置型蓄電池の設置についても補助の対象としている。令和6年度の太陽光発電システムの補助実績は100件、累計で2,497件（うち定置型蓄電池併設335件）となった。 ②太陽光発電システム導入資金貸付制度 平成21年度より設置費用の一部を融資する事業を実施している。令和6年度の実績は0件、累計で435件となった。 ③木質ペレットストーブ導入補助金 市内の住宅等に木質ペレットストーブを設置する市民等を対象に購入費用の一部を補助する事業を平成18年度より実施している。令和6年度の補助実績は5件、累計で130件となった。	
環境負荷を低減する自動車関連の施策 ○帯広型「イトリック」ストップ運動の推進 ○電気自動車等低公害車の導入等の普及促進 ○ノーカーデーの実施・不要不急の自動車使用の自粛啓発	①「帯広市エコオフィスプラン」にて継続実行。令和3年度より第4期の取り組み。令和7年3月に改訂され、令和6年度実績より基準年度を平成25年に変更。 ・公用車燃料については、平成25年度比で、ガソリン56.3%、軽油13.3%の減少となり、二酸化炭素排出量に換算すると全体で198t-CO <sub>2</sub> の削減となった（二酸化炭素換算には当該年度の換算係数を使用）。 ・マイカー通勤の自粛では、職員による自家用車通勤自粛日数を年間12日間とし取り組み、50%の職員が達成し、二酸化炭素排出量削減に寄与した。 ②ノーカーデーの取り組みに、延べ6,125名（28,068km）が参加し、4,101kg-CO <sub>2</sub> の二酸化炭素排出量を削減した。	
地球温暖化防止のための配慮指針の策定及び公共施設における排出ガスの適正管理	帯広市が管理する施設が行う事務・事業を対象とした地球温暖化防止実行計画である「帯広市エコオフィスプラン」において、二酸化炭素を中心とした温室効果ガスの排出量削減目標を設定し、運用している。 各種エネルギー使用量は平成25年度比で、 ・電気23.6%の減少、 ・プロパンガス30.2%の増加、 ・都市ガス199.8%の増加、 ・重油34.8%の減少、 ・灯油24.8%の減少、 ・ガソリン56.8%の減少、 ・軽油11.9%の増加 となり、二酸化炭素排出量が19.0%の減少となった（二酸化炭素換算には当該年度の換算係数を使用）。	
低公害車の導入やエコオフィスの実践など環境に配慮した取り組みを率先して実行	①「帯広市エコオフィスプラン」により、帯広市が管理する施設が行う事務事業について、率先実行している。 ②令和7年4月時点で公用車の総数238台中、軽乗用・小型乗用・普通乗用は95台あり、このうちEV3台、PHV2台、HV12台、CDV1台、合計18台が次世代自動車となっている。	
省エネルギー型施設・商品の導入促進	「帯広市エコオフィスプラン」の市が率先して行う取り組みの1つとして、グリーン購入を推進しており、購入率は86%となった。	
バス等公共交通機関の充実	大正、川西の農村部における住民の移動手段を確保するため、デマンド式の乗合タクシー、バスの運行を行った。 ・農村部大正地区での乗合タクシーの運行（H16.4月～）利用者数2,304人 ・農村部川西地区での乗合バスの運行（H17.10月～）利用者数 9,439人	

<p>大型商業施設や公共施設等の駐輪場の整備促進</p>	<p>帯広市自転車等の放置の防止に関する条例第6条に定める「施設設置者の責務」に基づき、該当事項が発生した場合、施設設置者に対して施設利用者のために必要な自転車等駐車場の設置の協力要請を行っている。</p>	<p>管理課</p>
<p>新エネルギーの利用促進に向けた融資制度の検討（事業者）</p>	<p>帯広市中小企業振興融資制度において、太陽光などの十勝の優位性のある地域資源を活用する事業に対して利用可能な「ニューフロンティア資金」をあっせんし、新エネルギーの利用促進を図った。</p> <p>【R6年度ニューフロンティア資金あっせん実績】 ⇒1件 【内、新エネルギーの利用促進に資するあっせん実績】 ⇒0件</p>	<p>商業労働課</p>
<p>児童福祉施設に太陽光発電、LED照明を導入する</p>	<p>以下の保育所でLED照明を導入した。 ・すずらん保育所 遊戯室8台、2階ホール3台</p>	<p>こども課</p>
<p>地下水を水源とした工場用水の再利用の推進</p>	<p>十勝産業振興センター（設置主体：とかち財団）では、地球温暖化対策として、地下水を循環させその地下冷水の温度差エネルギーを利用したヒートポンプによる熱交換型冷暖房設備を導入している。また、全国でも上位に位置する日照時間を有効活用した太陽光発電装置を設置している。</p>	<p>経済企画課</p>
<p>学校施設における省エネルギー設備の導入</p>	<p>以下の学校でLED照明を設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帯広小 校長室 8灯 算数教室 2灯 保健室・職員室 4灯</li> <li>・柏小 体育館 18灯</li> <li>・明星小 Eルーム黒板灯 2灯 体育館 18灯</li> <li>・緑丘小 体育館 21灯 誘導灯 1灯</li> <li>・北栄小 外灯 1灯</li> <li>・東小 誘導灯 2灯</li> <li>・栄小 誘導灯 29灯</li> <li>・若葉小 職員室 6灯</li> <li>・広陽小 外灯 1灯 職員室 2灯 体育館 14灯</li> <li>・花園小 体育館 16灯</li> <li>・啓北小 体育館 15灯</li> <li>・開西小 体育館 20灯</li> <li>・明和小 体育館 15灯</li> <li>・つつじが丘小 体育館 18灯</li> <li>・愛国小 体育館 16灯</li> <li>・第一中 1-1・生徒玄関 8灯 体育館 6灯</li> <li>・第二中 1-1 2灯</li> <li>・第四中 体育館 19灯</li> <li>・第五中 2-3黒板灯 2灯 音楽室 4灯 職員室 3灯 体育館 24灯</li> <li>・第七中 体育館 8灯</li> <li>・第八中 体育館 8灯</li> <li>・南町中 音楽室 2灯</li> <li>・緑園中 3-1 2灯 調理室 2灯 調理室・特学教室 4灯（上記照明とは別物） 体育館 19灯</li> <li>・翔陽中 体育館 16灯</li> <li>・八千代中 入口側外灯 1灯 生徒玄関外灯 1灯</li> </ul>	<p>学校地域連携課</p>
<p>道路照明灯の省エネ化</p>	<p>道路照明の水銀灯等を省エネ灯具へ交換した。 ・LED灯 676灯</p>	<p>道路維持課</p>

第2章 環境の状況と施策の実施状況

太陽光発電設備の導入等による省エネルギー促進	<p>帯広市総合体育館「よつ葉アリーナ十勝」において、省エネ設備を導入している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備（10kw）</li> <li>・LED 1,744灯</li> <li>・空調機風量調整用インバーター 9台</li> <li>・冷温水ポンプ流量調整用インバーター 6台</li> <li>・冷却水ポンプ流量調整用インバーター 2台</li> <li>・床置型ロスナイ風量調整用インバーター 4台</li> <li>・ガスヒートポンプエアコン 1台</li> <li>・空冷ヒートポンプエアコン 3台</li> </ul>	スポーツ課
スポーツ施設の省エネルギー化	<p>帯広の森体育館において、LED高天井用照明器具（水銀灯1000形器具相当）60灯を導入（令和6年度より）。</p>	
廃棄物（下水汚泥など）の有効利用の促進	<p>①下水処理過程で発生する消化ガス（メタンガス）をボイラー用燃料及び発電に利用し、重油等の燃料の節減につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帯広川下水終末処理場 <ul style="list-style-type: none"> <li>発生量 417,203 Nm<sup>3</sup></li> <li>利用量 417,203 Nm<sup>3</sup>（100.0%）</li> </ul> </li> <li>・十勝川浄化センター <ul style="list-style-type: none"> <li>発生量 2,956,068 Nm<sup>3</sup></li> <li>利用量 2,926,178 Nm<sup>3</sup>（98.99%）</li> </ul> </li> </ul> <p>②下水処理過程で発生する汚泥は、緑農地へ還元されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帯広川下水終末処理場 1,737.06t</li> <li>・十勝川浄化センター 3,499.7t</li> </ul>	帯広川下水終末処理場、十勝川浄化センター
バスの利便性向上や利用促進	<p>○高齢者おでかけサポートバス事業 70歳以上の帯広市民（当該年度内に満70歳に達する人を含む）でかつ、バス利用が可能な身体状況の方に対し、高齢者バス無料乗車証（顔写真付き）を交付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付者数 24,813人</li> <li>・交付率 60.1%</li> <li>・延利用者数 743,057人</li> </ul>	介護高齢福祉課

基本施策【1-2】 オゾン層の保護と酸性化の防止		
令和6年度の取り組み	実績等	関連部局
オゾン層破壊物質（フロンやハロン、臭化メチルなど）の使用禁止	スポーツセンター及び屋内スピードスケート場において環境への影響が少ないアンモニアを冷媒とする設備を導入している。	スポーツ課
フロン回収、処理の推進	冷蔵庫・冷凍庫等を適正に処分するよう、啓発・案内した。	清掃事業課
酸性雪の継続的監視	市内5か所にて降雪の酸性度の測定を実施した。	環境課
公共施設での適正な空調温度の徹底	適正な空調温度の徹底に努めた。	施設所管課

## 第2節 自然共生社会の形成

## 基本目標 2

## 自然共生社会の形成 【自然とともに生きるまち】

## 1. 目指す将来像

私たちの暮らしは、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みである清澄で豊かな水や良質な農産物を生産する土壌など、豊かな自然環境に支えられています。

今後も生物多様性の恵みを持続的に享受していくため、生物多様性の損失を食い止め、肥沃な大地を保全し、地域の自然資源を有効活用していくことにより、【自然とともに生きるまち】を目指します。

この基本目標2の達成に向けて、以下の2つの基本施策に取り組みます。

【2-1】生物多様性の保全

【2-2】地域資源の保全・活用

## 2. 現況

## 基本施策【2-1】生物多様性の保全

## (1) 帯広市の生物多様性

## ア. 自然環境保全に係る地域等の指定状況

多様な動植物が生息する良好な自然環境を保全するためには、特定地域における人間活動のある程度制限したり、優れた環境であることを明示したりして保護意識の醸成を図る方法などがあります。

現在、市内では自然公園法による国立公園や北海道自然環境等保全条例による環境緑地保護地区、文化財としての名勝や道天然記念物の指定を受けているほか、帯広市自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区の指定などを行い、自然環境の保全措置を図っています。

## 自然公園法に基づく国立公園

名称	指定年月日 (面積)	所在地	指定理由等
① 日高山脈襟裳十勝国立公園	令6.6.25 (総面積252,177ha、うち帯広市10,949ha)	帯広市、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、広尾町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町	地殻変動を受けて形成された非火山性連峰を基盤に、山地を核として育まれた深く原生的な自然林生態系が広がる風景を風景型式としている。当該風景型式の中でも、日本列島の形成過程を反映した山脈が内陸部から海まで延々と連なる雄大さと、その山脈一帯が原生性を有する自然状態のまま我が国最大規模のまとまりを持って存在する点において我が国を代表するに足りる傑出した自然の風景地である。

## 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく道指定鳥獣保護区

名称	存続期間 (面積)	所在地	指定理由等
② 岩内鳥獣保護区【森林鳥獣生息地】	R6.10.1~R26.9.30 (673ha)	岩内町に所在する民有林49林班外	森林に生息する鳥獣の保護

## 文化財保護法に基づく国指定名勝

名称	指定年月日	所在地	指定理由等
③ 名勝ピリカノカ十勝幌尻岳(ポロシリ)	平24.9.19	十勝森林計画区第304林班林班外	ピリカノカとはアイヌ語で「美しい・形」を意味し、アイヌの物語や伝承、折りの場、言語に彩られた優秀な景勝地を総称するもの。十勝幌尻岳は、国指定名勝ピリカノカの八番目の構成資産として追加指定された。

北海道自然環境保全条例に基づく環境緑地保護地区等

名称 【区分】	指定年月日 (面積)	所在地	指定理由等
④ 水光園 【環境緑地保護地区】	昭49. 3. 30 (44, 048m <sup>2</sup> )	東10条南4丁目6番1～東11条南5丁目 周辺地域、旧帯広川河川敷の一部	市街地における環境緑地として維持することが必要な樹林地の保護
⑤ 帯広神社 【環境緑地保護地区】	昭49. 3. 30 (27, 250m <sup>2</sup> )	東2条南1丁目6～東4条南2丁目1	同上
⑥ 帯広農校 【環境緑地保護地区】	昭49. 3. 30 (119, 195m <sup>2</sup> )	稲田町西1線8番1～12番4	同上
⑦ 岩内仙峡 【自然景観保護地区】	昭49. 3. 30 (236, 162m <sup>2</sup> )	岩内町70番1～岩内川河川敷の一部	岩内川およびその周辺地の良好な自然景観の保護
⑧ 栄公園ポプラ 【記念保護樹木】	昭49. 3. 30	西5条南9丁目1番9	市民に親しまれている市内最大のポプラ

北海道文化財保護条例に基づく道指定天然記念物

名称 【区分】	指定年月日 (面積)	所在地	指定理由等
⑨ 札内川流域 化粧柳自生地	昭37. 3. 22 (50, 968m <sup>2</sup> )	大正町基線9号～10号	ケシヨウヤナギは隔離分布で知られる珍しい樹木で、バイカル以東の東アジアに産する。わが国では、本州中部の上高地を中心とする地帯と北海道の日高の沙流川下流および十勝西部に産するにすぎない貴重種である。
⑩ 大正のカシワ林	昭43. 1. 18 (40, 000m <sup>2</sup> )	大正町445番～446番	十勝地方には、かつていたるところにカシワの群落が見られたが、開発が進むにつれ次第に失われ現在はその名残をとどめるにすぎない。この地区は、自然の状態のままカシワの群落が保存されている貴重な地区である。
⑪ 帯広畜産大学農場の 構造土十勝坊主	昭49. 12. 6 (4, 144m <sup>2</sup> )	川西町西4線17号 帯広畜産大学農場内	十勝坊主は、数千年前の寒冷な時期に生成し現在まで残存している直径1～1.5m、高さ0.5～1mの半球状の化石構造土で、100個くらい群生している。地質・土壌学上貴重な標本である。

帯広市自然環境保全条例に基づく帯広市自然環境保全地区

名称 【区分】	指定年月日 (面積)	所在地	指定理由等
⑫ 桜木町カシワ林	平6. 12. 31 (70, 400m <sup>2</sup> )	桜木町428番外	優れた自然状態を維持しており、十勝の原植生を知るうえで学術的価値が高い。
⑬ ヌップク川さけます ふ化場跡地	平9. 3. 24 (40, 200m <sup>2</sup> )	大正町441番53、54外	ヌップク川の清流と緑豊かな河畔林が優れた自然景観を形成し、また、鳥類や小動物の生息地として貴重である。
⑭ 美栄町市有林	平9. 3. 24 (38, 000m <sup>2</sup> )	美栄町901番	狭い林分内に異なる様相の林を備え優れた自然状態を維持しており、十勝の原植生を知るうえで学術的価値が高い。
⑮ 上帯広町ハンノキ林	平13. 10. 12 (44, 700m <sup>2</sup> )	上帯広町194番	林冠がハンノキのみからなる部分をその中に持つという点で貴重な林分であり、大径木からなるハンノキ林分のみみられる。
⑯ 基松町湿性林	平14. 9. 2 (32, 000m <sup>2</sup> )	基松町基線10番1外	林冠がヤチダモ、ハルニレ、ハンノキで構成されており、市街地と農村部との動植物の移動性の確保に重要である。
⑰ 桜木町広葉樹林	平16. 2. 26 (14, 000m <sup>2</sup> )	桜木町東4線115番2の内外	林床出現種が非常に豊かであり、帯広市内では稀少なものも見られる。
⑱ 上帯広町河畔林	平17. 3. 31 (32, 900m <sup>2</sup> )	上帯広町西2線88番2の内外	これまで調査されてきた林分とは異なり、ドロノキ、ケヤマハンノキを主体とする林であり、植生が豊かである。
⑲ 富士町湿性林	平17. 12. 27 (31, 600m <sup>2</sup> )	富士町西6線67番1の内外	ヤチダモ、ハルニレが高木層を優占し、ササの侵入をそれほど受けておらず、良好な林内環境を保っている。
⑳ 上清川町河畔林	平19. 1. 19 (114, 000m <sup>2</sup> ) 平20. 12. 26 区域拡大 (202, 000m <sup>2</sup> )	上清川町基線173番2外	ハルニレを主体として、ケシヨウヤナギの大径木がみられるなど、自然が良好に維持されている点で貴重である。
㉑ 富士町22号湿性林	平19. 12. 26 (33, 000m <sup>2</sup> )	富士町西5線60番1外	ハルニレ、ヤチダモが高木層を占めており、林としての発達程度、樹木や林床草本の多様性とも、市内の湿性林では最も良質なものの1つである。
㉒ ヌップク川源流部河 畔林群Ⅰ	平24. 10. 2 (15, 000m <sup>2</sup> )	昭和町西1線118番1外	主にドロノキ、ハルニレ、ヤチダモ、ミズナラ等からなり、森林の移ろい、多様な林床出現種がみられ、ヌップク川流域の河畔林として動植物の生息及び移動にとって重要な緑地である。
㉓ ヌップク川源流部河 畔林群Ⅱ	平25. 10. 25 (26, 000m <sup>2</sup> )	昭和町西1線114番外	主にハルニレ、ヤチダモ、ミズナラからなり、区域内の多様な環境が多くの植物種を育み、既存保全地区2か所とともに流域の河畔林として動植物の生息及び移動にとって重要な緑地である。
㉔ 戸蔭中島大川河畔林	平28. 3. 15 (22, 500m <sup>2</sup> )	中島町東6線99番1外	主にハルニレ、オオバヤナギ等からなるほか、市内では分布標高の下限にあたりと見られるオヒョウウ、絶滅のおそれのある6種を含む点が貴重である。
㉕ 富士町基線湿性林	平29. 3. 10 (17, 500m <sup>2</sup> )	富士町基線50番2外	ハルニレ、ヤチダモ、ハンノキからなり、絶滅のおそれのある植物4種のほか鳥類、両生類などが確認されており、地域の生物多様性保全を考える上で極めて重要な区域である。

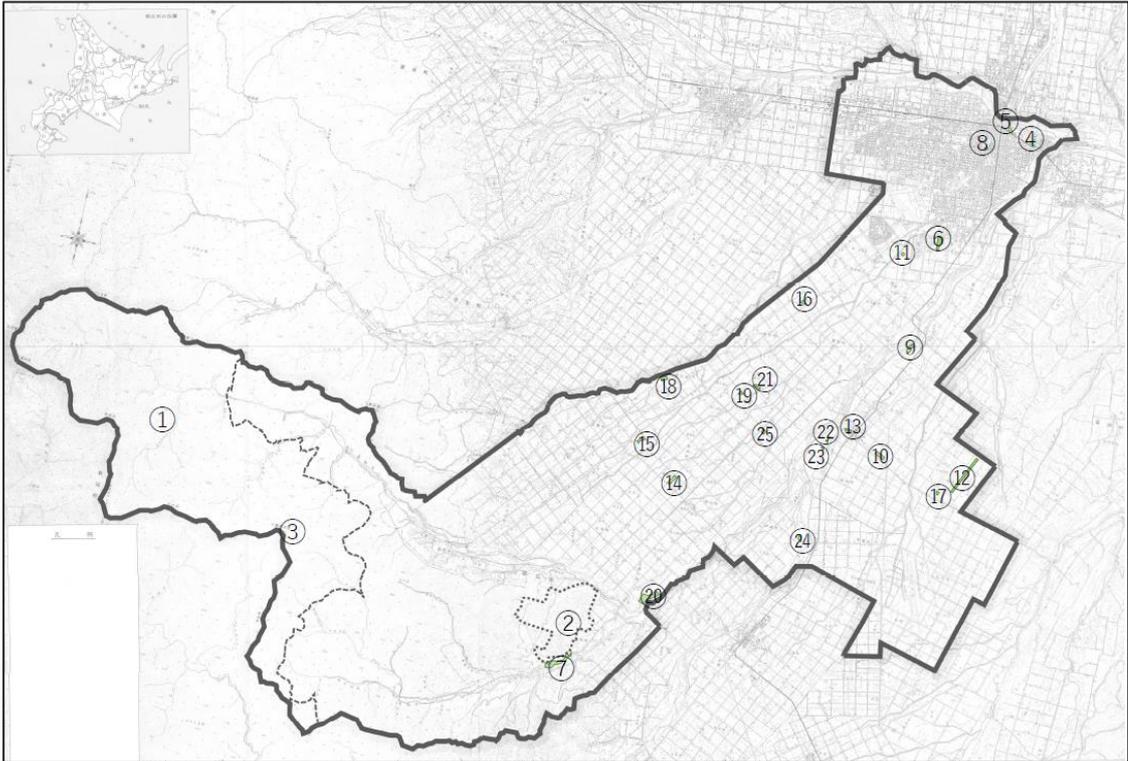


図3 自然環境保全に係る指定区域等位置図

※各保全地区等の名称その他については、15～16ページ参照

#### イ. 帯広市自然環境保全条例

帯広市では、無秩序な開発を防止し、自然環境の適正な保全を図ることを目的として、帯広市自然環境保全条例を制定。条例に基づく各種の施策を実施することにより、自然との共生に向けて取り組んでいます。

帯広市自然環境保全条例の主な内容は次のとおりです。

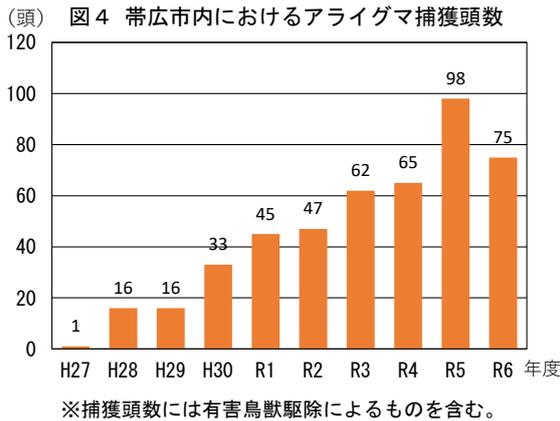
- 帯広市自然環境保全基本方針の策定
- 帯広市自然環境保全地区の指定
- 3,000m<sup>2</sup>以上の開発行為の事前協議

#### ウ. 帯広市自然環境監視員制度

帯広市では、帯広市自然環境保全条例に基づき、自然環境監視員を委嘱しています。監視員は、それぞれ川西地区、大正地区、ヌップク川地区の3地区を担当地区とし、自然環境の監視や自然保護思想の普及啓発などを行っています。

## エ. 特定外来生物対策（アライグマ対策）

アライグマは、もともと北米大陸からペットとして日本に輸入され、逃げ出したものが野生化し、増えたといわれています。雑食で繁殖力も強く急激に数を増やすアライグマは、農林水産業や自然環境、人の財産等へ悪影響をもたらすとして、特定外来生物に指定されています。帯広市では、平成25年度に特定外来生物法に基づくアライグマ等防除計画を策定して防除を行っており、平成30年度からは、より効果を上げるため繁殖期である春期に集中的な防除を行っています。



アライグマ

(出典：環境省)

### 基本施策【2-2】地域資源の保全・活用

#### (1) 環境保全型農業の推進

帯広市の農業は、農地への堆肥の施用や緑肥の作付けなどにより、土壌への二酸化炭素の貯留を促進し、広大な農地を温室効果ガスの吸収源とする取り組みをすすめています。

また、化学合成農薬や化学肥料の削減により、生物多様性の保全に貢献する環境に配慮した農業をすすめています。

さらに、選果場残さや農産物残さなどから製造される家畜肥料であるエコフィードの活用や、ほ場で発生する規格外品の有効活用により廃棄物の削減を図るとともに、飼料自給率の向上により、輸入飼料及び飼料輸送に係る温室効果ガス排出量の削減を図るなど、地球温暖化防止にも貢献しています。

#### (2) 日高山脈襟裳十勝国立公園の指定

帯広市では日高山脈の多様な自然の保護強化や、知名度の向上、地域資源として活用を図るため、日高山脈襟裳国立公園の国立公園指定に向け、関係自治体との連携事業や要望活動を行ってきました。

日高山脈地域については、環境省が平成28年度から3年間国立公園指定検討に向けた環境調査を行い、傑出した自然環境が認められたことから、国立公園指定に向けた手続きを進め、令和6年6月25日に「日高山脈襟裳十勝国立公園」に指定されました。

## 【概要】

名 称	日高山脈襟裳十勝国立公園
指定日	令和6年6月25日
指定面積	252,177ha（陸域：245,668ha、海域：6,510ha）
関係市町村	帯広市、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、広尾町 日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町



指定記念セレモニー



指定記念懸垂幕の設置

## (3) 先人の知恵と歴史

## ア. アイヌ文化の普及・啓発

帯広市ではアイヌ民族の伝統的な文化や歴史について学ぶことのできるアイヌ民族文化情報センター「リウカ」の設置や、身近な自然をアイヌ文化の視点で紹介する自然観察会などを開催しています。



アイヌ民族文化情報センター「リウカ」

3. 施策の実施状況

基本施策【2-1】 生物多様性の保全										
令和6年度の取り組み	実績等	関連部局								
特定外来生物の防除	①アライグマ防除の実施（捕獲頭数：75頭） ②アライグマ防除講習会の実施 ③十勝総合振興局アライグマ捕獲プログラム広域展開推進協議会参加	環境課								
帯広市自然環境保全条例による地区指定と適正な管理	①自然環境監視員による保全地区の現状把握と監視（2回/月） ②保全地区看板修繕 1か所 ③ヌブク川さけますふ化場跡地自然環境保全地区 支障木剪定									
公共事業における環境配慮	一定規模以上の公共事業の実施について、「帯広市公共工事環境配慮ガイドライン（平成23年度改定第3版）」により計画・実施段階ごとに環境配慮の度合を評価している。評価は環境課がとりまとめている。									
市有林の植栽等、適切な森林整備の実施	<table border="0"> <tr> <td>・下刈り</td> <td>46.65ha</td> <td>・間伐</td> <td>21.86ha</td> </tr> <tr> <td>・受光伐</td> <td>5.13ha</td> <td>・準備地拵え</td> <td>8.90ha</td> </tr> </table>	・下刈り	46.65ha	・間伐	21.86ha	・受光伐	5.13ha	・準備地拵え	8.90ha	農村振興課
・下刈り	46.65ha	・間伐	21.86ha							
・受光伐	5.13ha	・準備地拵え	8.90ha							

基本施策【2-2】 地域資源の保全・活用		
令和6年度の取り組み	実績等	関連部局
環境に配慮した農業の推進 農薬や化学肥料の適正使用と豊かな土づくりの推進 肥料・農薬を低投入で持続させる方式の農業の研究・開発	○クリーン農業推進事業、環境保全型農業直接支援対策による支援 Yes!クリーン認証制度の普及拡大、低農薬・低化学肥料の取り組みにつながる生産者・関係機関との連携をはかった。また、環境保全型農業直接支援対策事業により、生産者2団体に対し支援を行った。	農政課
農産加工物、調理済残渣、生ごみ、堆きゅう肥の利用・流通体制の整備促進	○農産物残さ等の有効活用 ①にんじん規格外品の飼料仕向 160 t ②ビートパルプの飼料仕向 6488.6 t ③長いも選果残さの飼料化 687.6 t ④長いも圃場残さの有効利用化 39.9 t	
差別化する農業への展開	①後継者の育成 就農後間もない農家後継者向けに、農業経営・農業技術に関する研修を実施した（アグリカレッジ：共通コース3回、農産コース4回）。 ②消費拡大対策 ・夕市の開催（16回） ・畜産物加工研修の実施（77回）	
グリーンツーリズムの展開	農業インターシップ事業の実施（5回）。	
田園景観の保全	多面的機能支払交付金による農村地域の共同活動に係る支援を行い、植栽等の景観形成活動の取組みが実施された。	農村振興課
特産品を活かした地域振興施策の展開	雑誌・メディアを活用した地域の広報・PR。	観光交流課
自然とふれあえる、環境にやさしい観光事業と観光者への指導・啓発	十勝・帯広の観光資源を活かし、体験型観光を振興するため、ポロシリ自然公園周辺において、地元住民との協働による体験観光推進事業を実施した。 ・ヤマハの放流	
日高山脈襟裳国定公園の国立公園化	国立公園指定記念事業を実施した。 ①十勝関係6市町村連携 ・指定記念セレモニーの実施 ・指定記念祝賀会共催 ・日高山脈襟裳十勝国立公園パンフレットの作成 ②帯広市 ・指定記念懸垂幕の設置 ・PRステッカーの作成	環境課
アイヌ民族に関わる歴史・文化・自然遺産の継承推進	市民に対して、アイヌの民族の歴史・文化などへの理解促進を図るため、以下の事業を実施した。 ・アイヌ文化交流会 参加人数 633人 ・アイヌ生活文化展 参加人数 205人	地域福祉課
アイヌ文化の学校教育および社会教育での学習機会の提供 アイヌ語の地名・名称の伝承	・副読本「おびひろ」にアイヌ文化に関わる内容を掲載 ・「おびひろ市民学」において、アイヌ文化出前講座「アイヌの人たちの文化を知ろう」を開設し、各学校にて実施	教育研究所

アイヌが育んだ自然環境の回復と保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クチャ（仮小屋）づくり体験 14名</li> <li>・植物観察会 7名</li> <li>・ゴザ編み体験 7名</li> <li>・料理体験交流会 17名</li> </ul>	百年記念館
アイヌ文化の調査研究と普及・啓発	<p>○アイヌ民族文化情報センター「リウカ」の運営</p> <p>アイヌ民族文化の普及、啓発、伝承、保存等の活動の拠点として、多面的に情報を集積し調査研究を行うとともに、その情報を発信することでアイヌ文化の伝承普及活動をはじめ、生涯学習や学校教育でのさまざまなニーズに対応した活動を行った。</p>	
埋蔵文化財の保護・活用	<p>○帯広百年記念館埋蔵文化財センターの活用</p> <p>埋蔵文化財発掘調査業務で出土した遺物・関連資料の収蔵保管の拠点施設として、出土品等の市民への公開と情報発信・体験教室を行った。</p>	
文化財の管理	<p>北海道指定文化財である「札内川流域化粧柳自生地」周辺の草刈りを行った。</p>	
帯広市ホームページでの情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>①文化財を保存・活用していくため設置を進めている、史跡標示板の情報を市ホームページで公開した</li> <li>②国・道・市指定文化財を市ホームページで公開した</li> <li>③文化財や歴史に触れる歴史探訪や公開の事業を実施した</li> </ul>	

第3節 生活環境の保全

<b>基本目標 3</b>	<b>生活環境の保全 【健康でうるおいと安らぎを感じるまち】</b>
---------------	------------------------------------

1. 目指す将来像

私たちが健康でうるおいと安らぎを感じながら生活するためには、きれいな水と空気などの良好な環境を維持していくことや、身近なみどり・水辺の空間づくりが重要です。大気環境や河川水質などの監視・測定、市や事業者、市民が協働したみどりづくりなどを実施することにより、【健康でうるおいと安らぎを感じるまち】を目指します。この基本目標3の達成に向けて、以下の2つの基本施策に取り組みます。

【3-1】良好な生活環境の維持  
【3-2】快適な環境の創造

2. 現況

**基本施策【3-1】良好な生活環境の維持**

(1) 大気

帯広市における大気汚染の主要因は暖房や自動車の使用などに起因するもので、特に冬期に大気汚染物質濃度が高くなる傾向を示しますが、風向風速等の気象条件によっても大きく影響を受けています。

近年は大陸の森林火災や産業活動に伴い発生する大気汚染物質に影響を受けたと思われる事例が全国で観測されており、平成28年11月から北海道と協力し、帯広市内で微小粒子状物質（PM2.5）の測定を行っています。

ア. 監視体制

帯広市では、昭和40年度から大気汚染物質の測定を開始し、昭和58年度からは自動測定装置を設置して常時監視測定を実施してきました。大気環境については全国的に改善されており、本市においても長期的に環境基準を達成していることから監視体制の見直しを行い、平成30年度からは季節ごとの短期測定に移行しました。

令和6年度は南町配水場（南の森）にて、大気中の窒素酸化物の短期測定を行いました。また、引き続き帯広市役所庁舎にてPM2.5の常時監視を行っています。このほか大気中のアスベスト濃度の調査を市内のコミュニティセンターや福祉センターで行いました。



No.	調査地点名
1	帯広市役所（微小粒子状物質PM2.5測定）
2	帯広市東コミュニティセンター（アスベスト調査）
3	稲田南福祉センター（アスベスト調査）
4	南町配水場（窒素酸化物測定）
5	森の里コミュニティセンター（アスベスト調査）

※地点 No. 3 と No. 5 は隔年交替で測定

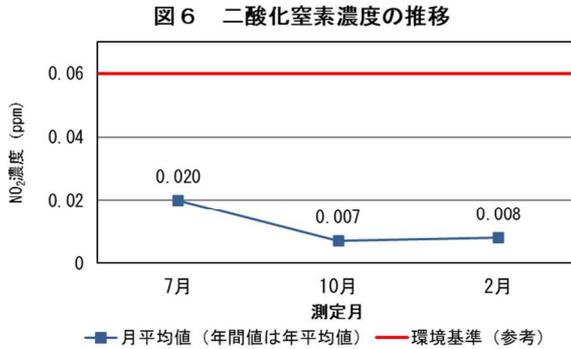
※地理院タイルに河川名、道路名、地点を追記して掲載

図5 大気汚染物質測定地点位置図

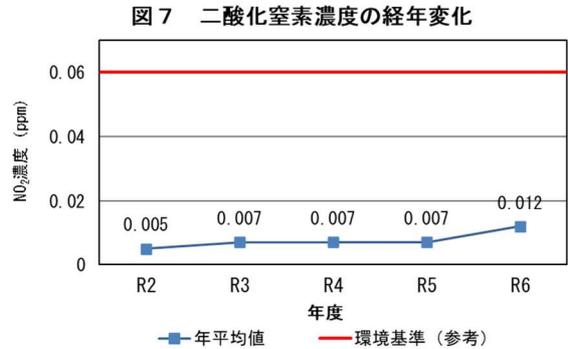
イ. 環境基準等の達成状況

a. 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

大気中の窒素酸化物について、令和6年度は年3回、各7日間の短期測定を行いました。各期間における二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) 濃度の日平均値は環境基準値 (0.06ppm) 内でした。



備考 1 各年度の値は日平均値の合算値を測定日数で除したもの。  
2 表示している環境基準は長期的評価に適用するもの。



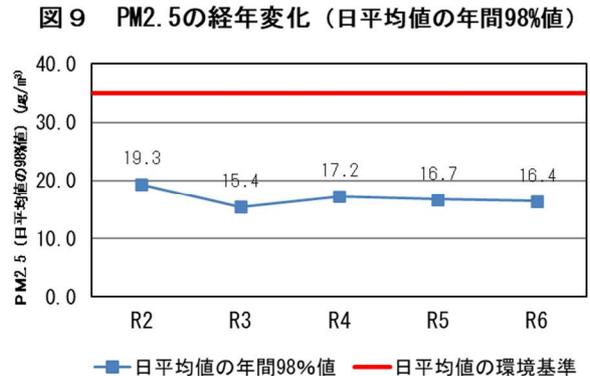
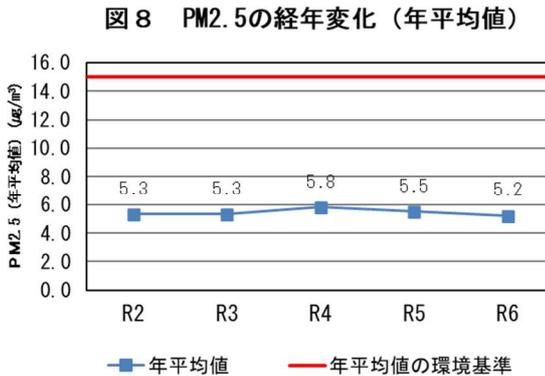
備考 1 各年度の値は日平均値の合算値を年間測定日数で除したもの。  
2 表示している環境基準は長期的評価に適用するもの。

b. 微小粒子状物質 (PM2.5)

PM2.5とは、大気中に浮遊している2.5 μm以下の小さな粒子のことで、人体の呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。

発生源としては、ボイラー・焼却炉等の施設や、自動車・航空機等の人為起源のもの、土壌・火山等の自然起源のものがあります。

帯広市では、平成28年より北海道と協力してPM2.5の常時監視測定を行っており、測定開始以降、環境基準を満たしています。



c. 酸性雨、酸性雪

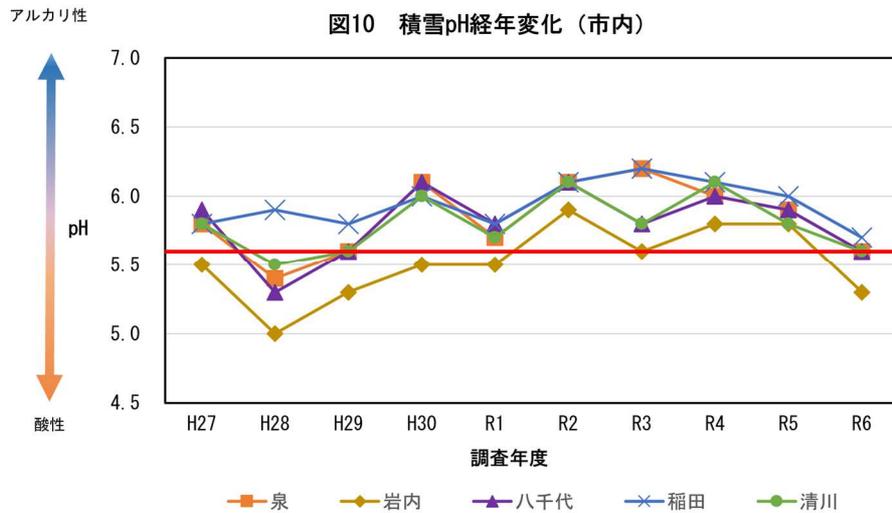
酸性雨(雪)とは、工場や自動車から排出される二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) や窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) などを起源とする酸性物質が雨・雪などに溶解込み、通常より強い酸性を示す現象です。大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、pH5.6が酸性雨の一つの目安となります。

特に雪は堆積中に長期間汚染物質を蓄積することになるため、春の融雪時に酸性の度合いが強い融雪水が流れ出て河川等の生態系に影響を与えるおそれがあります。

帯広市では平成4年度から酸性雪の調査を開始し、これまでに最高で pH7.1、最低で pH4.8 を測定しています。直近 10 年間は最高で pH6.2、最低で pH5.0、平均 pH5.8 を示しています。

表9 直近10年間の積雪pHの推移

調査地点	調査年度										最高値	最低値	平均値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6			
泉	5.8	5.4	5.6	6.1	5.7	6.1	6.2	6.0	5.9	5.6	6.2	5.4	5.8
岩内	5.5	5.0	5.3	5.5	5.5	5.9	5.6	5.8	5.8	5.3	5.9	5.0	5.5
八千代	5.9	5.3	5.6	6.1	5.8	6.1	5.8	6.0	5.9	5.6	6.1	5.3	5.8
稲田	5.8	5.9	5.8	6.0	5.8	6.1	6.2	6.1	6.0	5.7	6.2	5.7	5.9
清川	5.8	5.5	5.6	6.0	5.7	6.1	5.8	6.1	5.8	5.6	6.1	5.5	5.8
5地点の最高値・最低値・平均値(直近10年)											6.2	5.0	5.8



d. アスベスト

アスベスト(石綿)とは天然の繊維状鉱物で「せきめん」、「いしわた」と呼ばれています。そのきわめて細い繊維質から、かつてはビル等の建築工事等において保温断熱の目的で使用されていましたが、現在は使用・製造等が原則禁止されています。アスベストの繊維は肺線維症(じん肺)や悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性についても報告されています。

環境省がまとめた「令和6年度アスベスト大気濃度調査結果」では、全国の住宅地域の石綿濃度(クリソタイル)の幾何平均値は0.077本/L(最大値:0.12本/L~最小値0.056本/L未満)と公表されています。

帯広市においては、令和6年度は市内の2地点で大気環境中のアスベスト濃度を調査しました。2地点の幾何平均値は下表のとおりで、いずれも全国平均を上回る濃度でしたが、前年度の調査結果よりも低い値でした。

表10 大気中アスベスト濃度調査結果

調査地点	令和6年度調査結果	調査方法
東コミュニティセンター (東7条南9丁目)	0.081本/L(3回平均)	令和4年3月環境省「アスベストモニタリングマニュアル(第4.2版)」
稲田南福祉センター (稲田町基線)	0.081本/L(3回平均)	

現在、一般大気中の環境基準は設けられていません。大気汚染防止法改正(平成元年)で、アスベストが「特定粉じん」に指定され、これを出す工場の「敷地境界基準」が「大気中1リットル10本以下」と定められ、工場にその順守と測定が義務づけられています。

## (2) 水質

### ア. 水質測定状況

帯広市では公共用水域の水質の状況を把握するため十勝川水系に属する帯広川、売買川、ウツベツ川等9河川で定期的に水質調査を行っています。このうち、市内河川における「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定状況は次のとおりです。

○帯広川	⇒	ウツベツ川合流点から上流は環境基準A類型、下流は環境基準B類型
○ウツベツ川	⇒	環境基準B類型
○札内川	⇒	帯広市上水取水口から上流は環境基準A A類型、下流は環境基準A類型

図11 河川水質測定地点図



※地理院タイルに河川名、地点を追記して記載。

※上記12地点における直近5年度分の測定結果は次ページに記載。

## イ. 環境基準の達成状況

### a. 生活環境項目

令和6年度における市内河川の水質状況は、pH（水素イオン濃度指数）、DO（溶存酸素量）、SS（浮遊物質）に関する水質異常はありませんでした。汚濁指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）についても全体的には良好な状態が保たれています。

表 11 市内河川のBOD75%値経年変化

(単位: mg/L)

河川名	図上 番号	地点名	年度					環境基準類型 (環境基準値)
			R2	R3	R4	R5	R6	
帯広川	1	伏古橋	0.6	<0.5	<0.5	0.8	0.6	A (2mg/L以下)
	2	西8条橋	0.5	0.5	0.8	0.8	0.8	A (2mg/L以下)
	3	西3条橋	1.0	0.6	0.7	1.0	1.0	B (3mg/L以下)
	4	札内川合流前	2.4	1.9	3.3	4.2	3.0	B (3mg/L以下)
大成川	5	月見橋	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	類型指定なし
新帯広川	6	北2線橋	0.8	0.7	0.6	0.6	1.1	類型指定なし
ウツベツ川	7	芙蓉橋	1.5	0.5	0.7	0.8	2.1	B (3mg/L以下)
売買川	8	大通南橋	0.5	<0.5	0.5	0.5	0.5	類型指定なし
伏古別川	9	北親橋	2.7	2.3	1.8	2.4	1.3	類型指定なし
つつじ川	10	つつじ橋	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	類型指定なし
機関庫の川	11	聖橋	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	類型指定なし
札内川	12	浄水場取水口	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	AA (1mg/L以下)
	-	南帯橋	0.5	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	AA (1mg/L以下)
	-	札内橋	0.6	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	A (2mg/L以下)
十勝川	-	十勝大橋	1.0	1.6	1.5	1.3	1.6	B (3mg/L以下)

※南帯橋、札内橋、十勝大橋の測定は北海道開発局が実施。

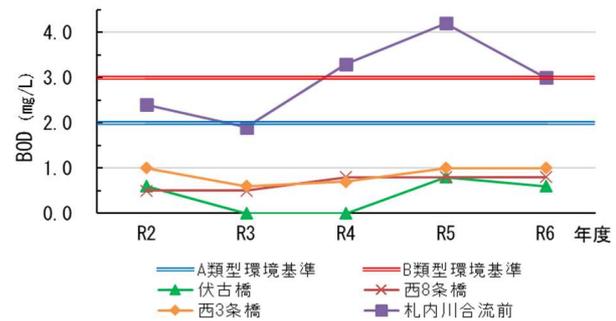
<環境基準類型指定河川におけるBODの経年変化について>

① 帯広川

伏古橋 (A 類型)、西8条橋 (A 類型)、西3条橋 (B 類型) では継続して環境基準を達成しており、良好な河川環境が維持されています。

札内川合流前 (B 類型) では令和6年度は環境基準を達成しましたが、高値傾向は続いており、今後も監視を継続します。

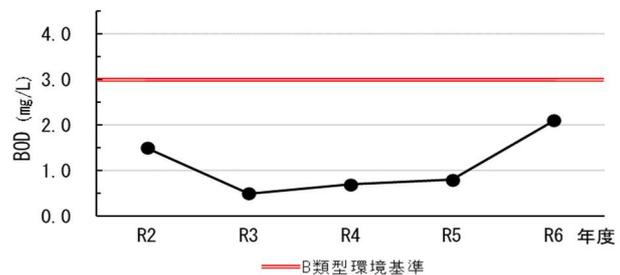
図12 帯広川 (4地点) のBOD (75%値) 経年変化



② ウツベツ川

ウツベツ川が流れる芙蓉橋地点におけるBODは環境基準 (B 類型) を満たしており、良好な水質を維持しています。

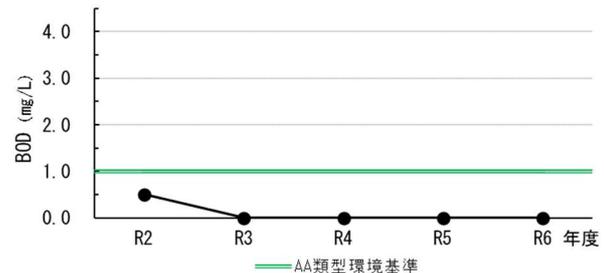
図13 ウツベツ川 (芙蓉橋) のBOD (75%値) 経年変化



③ 札内川

調査地点の浄水場取水口におけるBOD値は継続して環境基準 (AA 類型) を下回っており、極めて良好な水質が維持されています。

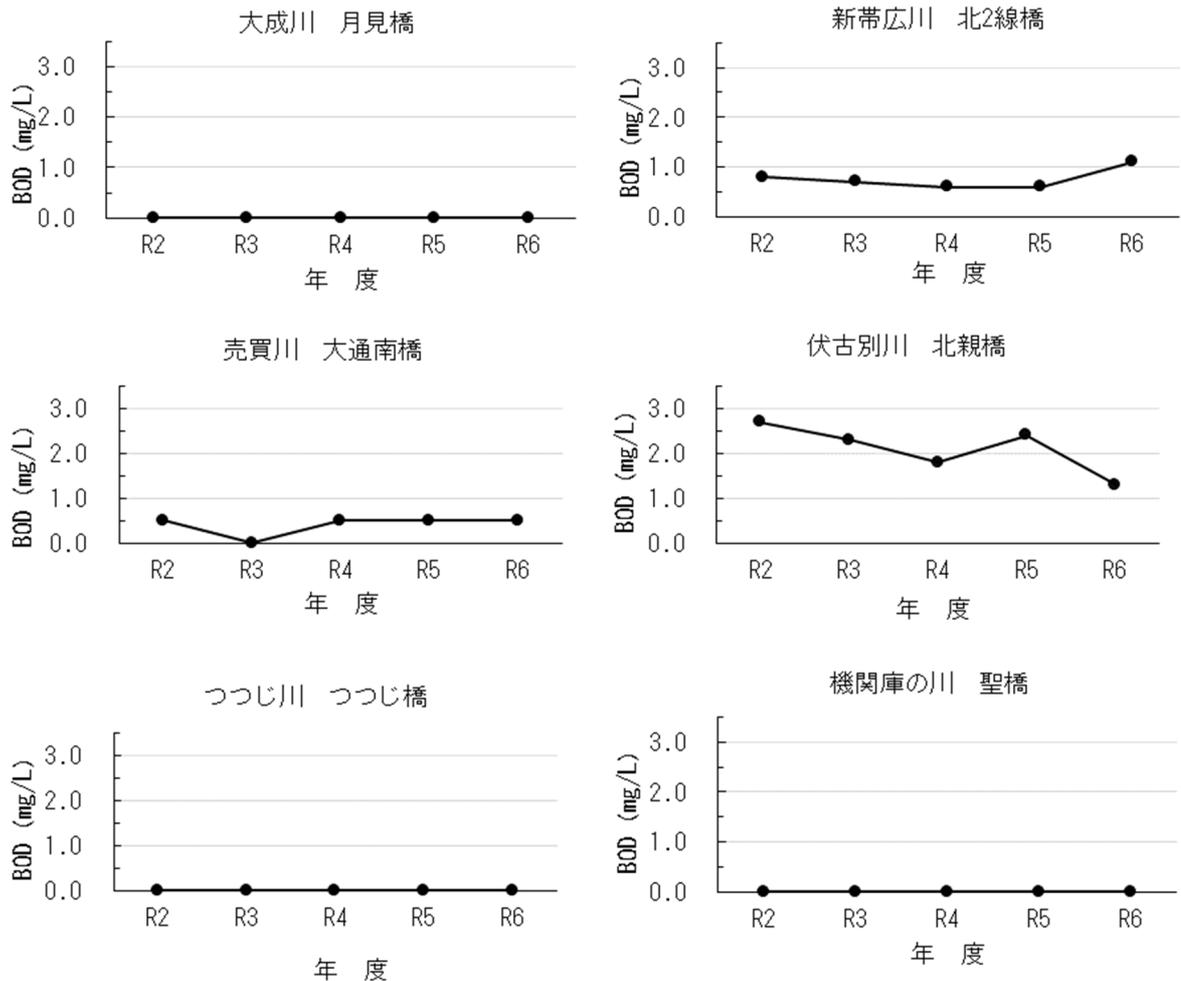
図14 札内川 (浄水場取水口) のBOD (75%値) 経年変化



### ＜その他の河川における BOD の経年変化について＞

環境基準の類型指定されていない河川の BOD（75%値）は、伏古別川北親橋を除く地点で、概ね 1 mg/L 以下と低い値で推移しています。伏古別川はやや高めの値で推移する傾向があり、北親橋地点については工業団地内を通る雨水管排水等が流入している暗渠排水等が影響していると考えられます。

図 15 その他の河川における BOD（75%値）の経年変化



#### b. 健康項目

カドミウム、シアンなどの健康項目については、帯広川札内川合流前、新帯広川北2線橋の2地点について測定し、いずれも環境基準を達成していました。（資料編(72 ページ)に国が定めた健康項目に関する水質調査結果を記載しています。）

健康項目のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については 12 地点にて測定を行い、12 地点中 11 地点では環境基準（10mg/L 以下）を達成していましたが、機関庫の川聖橋では基準を超過しました。

ウ. その他

a. 親水公園等の水質状況について

市内には「水辺の楽校」を主とする親水公園等があり、これら公園等の水質状況把握のため平成17年度より細菌検査等を実施しています。水に親しむ機会の多い夏場に水浴場の水質の評価項目であるふん便性大腸菌群数を測定しています。

表12 親水公園等の水質調査結果（令和6年度）

	水温（℃）		ふん便性大腸菌群数（個/100mL）			水浴場判定基準
	6月	8月	6月	8月	平均値	
帯広川地区水辺の楽校	20.2	18.2	3.3E+01	8.1E+01	5.7E+01	A
ウツベツ川地区水辺の楽校	18.1	20.9	3.6E+02	2.0E+02	2.8E+02	B
売買川地区水辺の楽校	16.2	19.8	2.1E+02	6.4E+01	1.4E+02	B
柏林台川地区水辺の楽校	14.2	17.8	1.4E+02	1.8E+02	1.6E+02	B
伏古別川地区水辺の楽校	16.6	17.8	2.1E+01	9.7E+01	5.9E+01	A
札内川大正地区水辺の楽校	14.7	19.2	1.6E+01	4.7E+01	3.2E+01	A

※大腸菌群数のEは指数部を表す。例えば、5.4E+04とは、 $5.4 \times 10^4 = 54000$ を表す。

（参考）水浴場水質判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数 （個/100mL）	油膜	透明度 （水深）	COD （mg/L）
適	AA	不検出（検出限界：2）	認められない	全透（または1m以上）	2以下
	A	100以下	認められない	全透（または1m以上）	2以下
可	B	400以下	常時は認められない	1m未満～50cm以上	5以下
	C	1,000以下	常時は認められない	1m未満～50cm以上	8以下
不適		1,000を超えるもの	常時認められる	50cm未満 <sup>※</sup>	8超

（注）判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度（※の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

b. 地下水

令和6年度は、北海道により継続監視調査2井戸の測定が実施されました。測定の結果、1井戸において環境基準を超過したテトラクロロエチレンが検出されました。原因は特定されていませんが、基準を超過した井戸の所有者に対しては、北海道が飲用利用しないよう指導しています。

表13 地下水の測定結果（令和6年度）

調査の種類	調査井戸数	環境基準項目に対する井戸の状況			環境基準超過項目
		未検出井戸数	検出井戸数	基準値超過井戸数	
継続監視調査（※）	2	0	2	1	テトラクロロエチレン

※ 継続監視調査：汚染井戸周辺地区調査で確認された汚染の経年的な変化を把握するために、定期的実施する調査

### (3) 騒音・振動

騒音・振動は、「好ましくない、不快に感じる」など感覚・心理的なもので、日常生活にかかわりが深く、感覚公害と呼ばれています。とりわけ騒音は発生源が工場・事業場、建設作業、航空機、自動車、音響機器など多岐にわたります。また、振動については工場・事業場、建設作業、道路交通などから発生し、主に地盤を媒体として伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えるものであり、その発生源が騒音と同一であることが多くなっています。

令和6年度に市民から寄せられた騒音苦情は8件でした。その内訳は、航空機飛行に伴う騒音や事業場・建設機械作業音、自動車による騒音、空調機器等の作動音などとなっています。

#### ア. 工場・事業場

工場・事業場に設置する施設のうち、金属加工機械や木材加工施設など著しい騒音・振動を発生する施設については、騒音規制法、振動規制法、北海道公害防止条例、帯広市公害防止条例により、その設置や変更の際に届出義務が課され、時間帯及び地域区分により発生する騒音・振動が規制されています。

帯広市の工場・事業場は、木材加工、金属加工及び印刷等に係る中小企業が主で、工業専用以外の地域において、工場と住宅が混在している地域が見られ、騒音苦情が発生する一因ともなっています。

#### イ. 建設作業

建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生するくい打機やさく岩機等を使用する作業は騒音規制法および振動規制法の規定により特定建設作業の届出義務が課されており、作業時間等について規制されています。

帯広市においては、工事着工前に届出内容を審査し、決められた時間帯における作業の実施、周辺住民への事前周知の徹底等について指導を行っています。

令和6年度における特定建設作業の届出状況は、騒音規制法によるものが11件、振動規制法によるものが10件でした。

図16 特定建設作業の届出件数

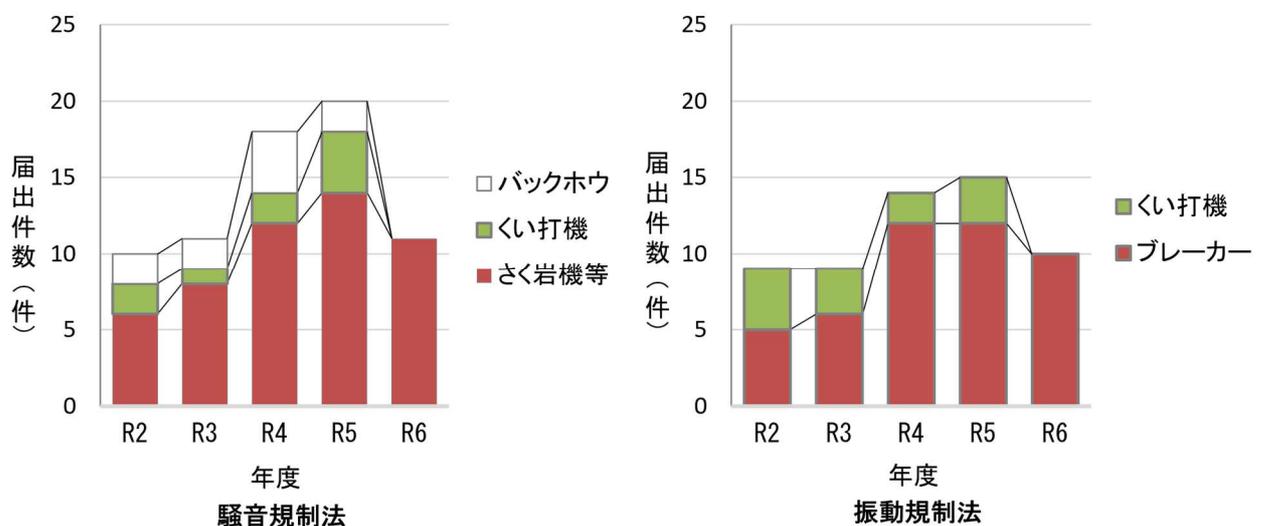




表 15 航空機騒音測定結果（移動局）

（単位：dB）

No.	測定地点	年間Lden(年間WECPNL)					環境基準 類型	基準値
		R2	R3	R4	R5	R6		
①	自由が丘福祉センター(自由が丘3丁目)		30.9 (42.9)			33.1 (45.7)	I	Lden57以下 (旧WECPNL 70以下)
②	コスモス福祉センター(西20条南3丁目)	32.1 (44.7)			30.4 (43.8)			
③	南町福祉センター(西15条南36丁目)	40.6 (52.0)		32.3 (43.1)		32.8 (47.8)		
④	みなみ野福祉センター(南の森東2丁目)		42.1 (54.8)		39.0 (51.5)			
⑤	清流の里福祉センター(清流西3丁目)	28.7 (40.4)		34.0 (45.1)				
⑥	森の里コミュニティセンター(西22条南4丁目)			32.4 (44.1)		35.4 (48.5)		
⑦	森の交流館・十勝(西20条南6丁目)	39.6 (51.1)		40.1 (50.8)			II	Lden62以下 (旧WECPNL 75以下)
⑧	豊成福祉センター(西3条南35丁目)		36.6 (48.5)					
⑨	稲田浄水場(稲田町東2線)		37.1 (48.7)			34.0 (46.0)		
⑩	稲田南福祉センター(稲田町基線8)	39.5 (51.6)			37.2 (48.8)			
⑪	サラダ館(西22条南6丁目)		45.2 (58.3)		44.9 (58.4)			

※平成25年度より、環境基準の評価は、加重等価平均感覚騒音レベル(WECPNL)から時間帯補正等価騒音レベル(Lden)に変更

② 帯広空港周辺

帯広空港では、年に1回、帯広空港の滑走路北側と滑走路南側の2地点で騒音値を測定しています。令和6年度の測定結果は、両測定地点において、環境基準を達成していました。

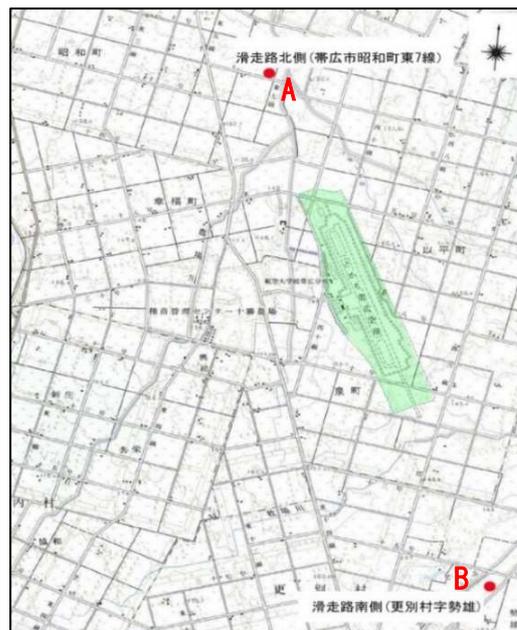


図 18 航空機騒音測定地点位置図

表 16 帯広空港航空機騒音測定結果

No.	測定地点	年間Lden[dB]					環境基準 類型	基準値 [dB]
		R2	R3	R4	R5	R6		
A	滑走路北側 (帯広市昭和町東7線)	46.1	41.9	48.2	41.9	45.3	II	Lden62以下
B	滑走路南側 (河西郡更別村字勢雄)	48.9	46.4	50.5	50.5	49.9		

エ. 自動車騒音

自動車騒音の実態を把握するため、八千代帯広線、帯広の森公園線、市道弥生通線、市道栄通線、市道春駒通線の5路線5地点で自動車騒音及び交通量の調査を実施しました。騒音の状況については全地点で昼間・夜間ともに環境基準を達成していました。

平成24年度からは市内の幹線交通を担う道路に面する地域を対象に自動車騒音の常時監視(面的評価)を実施しています。面的評価とは、幹線を担う道路(国道、道道、4車線以上の市道)を一定区間ごとに評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で騒音測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mまでの範囲内にある全ての住居等について騒音レベルを推計し、環境基準の達成状況を把握するものです。令和6年度は市内8路線12区間の面的評価を行い、環境基準達成率は99.7%でした。



図 19 令和6年度自動車騒音・交通量測定地点位置図

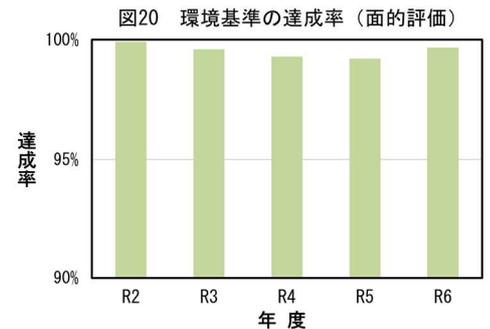
表 17 令和6年度自動車騒音測定結果

No.	道路名	調査地点	用途地域	車線数	測定値 <sup>1</sup>		環境基準値 (要請限度値)		交通量(台) <sup>3</sup>	
					昼 <sup>2</sup>	夜 <sup>2</sup>	昼 <sup>2</sup>	夜 <sup>2</sup>	実測値	推計値
①	八千代帯広線	西3条南7丁目	商業地域	4	59 ◎	50 ◎	70 (75)	65 (70)	767	4,602
②	帯広の森公園線	西17条南37丁目5	商業地域	4	65 ◎	56 ◎			1,340	8,040
③	市道弥生通線	東11条南12丁目	第二種 中高層住居専用地域	4	59 ◎	52 ◎			1,386	8,316
④	市道栄通	西20条南5丁目36	第二種 住居地域	4	59 ◎	51 ◎			1,357	8,142
⑤	市道春駒通	西17条南5丁目3	第二種 中高層住居専用地域	4	64 ◎	55 ◎			1,876	11,256

1: 上段は測定値(単位: dB)、下段は基準達成状況  
 (◎: 環境基準内、○: 環境基準を超え要請限度内、×: 要請限度を超える)  
 : 測定値は、0.1秒ごとに864,000回測定した値の測定期間内パワー平均値。  
 2: 時間区分 昼: 6時~22時、夜: 22時~6時  
 3: 実測値は、昼間(16回)・夜間(8回)の各観測時間帯で正時から10分間値を、24回集計した値  
 : 推計値は、実測値を6倍した値  
 ※測定値採用日: 令和6年9月3日~9月4日

表 18 自動車騒音測定結果 (面的評価) (経年変化)

年度	評価路線 区間数	評価区間 延長(km)	評価対象 住居等数	昼・夜とも 基準値以下	環境基準 達成率
R2	12路線13区間	34.8	1,486	1,485	99.9%
R3	12路線15区間 (重複区間含む)	27.9	2,562	2,553	99.6%
R4	10路線14区間	37.0	2,344	2,327	99.3%
R5	8路線16区間	11.7	3,500	3,472	99.2%
R6	8路線12区間	13.7	3,064	3,054	99.7%



#### (4) 悪臭

悪臭は、騒音・振動と同様に感覚公害であり、多くの有臭物質が複合し、嗅覚をとおして不快感や嫌悪感を与えます。さらには心理状態や健康状態により臭気に対する評価が異なるため、悪臭公害を一層複雑にしています。

悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

帯広市では悪臭防止法に基づき規制区域を A 区域と B 区域に分け規制基準を定め、工場・事業場の敷地境界において悪臭物質の濃度測定調査を行っています。

令和6年度は規制区域内2事業場3地点の敷地境界において調査を行いました。悪臭防止法で規制基準の設定された特定悪臭物質のうちアンモニア、硫化水素等4物質について測定した結果、すべての事業場において規制基準を満たしていました。

(5) 地盤沈下

地盤沈下には、地殻変動などの自然的要因のものと、地下水の過剰揚水による地下水位の低下などの人為的要因によるものがあります。帯広市では、国道38号沿いで昭和28年から昭和44年までの16年間に最大年7mm程度の沈下が観測されました。このため水準原標・水準点を設置し、昭和52年度から平成13年度まで精密水準測量を実施しています。また、地下水の過剰揚水により地盤沈下が懸念される帯広工業団地において、帯広市1号井（深度220m）と西帯広工業団地2号井（深度50m）の2本の観測井で地下水位動向の観測を行っています。

ア. 西帯広工業団地地域における地下水位の測定状況

帯広市1号井（帯広市西21条北1丁目9）は自噴井戸のため密閉圧を測定し水位標高に換算しています。昭和54年度の水位観測開始以降、平成3年度頃まで上昇傾向を示し、その後平成15年度頃まで概ね横ばい傾向で推移していましたが、平成16年11月に発生した釧路沖地震以降から低下傾向がみられました。平成22年度に64.66mを観測した以降は再び上昇傾向を示しており、平成29年度以降は66～67mの間で推移しています。

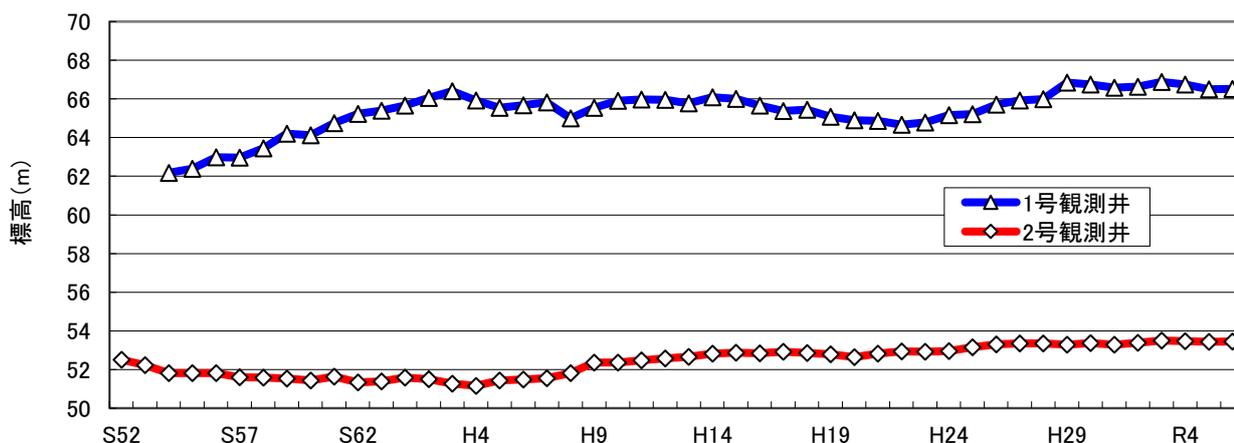
西帯広工業団地2号井（帯広市西22条北1丁目2）の水位は観測開始の昭和52年度から下降傾向にありました。しかし、昭和58年度以降その下降傾向が緩やかになり、平成10年度からは上昇傾向に転じています。直近15年間は、緩やかな上昇を示しつつほぼ横ばいに推移しています。

表19 地下水位の経年変化（直近15年）

（単位：m）

観測月(年間平均値)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
帯広市1号観測井 (西21条北1-9)	64.66	64.79	65.16	65.22	65.71	65.93	65.99	66.84	66.74	66.59	66.64	66.88	66.74	66.50	66.52
西帯広工業団地2号観測井 ※帯広開発建設部測定(西22条北1-2)	52.94	52.93	52.95	53.16	53.31	53.36	53.36	53.29	53.37	53.28	53.38	53.50	53.47	53.43	53.46

図21 地下水位の経年変化（S52～）



(6) 公害苦情

令和6年度に市に寄せられた公害に関する苦情は32件で、大気汚染が16件と多く、次いで騒音が8件、悪臭が6件となっています。

大気汚染に係る苦情としては、野焼きや薪ストーブなどの煙に対するもの、騒音や振動に係る苦情としては、航空機（ヘリコプター）や機械作業音、大型商業施設の解体工事に対するものがありました。

発生源別件数の内訳は、会社・事業所が17件、個人（家庭生活）が9件、発生源不明が5件となっており、業種別内訳は建設業が6件、製造業が4件、サービス業が4件、農業・林業が2件、公務が1件となっています。

近年は、日常生活における近隣関係の苦情など、公害関係法令の適用対象外や違反に当たらない場合が多くなってきています。

表 20 年度別公害苦情処理件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
大気汚染	14	8	19	6	16
水質汚濁	2	1	1	1	0
騒音	17	6	15	13	8
振動	1	0	2	0	2
悪臭	13	8	4	4	6
その他	0	0	0	1	0
合計	47	23	41	25	32

図 22 公害苦情処理件数の推移

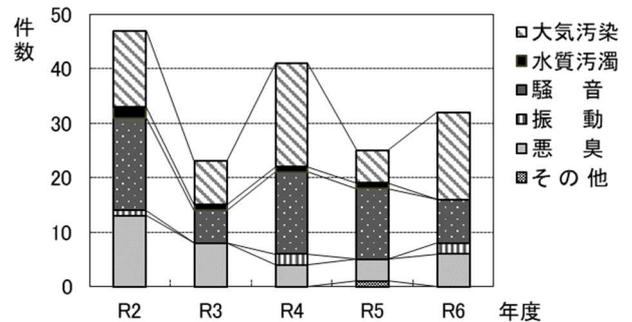
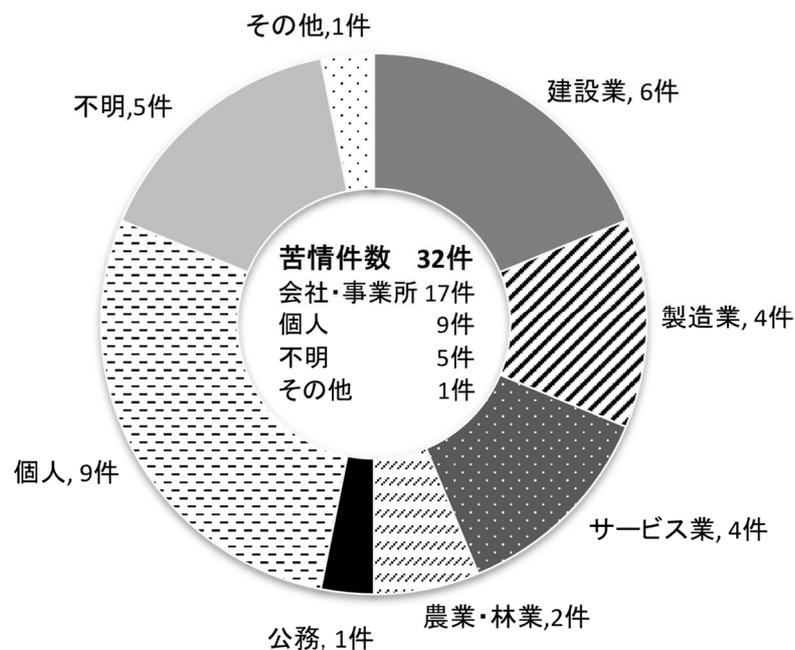


図 23 発生源別苦情件数



## 基本施策【3-2】快適な環境の創造

## (1) 都市緑地・公園の現況

帯広市の公園および緑地は、現在 206 ヶ所、766.02ha となっており、多くの市民に利用されています。主として街区内に居住する市民のための街区公園、近隣に居住する市民のための近隣公園、徒歩圏内に居住する市民のための地区公園のほか、大規模なものとして、帯広の森や、運動公園に位置づけている十勝川水系河川緑地などがあります。

## (2) 公園面積

令和6年度における都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積は 49.33m<sup>2</sup> です。

表 21 公園設置状況

令和7年3月31日現在

公園の区分		箇所数	面積 (ha)	公園名
住区基幹公園	街区公園	144	31.98	さかえ公園、河南公園など
	近隣公園	16	40.87	大通公園、東公園、中央公園、西公園など
	地区公園	5	31.34	西町公園、サケのふる里公園、機関庫の川公園など
都市基幹公園	総合公園	2	401.61	緑ヶ丘公園、帯広の森
	運動公園	1	188.60	十勝川水系河川緑地
緑地	都市緑地	35	43.91	発祥の地公園、大山緑地、工団緑地など
特殊公園	墓園	3	27.71	緑ヶ丘墓地、つつじが丘霊園、中島霊園
総計		206	766.02	

## (3) 帯広の森

「帯広の森」造成事業は、帯広川や十勝川、札内川の河畔林をつないだ緑のベルトが都市部を囲み、農村部と区分することで、宅地が郊外へ無秩序に延伸することを防ぐことを目的に、開墾された農地に幅約 550m、延長約 11km、面積 406.5ha の森林を 100 年計画で創出する壮大な事業です。

帯広の森は、市民植樹祭や市民育樹祭などの多くの市民参加により、森づくりが進められてきた結果、市街地の近くにありながら、帯広の森一帯が緑の回廊となり、エゾモモンガやエゾサンショウウオに代表される貴重な生き物が生息するいのち豊かな森を形成しています。

森の中には園路が配置され、自然の懷に抱かれながら、市民が散策やウォーキングなどを楽しめるほか、平成 22 年 4 月には、市民協働の森づくりや利用促進を図るための拠点となる「帯広の森・はぐくむ」がオープンし、帯広の森に関する情報提供とともに、自然観察会や森づくり体験などの実施により、市民と帯広の森を結ぶ役割を果たしています。

## (4) 緑化の推進

帯広市では、さまざまな緑化事業を市民参加のもと推進しています。帯広の森での植・育樹体験や自然観察会をはじめとして、フラワー通り整備事業、花壇コンクールなど多くの市民の参加のもと、活発な活動を展開しています。

### (5) 緑のまちづくり条例

昭和60年4月1日施行の「帯広市緑のまちづくり条例」は、帯広市の緑化を総合的に推進するため、緑化協議、公共施設緑化、緑のまちづくり基本計画、緑の保全、帯広市緑化審議会等の基本事項を定めています。

表22 帯広市緑のまちづくり条例に基づく緑の保全地区等

#### 1) 緑の保全地区

指定番号	名称	面積(m <sup>2</sup> )	所在地	所有者	指定年月日
1	カシワ林	10,321	西16条南39丁目293-1 (稲田小学校西側)	帯広市 (みどりの課)	H2.9.7

#### 2) 保存樹木

指定番号	樹種名	幹周(m)	樹齢(推定)(年)	所在地	所有者	指定年月日
1	ハルニレ	4.20	200	稲田町東2線7地先 (はるにれ公園)	帯広市 (みどりの課)	H2.9.7
3	カシワ	2.45	100	西3条南7丁目1-1 (中央公園)	帯広市 (みどりの課)	H2.9.7
4	ポプラ	4.9	90	東4条南12丁目11地先 (道路)	帯広市 (みどりの課)	H2.9.7
5	プラタナス	1.9	30	東3条南13丁目12地先 (道路)	帯広市 (管理課)	H7.4.1
6	クロビイタヤ	2.35	90	東10条南10丁目1-20	荒木 樹	H7.4.1
8	イチョウ	2.23	80	東2条南5丁目10-1 (本願寺 帯広別院)	本願寺 帯広別院	H7.4.1
10	ポプラ	4.40	110	西4条南9丁目 (さかえ公園)	帯広市 (みどりの課)	H23.1.28
11	ヤチダモ	2.40	不明	大通南20丁目 (大通公園)	帯広市 (みどりの課)	H23.1.28
12	イチョウ	1.77	不明	西5条南8丁目 (帯広市役所駐車場)	帯広市 (みどりの課)	H23.1.28
13	マユミ	1.00	85	西2条南14丁目 (帯広市図書館)	帯広市 (みどりの課)	H23.1.28

※樹齢は指定年に測定

### (6) 第2次帯広市みどりの基本計画

「第2次帯広市みどりの基本計画」は、帯広市の緑地の保全や緑化の推進に関してその将来像・目標・施策などを定める計画です。

本計画の期間は、令和2年度から令和21年度までの20年間とし、「第七期帯広市総合計画」における緑地の保全・適正管理・利活用及び緑化の推進に関する将来像・目標・施策などを定める分野計画として策定しています。

### (7) 帯広市緑の健康診断

平成4年8月20日から「緑の健康診断員制度」を始めました。出雲市の「樹医制度」に続いて、地方公共団体としては全国で2番目に実施された制度です。緑の健康診断員は4人で、緑ヶ丘公園内のみどりと花のセンターに常時1～2名が交代で勤務する体制をとっています。

(8) 市民団体の取り組み

＜帯広市町内会連合会（環境衛生部会）＞

生活環境の改善と保健衛生事業の推進を図るため、帯広市町内会連合会に、各地区連合町内会から選出された環境衛生部員で構成する環境衛生部会が組織され、市と連携を保ち協力し合いながら、潤いと安らぎ、清潔で安全なまちづくりをめざして活動しています。

取り組みの1つとして、「明るく住みよい帯広」をめざし、生活環境の保全とより良い環境づくりを行うため、毎年事業を計画し地域住民の理解と協力を得てクリーングリーン運動を推進しています。

また、事業内容としてはほかに、環境保全（地球環境保護活動の普及啓発・出前省エネ講座の実施）、保健衛生（空き地の草刈奨励運動・畜犬適正飼育看板の購入幹施）、環境美化（花苗共同購入事業、全市一斉河川清掃、定期清掃）などを実施しています。

3. 施策の実施状況

基本施策【3-1】 良好な生活環境の維持		
令和6年度の取り組み	実績等	関連部局
車輻交通量の分散化をめざした幹線道路の整備	市内の主要地を結ぶ幹線道路及びそれを補完する道路をそれぞれ431m、2,545m整備し、車両交通の円滑化を図ることにより、省エネルギーのほか、大気汚染物質の減少、交通騒音の低減につながった。	土木課
大気環境の監視・測定	PM2.5の監視体制について、所管である北海道と連携・協力し、測定を実施している。	環境課
水質の監視・測定	市内8河川11地点の定期水質調査を実施した。 帯広川、売買川において、有害物質（健康項目）の測定を実施した。 北海道により揮発性有機化合物による地下水汚染調査を実施した。	
河川や水路の自浄作用の保全	市民通報等の対応のほか、草刈やゴミ拾いなどを行い、環境保全に努めた。	管理課 道路維持課
開発行為における雨水流抑制等の指導強化	開発行為による宅地造成を行った1地区において、雨水浸透施設を整備し、地下水や河川への負担軽減を図った。	建築開発課
水道水源の監視等水質管理の推進	水道水源上流域の河川表流水調査（河床生物調査、水質調査、流量調査等）を実施し、河川水質環境の動向を把握するとともに、必要に応じ河川パトロールを行い汚濁を与える工事、不法投棄等の把握に努めている。	水道課（稲田浄水場）
安全な水に対する監視・調査	水道法に基づく水質項目の他、管理目標設定項目（農薬類含む）、要検討項目（ダイオキシン類含む）、クリプトสปリジウム検査等を実施し、水道水源としての安全性を確認している。	
安心安全なおいしい水道水に対する啓発	「帯広の水を見る週間」行事、小学4年生対象の出前講座、ホームページへの掲載、施設見学対応およびパンフレット等の配布などを行った。良好な水環境の必要性を啓発することにより、水道利用者の環境保全意識を高めた。	上下水道部 総務課
合併処理浄化槽の適正な管理の推進	浄化槽台帳による設置者の把握、浄化槽協会との情報連絡、浄化槽清掃業の許可を実施した。	清掃事業課

下水道の整備・接続の促進	◎下水道普及率：97.1% ①汚水 下水道整備率99.1%、整備面積0.0ha ②雨水 下水道雨水整備率74.2%、整備面積7.5ha ③排水設備設置戸数（含新築）59戸、排水設備普及率99.4% ④水洗便所設置戸数（含新築）97戸、水洗化普及率99.2%	下水道課
下水道処理区域外における排水規制と生活雑排水対策の推進	①散居住宅：個別排水 6基設置（累積638基（撤去2基）設置） ②清川地区：農業集落排水 新規接続なし（累積62戸接続）  集落排水への接続と個別排水の順調な設置により、農村地域における生活環境の設備及び公衆衛生の向上が図られている。	下水道課
騒音・振動にかかる啓発と規制・指導	特定建設作業については届出時に周辺環境に配慮するよう指導を行った。 特定施設設置時には、規制基準を満たすよう指導を行った。 騒音に対する市民からの苦情は、個別に対応している。	環境課
騒音の監視・測定	自動車騒音は、市内5箇所て騒音測定調査と幹線道路8路線12区間での面的評価を実施した。	
悪臭に対する工場、事業場の規制と監視	競馬業（1事業場・2地点）及び下水道業（1事業場・1地点）で悪臭物質の測定を行った結果、規制基準を下回っていた。	農政課
家畜ふん尿の適正管理に係る巡回指導の実施	家畜排せつ物の適正管理について、関係機関と連携して市内の畜産農家に周知した。	
地盤沈下の監視や地下水位の測定	地下水揚水調査地点での地下水位把握のため、市内4ヶ所において地下水位の観測を実施した。 帯広市観測井のほか、開発局の測定結果などを参考とし、監視を行っている。	環境課

基本施策【3-2】 快適な環境の創造		
令和6年度の取り組み	実績等	関連部局
帯広の森などの整備	①帯広の森植樹 参加者数38人、植樹本数16本 ②帯広の森育樹 間伐委託【面積10.8ha、間伐本数約570本】 樹木の増加や緑地の確保、市民が森づくりに参加することによる啓発効果	みどりの課
都市公園の整備	公園施設更新事業により、4公園の遊具を更新した。	
市民参加による公園緑地等の維持・管理	住民に密着した街区公園などの地域管理の推進。	
公共施設および工場・事業所等の緑化推進	帯広市緑のまちづくり条例による緑化協議。 （新規緑化実績：高中木92本、低木31本、小低木5本、芝生・花壇等1,222㎡、フラワーポット等49個）	
植樹の推進 緑倍増計画	慶事記念樹の贈呈（引換件数278件）。	
帯広市緑のまちづくり条例による地域指定	緑化重点地区支援事業の一環として花苗供給を実施した。 ・1団体参加、260株供給	

第2章 環境の状況と施策の実施状況

市民参加による花と緑の環境づくり	①フラワー通り整備事業 ・延長：4,683m ・花苗数：30,200株 ②花壇コンクールの実施 ・参加団体：71団体 ・花壇面積：6,272㎡	みどりの課
緑に対する講習会等の実施	緑の健康講習会等を開催した。 (4回開催、参加者数75人)	
緑の健康診断員による診断普及	緑の健康診断員による診断・相談業務を実施した。樹木等の健康診断など、緑の育成を通じて市民や事業者に対する情報発信を行った。	
水源かん養機能や保水かん養機能を持った林、緑地の保全	市有林の再造林。 ・カラマツ 9.87ha ・クリーンラーチ 1.00ha ・トドマツ 0.35ha ・カシワ 0.27ha ・シラカンバ 0.33ha ・ヤチダモ 0.18ha ・ミズナラ 0.82ha	農村振興課
在来種を活用した林業施策の展開	市有林への多様な樹種の植栽（ヤチダモ、トドマツ、クリーンラーチ、カシワ、シラカンバ、ミズナラ）。	
林野火災の予防	帯広市林野火災予防対策協議会の開催（帯広市消防本部等との連携で、山火事が発生した際の連絡体制の確認を行った）。	

## 第4節 循環型社会の形成

### 基本目標 4

### 循環型社会の形成 【ごみを減らすまち】

#### 1. 目指す将来像

近年の大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動は、環境保全や資源の循環利用の面において様々な問題を引き起こしています。環境を保全し、良好な状態で次世代に引き継いでいくために、ごみを出さない、再使用する、再生利用するという意識の向上と取り組みをすすめ、【ごみを減らすまち】を目指します。

この基本目標4の達成に向けて、以下の2つの基本施策に取り組みます。

【4-1】ごみ減量の推進

【4-2】資源循環の促進

#### 2. 現況

### 基本施策【4-1】ごみ減量の推進

ごみの増加は、処理経費の増大や最終処分場の短命化につながるだけでなく、社会生活にも影響を及ぼします。ごみ問題は、地球規模での環境、資源、エネルギーにも密接に関係しています。

帯広市は、ごみの減量と資源化対策として、昭和56年から資源回収モデル事業を始め、市民意識の啓発と市民の主体的行動の誘導、支援を進めてきました。

平成9年10月から容器包装リサイクル事業として帯広スタイル「Sの日」を実施し、平成15年4月には2品目を追加。容器包装リサイクル法の完全実施により、市民と事業者、行政の責任と役割分担を明らかにすることで、ごみ減量と資源ごみの回収、リサイクルの推進に効果を上げています。

市民総ぐるみのごみ減量、資源化運動の展開を図るため、排出者である市民の理解と協力をいただき、各種事業を実施するとともに、平成16年10月からは家庭ごみの一部有料化を実施しています。

#### (1) ごみ処理

##### ア. 収集方法

家庭系ごみは直営収集と一部民間委託で、事業系ごみは民間許可業者により収集しています。

家庭系ごみは、燃やすごみ(有料)、燃やさないごみ(有料)、大型ごみ(有料)、有害危険ごみ(無料)、資源ごみ(無料)、おむつ類(無料)の6種20分別の収集を行っています。

このうち、大型ごみは申込制による戸別収集、また、有害危険ごみ(乾電池・コイン電池、蛍光灯、水銀体温計類、ライター類、小型充電式電池類、加熱式たばこ・電子たばこ)は十勝圏複合事務組合にて適正処理しています。

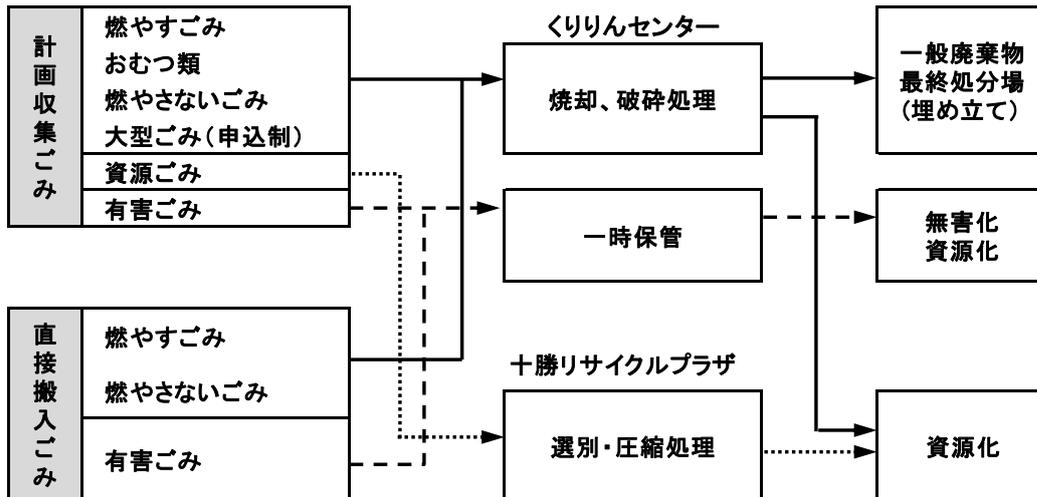


図 24 ごみ処理の流れ

イ. 一般廃棄物排出量

令和6年度の1年間に本市全域から排出されたごみの総量（資源集団回収含む）は50,384tで、前年度に比べ1,917t減少しました。なお、前年度に比べ、燃やすごみは974t減少し、燃やさないごみで385t減少しています。

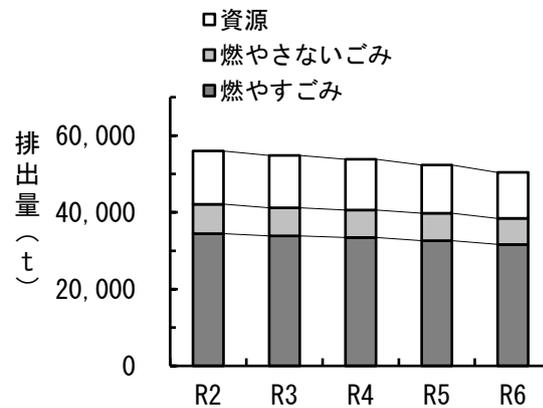


図 25 一般廃棄物排出量の推移

表 23 一般廃棄物排出量の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭系	燃やすごみ	21,042t	20,736t	20,213t	19,779t	19,075t
	燃やさないごみ	7,228t	6,841t	6,721t	6,684t	6,344t
	資源ごみ	7,865t	7,980t	7,950t	7,781t	7,630t
	資源集団回収	5,954t	5,669t	5,246t	4,749t	4,342t
	計	42,089t	41,226t	40,130t	38,993t	37,391t
事業系	燃やすごみ	13,414t	13,109t	13,221t	12,854t	12,584t
	燃やさないごみ	458t	480t	438t	454t	409t
	計	13,872t	13,589t	13,659t	13,308t	12,993t
合計		55,961t	54,815t	53,789t	52,301t	50,384t

表 24 道内主要 10 市の状況（令和 5 年度、一人一日当たりごみ排出量）  
※排出量が少ない順

	一人一日当たりごみ排出量	
	g	順位
札幌市	803	1
江別市	829	2
帯広市	884	3
旭川市	909	4
北見市	948	5
千歳市	1,081	6
小樽市	1,093	7
苫小牧市	1,093	7
釧路市	1,095	9
函館市	1,099	10
道内市町村	912	—
全国	851	—

※環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

## （2）ごみ減量の取り組み

### ア. 生ごみ堆肥化容器・電動生ごみ処理機購入助成

燃やすごみの約 4 割を占める生ごみの減量・資源化の一方法として、生ごみ堆肥化容器と電動生ごみ処理機の購入希望市民に対して助成を行いました。

### イ. ごみ減量・資源化促進月間事業

毎年、春と秋の 2 回「ごみ減量・資源化促進月間」を設けています。また、市民にごみに対する意識を深めてもらうために、「春のリサイクル広場」、「秋のリサイクル広場」などのイベントを開催しています。

## （3）環境学習・教育の実施

### ア. ごみ懇談会

ごみ問題について、市民に正しい理解と協力を求めるとともに、地球環境の保護、ごみ減量・資源化の促進、ごみ分別排出マナーの確立という 3 つの指針を基調とする清掃思想の普及啓発を通じて相互理解を深め、市民参加による清掃行政の推進を図るため、町内会、PTA 等の団体を対象に実施しています。

### イ. エコエコ紙芝居

平成 12 年度より、幼児向けの環境教育の一環として実施しています。市内の保育所・幼稚園などをまわり、ごみやリサイクルを題材とした、オリジナルの紙芝居を子どもたちに読み聞かせしています。

### ウ. 環境学習支援事業

環境・ごみ減量・リサイクル意識の向上につなげるため、平成23年度からごみ収集の第一線で従事している職員と、中の様子が見えるごみ収集車両が市内小学校を訪問し、収集体験や分別体験を実施。令和3年度からは「おびひろ市民学」の一環として実施しています。

## 基本施策【4-2】資源循環の促進

### (1) 資源の回収

帯広市の資源回収の方法は、町内会などで行われる「資源集団回収」と容器包装リサイクル法に基づき、平成9年10月より始まった帯広スタイル「Sの日」があります。また、平成26年4月より小型家電の回収を実施しています。

### ア. 資源集団回収事業

昭和56年度に資源回収モデル事業を開始し、昭和60年度には資源集団回収奨励金支給制度を設け、資源化運動の推進を図っています。

表25 令和6年度 資源集団回収実績

	紙類	びん類	金属類	その他	合計
回収量	3,600 t	337 t	404 t	1 t	4,342 t

### イ. 「Sの日」事業

平成9年4月、家庭系不燃ごみのうち約60%を占める容器包装廃棄物を再資源化するため、「容器包装リサイクル法」がスタートしました。市民（消費者）が分別排出、市（行政）が分別収集し、製造・利用者（事業者）がリサイクルする役割分担が定められ、法に対応するため、分別収集車の導入を進め、平成9年10月、帯広スタイル「Sの日」事業として、週1回の資源ごみ回収をスタートしました。

市民から排出された資源ごみはそれぞれ分別収集後、十勝圏複合事務組合が関係市町村の資源ごみの一括処理を委託する十勝リサイクルプラザに搬入しています。

搬入された容器包装リサイクル法に基づく廃棄物は、選別、減容圧縮等の中間処理後に指定ルートに乗せ、その他資源物については売り払いを実施してきました。

表26 その他資源物受入状況（「Sの日」収集量）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ペットボトル	701 t	714 t	713 t	733 t	729 t
紙類	2,361 t	2,478 t	2,493 t	2,399 t	2,350 t
金属類	345 t	372 t	387 t	413 t	387 t
雑びん	857 t	824 t	818 t	775 t	758 t
プラスチック製 容器包装	2,692 t	2,683 t	2,624 t	2,568 t	2,514 t
紙製容器包装	909 t	909 t	915 t	893 t	892 t
合計	7,865 t	7,980 t	7,950 t	7,781 t	7,630 t

表 27 道内主要 10 市の状況（令和 5 年度、リサイクル率）

※リサイクル率が高い順

	リサイクル率	
	%	順位
苫小牧市	30.6	1
札幌市	24.7	2
帯広市	24.5	3
千歳市	23.6	4
旭川市	20.4	5
釧路市	20.2	6
江別市	19.7	7
北見市	16.9	8
小樽市	15.1	9
函館市	14.7	10
道内市町村	22.8	—
全国	19.5	—

※環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

### ウ. 小型家電リサイクル事業

小型家電に含まれているレアメタルなどを資源化するために、平成 26 年 4 月より小型家電の拠点回収を実施しています。また、リネットジャパンリサイクル株式会社と令和 4 年 3 月に連携と協力に関する協定を締結し、同社が実施している小型家電の宅配便回収について周知しています。

## (2) ごみの適正排出・適正処理の指導啓発

### ア. 清掃指導

ごみ処理業務への市民の理解と協力を得るため、清掃指導員を配置して市内をパトロールし、市民に対してごみの分別や出し方の指導をするとともに、不法投棄の防止やごみ減量・再資源化等と呼びかけています。

### イ. 分別パンフレットなどの配布による啓発

ごみ分別パンフレットや分別ポスターの配布のほか、ごみの分別検索手段の拡充として LINE のチャットボット案内機能を導入しました。このほか、平成 13 年度より、家庭系ごみの減量・資源化の促進や新たなルールなどを掲載したごみコミュニティメールを年 1 回発行し、広報おびひろに折り込んで配布を行っています。

## (3) グリーン購入

環境への負荷を減らすため、平成 23 年度にグリーン購入法に基づいた「帯広市グリーン購入調達方針」を定め、帯広市が所管する全ての部局において環境に配慮した物品の優先的な購入を進めております。令和 6 年度のグリーン購入品目調達率は 86%となりました。

### 3. 施策の実施状況

基本施策【4-1】ごみ減量の推進		
令和6年度の取り組み	実績等	関連部局
生ごみ堆肥化容器・電動生ごみ処理機購入助成	生ごみの減量化・資源化のため、生ごみ堆肥化容器は1世帯2個まで、本体価格の2分の1以内（2,000円を上限）、電動生ごみ処理機は1世帯1台、本体価格の2分の1以内（15,000円を上限）の助成を行った。 ○生ごみ堆肥化容器 46個 ○電動生ごみ処理機 33台	清掃事業課
環境学習・教育の実施	ごみやりサイクルなどに対する正しい知識の普及のため、環境学習・教育を実施した。 ○ごみ懇談会 3団体、32人 ○環境学習支援事業 20校、1,146人	

基本施策【4-2】資源循環の促進		
令和6年度の取り組み	実績等	関連部局
資源集団回収	ごみの減量・資源化のため、町内会等資源集団回収実施団体に奨励金、回収業者の団体に協力金を支給した。 ○実施団体数 699団体 ○回収量 4,342 t ○奨励金総支給額 18,235千円 ○協力金総支給額 17,521千円	清掃事業課
小型家電回収	認定事業者と引き渡しの契約を結び、月2回、市内14か所の小型家電回収ボックス及び市内2か所のパソコン・携帯電話専用回収ボックスから使用済小型家電を回収した。 ○回収量 9,023kg	
清掃指導	収集日以外の排出や分別ルール違反などについて収集時に違反シールを貼付し注意を促すとともに、清掃指導員による巡回・調査を行い指導・啓発を行った。 ○適正排出に関わる調査・指導等件数 21,289件	
不法投棄対策	不法投棄防止のため、通常パトロールに加え、民間委託による夜間パトロールを実施している。	
環境にやさしい消費行動の啓発	○夏休み親子消費者講座 親子で手づくりLEDランタン! →参加人数 こども14人 大人11人 身近な場所で使われているLEDや光源別の電球の寿命、家電の電力量ランキングなどをクイズ形式で学ぶとともに、LEDランタンを作成することを通じて、環境に配慮した商品を選ぶという消費行動の啓発を図った。	商業労働課
農業用廃プラスチック等の回収システムの構築	農業用廃プラスチック等の適正処理推進に向け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正について情報の収集・周知を行った。	農政課
緑地や河川敷への不法投棄に対する監視	市民通報等の対応のほか、巡視による不法投棄の監視を実施した。	管理課 みどりの課
不法投棄注意看板の設置	市有林内不法投棄箇所について調査・指導した。	農村振興課

## 第5節 市民参加と広域連携

### 基本目標 5

### 市民参加と広域連携 【環境にやさしい行動を実践するまち】

#### 1. 目指す将来像

地球温暖化の防止や自然環境の保全を推進していくためには、市はもとより、市民、事業者がそれぞれの役割を認識し、互いに連携しながら継続的に取り組みをすすめていく必要があります、そのためには様々な方に日常生活や日頃の活動の中から「環境配慮行動」を実践していくことや、十勝全体で取り組みをすすめていくことにより【環境にやさしい行動を実践するまち】を目指します。

この基本目標5の達成に向けて、以下の2つの基本施策に取り組みます。

【5-1】環境配慮行動の実践

【5-2】広域連携の推進

#### 2. 現況

### 基本施策【5-1】環境配慮行動の実践

現在、帯広市では市内の小、中学校の授業等のほか、市内の町内会、PTA、各種サークルなどの団体へ向け、出前環境教室を開催しています。また、平成14年度から『とかち・市民環境交流会』を開催し、市民・環境団体・企業・学校等がそれぞれの環境活動を展示・発表し、情報交換や交流を行っています。

#### (1) 環境配慮行動の取り組み

##### ア. 清掃ボランティア

「自分たちのまちは自分たちの手で美しく」という共通認識のもと、地域住民や地元企業を原動力として行政がサポートする清掃ボランティアのしくみがあります。主に企業や団体が参加する「クリーン・キャンパス・21」と、主に個人の方が参加する「エコフレンズ」があります。

##### イ. 環境交流会

環境交流会は平成14年度から開催しており、市民協働のイベントとして、環境団体や企業、学生などによる活動の発表・展示のほか、体験ブースなどが設置され、多くの市民で賑わいます。交流会を通し、多くの市民が幅広い多様な環境問題や活動の実情を知ること、環境活動への参加につなげていくことを目的としています。

表28 <環境交流会の出展者数及び来場者数>

年度	R2	R3	R4	R5	R6
出展者数	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	17	20	18	19
来場者数		209	1,022	1,104	1,225



令和6年度環境交流会の様子

### ウ. デコ活の推進

「デコ活（デコカツ）」とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向け、2022年10月に発足した国民の行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための新しい国民運動のことです。帯広市においても、環境省のデコ活宣言に賛同し、様々な場面を通してデコ活を推進しています。

### エ. 出前環境教室

出前環境教室は平成9年度より、希望者のニーズに応じて地球温暖化の現状から身近に取り組める省エネ活動の紹介まで、出来る限り興味を持ちやすく、分かりやすい教室を実施しています。環境に関する学習を通して、参加する市民が環境に関心を持ち、深め、具体的行動に結びつけるきっかけを提供することを目的としています。

表29 <出前環境教室参加者数>

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施件数	17	27	38	46	42
参加者数	1,344	1,656	1,861	1,917	1,991

平成24年度より「帯広らしい環境プログラム集」を発行し、学校や行政などが連携した環境教育の実施を進めています。また、平成24年度より学童保育所、平成27年度より地域サロンにおいて新たに実施しています。



出前環境教室の様子

### 基本施策【5-2】広域連携の推進

#### (1) 十勝バイオマス産業都市構想

平成25年6月に、十勝19市町村は関係7府省が共同で推進する「バイオマス産業都市」に選定されました。

十勝の豊富なバイオマスを活用し、地域循環型社会の形成や自立・分散型エネルギー供給システムの構築、低炭素社会の実現に向け、十勝19市町村で連携し、持続的な地域経済の確立を目指しています。

#### (2) 十勝19市町村の連携（十勝定住自立圏構想）

「十勝定住自立圏構想」の環境分野においては、「地球温暖化の防止に向けた低炭素社会の構築」を目指し、環境意識の啓発や再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入促進について、連携したイベントを開催するなど、広域連携での取り組みを行っています。

#### (3) JICA との連携

帯広市には、JICA 北海道センター（帯広）が設置されており、東北海道における国際協力の拠点として事業を展開しています。JICA 北海道センター（帯広）では、開発途上国から研修員を受け入れており、各研修員は行政、環境、農林水産業等に関する研修コースにおいて、専門知識や技術を習得しています。

帯広市は、環境に関する研修コースを通して、環境行政や環境モデル都市としての取り組みを世界に発信しています。

### 3. 施策の実施状況

基本施策【5-1】環境配慮行動の実践		
令和6年度の取り組み	実績等	関連部局
まち美化サポート事業の推進	①クリーン・キャンパス・21 市民と行政が協働で取り組むまち美化サポート事業を継続実施した。 ・活動地区：14地区（中央公園、公園大通、商店街、とてっぽ通、かしわ公園、文化ホール北、工業団地、西帯広商店街、稲田、つつじが丘、市内河川、南町、帯広北、緑ヶ丘） ・参加数：34団体、4個人 ②エコフレンズ アダプト・プログラムの簡易版として、地域の美化が市全体につながっていくことを目指し、主に個人向けの「エコフレンズ」事業を継続した。 ・登録数：4,117名	環境課
クリーングリーン運動の推進（団体、町内会）	帯広市と市町連環境衛生部会が地域環境美化運動として、市内の全町内会に周知・啓発パンフレットを配布し、次の事業を実施した。 ①定期清掃 各町内会単位で5月～10月の期間、日程を設定して町内の定期清掃を実施。全市規模の清掃である。 ②全市一斉河川清掃 令和6年5月12日（日曜日）に実施した。 ・参加数：188町内会、2,061人 ③ごみの減量化・再資源化 町内会単位での資源ごみ回収等の取組みを推進した。 ④畜犬の適正飼育の啓発 適正飼育パンフレットを市内全町内会に配布し、また、看板の回転・設置などにより啓発を図った。	

飼い犬の適正飼育普及啓発	犬の飼い主に送る狂犬病予防注射の案内に、適正飼育の啓発チラシを同封した。	
環境アドバイザー等、地域環境指導者の育成	出前環境教室などの機会を通じ、地球温暖化防止をはじめとした環境保全の啓発事業を行った。	
環境教育の普及、環境保全活動参加機会の提供推進	①出前環境教室の開催（42回、参加者 1,991名） ②環境交流会の開催 地域の環境保全活動や環境課題について、現状を把握し情報交換を行うとともに、市民に広く環境活動への参加を啓発することを目的とするもの。 （出展団体：19団体、来場者：1,225名） ③環境学習会 市民を対象に、十勝の豊かな自然に触れることで環境への関心と知識を深めることを目的とするもの。 令和6年8月6日（火）に実施した。（17名参加）	環境課
	・出前講座（総務課）13校、21クラス、645名 ・施設見学（水道課施設係）1,012名 ・施設見学（下水道課施設係）67名	上下水道部 総務課
環境教育の普及、環境保全活動参加機会の提供推進	①宿泊・日帰り学習の小学校5年生と中学生を対象に特別授業の中で環境学習会を開催した。 7回、10校、194人 ②科学展示室に41種の展示品を設置。 ・展示室入場者数 36,686人	児童会館
環境教育及び啓発活動、情報提供	①小学生等を対象に、バスの乗り方や運輸と地球温暖化の関係などをテーマとした出前講座を実施して、公共交通の優位性について啓発を図った。 ○小学生（29回、1,360名） ○高齢者（1回、30名） ②帯広市地域公共交通活性化協議会において、バス利用啓発のための小冊子の作成・配布を通じて、市内の中高生（中学3年生及び高校1、2年生）や転入者、高齢者に対し公共交通の優位性について啓発を図った。 【作成部数】 ○中高生向け：5,000部 ○転入者向け：1,500部 ○高齢者向け：3,500部	都市政策課
環境教育の普及、環境保全活動参加機会の提供推進	①学校・教育機関への出前講座 自然 6件 アイヌ文化 10件 歴史と考古学 1件 ②学校・教育機関以外への出前講座 自然 5件 アイヌ文化 4件 歴史と考古学 24件	百年記念館
自然観察の指導者の育成	◎博物館講座 14回実施、446名参加	
環境教育・環境学習の拠点となる機能の整備	幼児や児童等の団体、免除申請団体や一般入園者を対象に、動物とのふれあいや観察・体験教室などを通じて、自然や環境学習、情操教育の場を提供することを目的に実施した。 ①動物とのふれあい教室 66団体 2,002人参加 ②親子で飼育体験 3回 11組（22人）参加 ③おびZoo寺子屋 5回 86人参加 ④小学生のための動物園塾 1回 12人参加 ⑤その他、各種講座の開催	動物園
総合的な学習の時間支援事業	○環境モデル都市の指定にふさわしい環境教育の推進など、特色ある教育を一層進めるために、基礎的な予算措置と、学校が独自に目標を設定・管理し、積極的に企画提案する取り組みの支援を通して、学校の主体性・自律性を向上させ、信頼される学校づくりを進めた。 ○「おびひろ市民学推進事業」の中の総合的な学習の時間支援事業として、市内全小中学校において、各学校の特色を活かした教育活動を展開しており、協力事業団体の拡充を図っている。	学校教育指導課

環境教育に関する教職員研修	○夏季研修講座において、帯広畜産大学 浅利裕伸 准教授を招聘し、十勝・帯広に生息する野生生物に関わる研修会を開催。 ○環境に関する書籍等を購入し、教職員へいつでも貸し出しができる環境を整備。	教育研究所
学校教育における環境教育の支援・環境教育教材の充実	環境・エネルギーに関するパスファインダー（改訂版）を設置・提供した。	図書館
企業等の事業者による環境保全への取り組み	全国69社の企業より環境報告書（CSR）をいただき、市民に提供した。	
「道の日」道路清掃	各道路管理者が道路愛護運動を実施しており、帯広市は道路の役割や重要性に対する市民の関心を高める事を目的に市道の清掃を行った。	管理課
情報発信	○市のホームページにて環境行政に関する情報を随時発信した。 ○広報紙に環境に関する情報を随時掲載し、市民への周知・啓発を図った。また、7月にはゼロカーボン推進計画を紹介したゼロカーボン計画周知チラシを広報紙に折り込み、全戸に配布した。	環境課

基本施策【5-2】 広域連携の推進		
令和6年度の取り組み	実績等	関連部局
十勝定住自立圏における地球温暖化対策の推進	6月から9月の毎月第1金曜日に「とち市町村一斉ノーカーデー」を実施した。6,862人（21,436km）が参加し、3,133kg-CO <sub>2</sub> の二酸化炭素排出量を削減した。	環境課
人材派遣や研修員受入による人材及び指導者の育成と技術協力の推進	令和6年度については、JICA北海道センター（帯広）において、環境問題に関する課題解決のための研修コースが5コース実施され、研修員の育成が図られた。	観光交流課
研修員等人材教育のための指導者の育成	JICA北海道（帯広）を中心として、海外の研修員向けの研修の際、講師等を地元の関係機関から派遣していただいております、人材育成へ寄与した。	観光交流課

表 30 <参考> SDGs と 5つの基本目標との関連

5つの基本目標	3	6	7	9	11	12	13	14	15
	健康・福祉	水	エネルギー	産業・技術革新	まちづくり	生産・消費責任	気候変動	海洋資源	陸域生態系
1 地球環境の保全【地球環境にやさしいまち】			○	○	○	○	○		
2 自然共生社会の形成【自然とともに生きるまち】		○							○
3 生活環境の保全【健康でうらおいと安らぎを感じるまち】	○	○			○	○			○
4 循環型社会の形成【ごみを減らすまち】					○	○		○	
5 市民参加と広域連携【環境にやさしい行動を実践するまち】			○		○	○	○		



世界を変えるための17の目標

1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



6 安全な水とトイレを世界中に



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任 つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナリシップで目標を達成しよう





2030年に向けて  
世界が合意した  
「持続可能な開発目標」です

**持続可能な開発目標（SDGs）とは**

2015年9月の国際サミットで採択された2016年から2030年までの環境・経済・社会についての国際社会共通の目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)・169のターゲット(より具体的な目標)から構成され、気候変動やエネルギー問題など、環境に関する項目が多く含まれています。

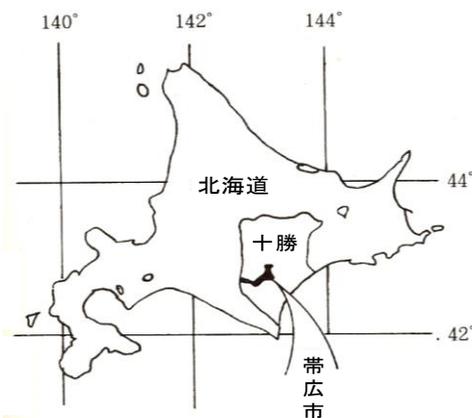
## 1. 市勢の概要

### (1) 地勢

本市は北海道東部の十勝地方の中央部、緩やかな傾斜の盆地状である十勝平野のほぼ中心部に位置します。東は札内川を境に幕別町、西は芽室町、南は中札内村および更別村、北は十勝川を境に音更町と隣接。市域の約60%は平地であり、他は日高山系の山岳地帯となっています。

市街地は概ね平坦で街路は碁盤目状に広がり、市街地中央部には帯広川、郊外には十勝川、札内川が流れています。日高地方との境である山岳地帯は札内川とその支流の戸蔦別川および帯広川の源流域であり、十勝幌尻岳、戸蔦別岳、札内岳の秀峰がそびえています。

三方を山に囲まれた十勝平野は、もとは砂れき地帯の上に火山灰が厚く堆積した段丘の連なりでしたが、長流・十勝川およびその支流により長い年月の間に削られ、現在の大平野が形成されました。



#### 【位置】

極東	東経 143 度 16 分 06 秒	} 東西
極西	東経 142 度 41 分 13 秒	
極南	北緯 42 度 36 分 53 秒	} 南北
極北	北緯 42 度 57 分 10 秒	

#### 【面積】

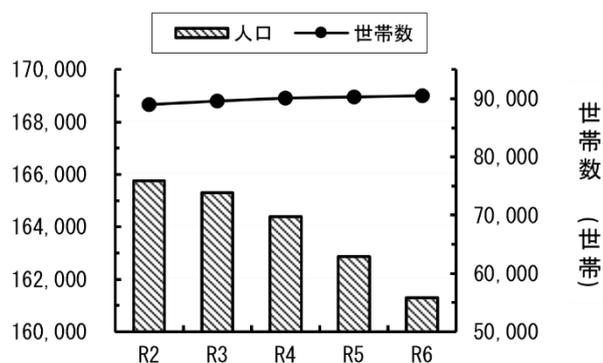
619.34km<sup>2</sup>

(令和7年1月 国土地理院)

### (2) 人口

本市では、明治16年(1883年)に晩成社が入植して以降、人口の統計が行われています。

本市では人口・世帯数とも年々増加してきましたが、人口については出生率の低下に加え道央圏や周辺自治体への流出により平成13年度以降減少に転じ、ここ数年も微減傾向になっています。令和6年9月30日現在の人口は161,288人、世帯数は90,502世帯となっています。

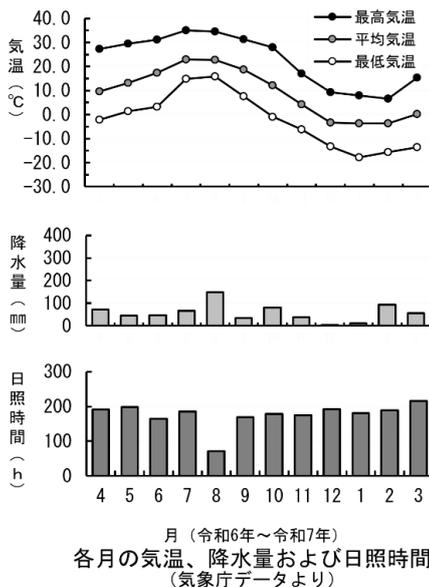


人口および世帯数の推移  
(各年とも9月末日現在の数値)

### (3) 気象

気候は冷涼で夏は暑く冬は寒い内陸性気候であり、四季の変化に富んでいます。令和6年度の帯広市の降水量は695.0mmで、札幌市の1,063.0mm、東京都の1,808.5mmを下回っています。

また、令和6年度の帯広市の年間日照時間は2,109.9時間で、年間を通して晴天日数が多い、全国でも有数の多日照地域となっています。



	令和6年										令和7年			通年
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
平均気温(°C)	9.7	13.2	17.3	22.9	22.7	18.7	12.2	4.2	-3.3	-3.7	-3.7	0.2	8.9※	
月最高気温(°C)	27.3	29.5	31.1	35.1	34.5	31.4	27.9	17.1	9.3	7.9	6.6	15.4	22.8	
月最低気温(°C)	-2.2	1.3	3.2	14.9	15.9	7.6	-0.9	-6.2	-13.2	-17.8	-15.7	-13.6	-2.2	
月平均湿度(%)	69	68	78	77	87	72	77	71	64	70	71	70	73※	
月合計降水量(mm)	71.5	44.5	47.0	66.5	148.0	34.0	81.0	37.5	3.5	11.5	94.0	56.0	695	
月合計日照時間(h)	190.8	197.7	164.0	185.5	71.3	168.6	179.0	174.5	192.9	181.3	188.7	215.6	2109.9	
月平均風速(m/s)	2.1	1.9	1.3	1.5	1.1	1.6	1.8	2.1	2.6	2.1	2.1	2.4	1.9※	

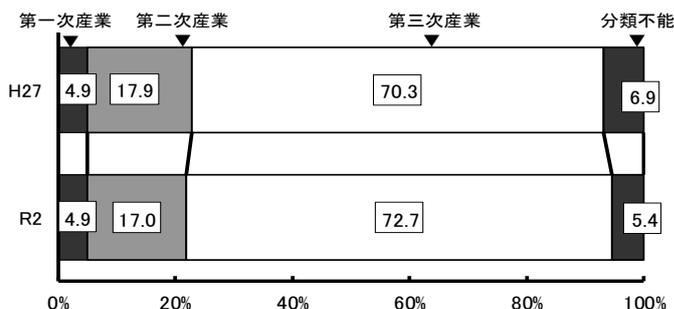
※令和6年1月～12月までの平均

(気象庁データより)

### (4) 産業別就業人口

令和2年国勢調査による本市の産業別就業人口の割合は、第一次産業が4.9%、第二次産業が17.0%、第三次産業が72.7%であり、平成27年に比べ、第二次産業がわずかに減り、第三次産業は増加しています。

本市は全国平均と比較して第二次産業の占める割合は低いです。また、十勝管内の平均と比較すると、第一次産業の占める割合が低く、第三次産業が高くなっています。



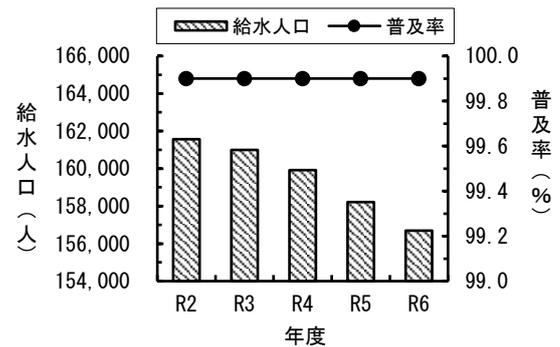
産業別就業人口の構成比  
(平成27年・令和2年国勢調査より)

## (5) 都市環境整備状況

## ア. 上水道の整備状況

本市の上水道事業は、市街地および中島・大正・愛国地区を給水区域とし、令和6年度末で156,693人に給水を実施。普及率は99.9%となっています。上水道以外の地域については、簡易水道事業により給水を行っています。

水源は国内でも有数の清流である札内川で、おいしい水が市内に提供されています。



上水道の普及状況

## &lt;上水道の普及状況&gt;

令和7年3月31日現在

給水区域内人口	給水人口	配水管延長	総給水量	有収水量	普及率
156,739人	156,693人	1,136.6km	15,624千m <sup>3</sup>	14,376千m <sup>3</sup>	99.9%

## &lt;上水道浄水施設の状況&gt;

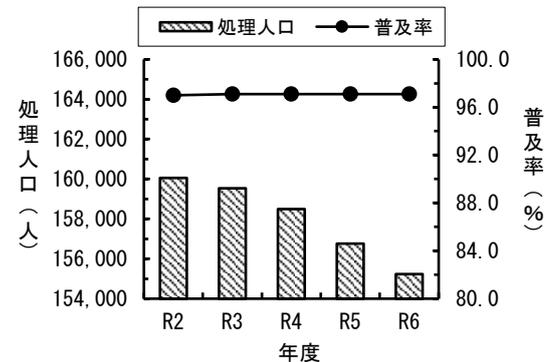
令和7年3月31日現在

施設名	原水の種別	取水水域	実績年間給水量	現行施設公称能力
稲田浄水場	伏流水	十勝川水系札内川	15,624千m <sup>3</sup> /年	40,000m <sup>3</sup> /日

※稲田浄水場の実績年間給水量のうち6,290千m<sup>3</sup>は、十勝中部広域水道企業団からの受水による。

## イ. 下水道の整備状況

本市の生活排水は、帯広市の公共下水道(帯広川下水終末処理場)と流域下水道(十勝川浄化センター)の2つの区域で処理されています。下水道処理人口は令和6年度末現在で155,233人、普及率は97.1%となっています。



下水道の普及状況

## &lt;公共下水道の普及状況&gt;

令和7年3月31日現在

総人口	処理区域		都市計画市街化区域面積	許可区域面積	整備面積
	人口	普及率			
159,863人	155,233人	97.1%	4,262ha	4,367ha	4,328ha

## &lt;下水道終末処理場の現況&gt;

令和7年3月31日現在

処理場名	運転開始年月	処理区域内		計画汚水量(日最大)	処理実績
		人口	面積		
帯広川下水終末処理場	S42.11	26,393人	800ha	17,360m <sup>3</sup> /日	27,132m <sup>3</sup> /日
十勝川流域下水道浄化センター	S55.1	198,686人 (帯広市分128,840人)	5,876ha (帯広市分3,528ha)	105,580m <sup>3</sup> /日 (帯広市分71,590m <sup>3</sup> /日)	64,375m <sup>3</sup> /日 (帯広市分38,123m <sup>3</sup> /日)

## ウ. 簡易水道営農用水道施設の現況

令和7年3月31日現在

施設名	原水の種別	取水水域	実績年間給水量	現行施設公称能力
大正配水池	受水	—	201千m <sup>3</sup> /年	1,292m <sup>3</sup> /日
川西浄水場	表流水	戸蔭別川	404千m <sup>3</sup> /年	2,480m <sup>3</sup> /日
岩内浄水場	地下水	—	27千m <sup>3</sup> /年	68m <sup>3</sup> /日

## エ. 農村下水道の普及状況

令和7年3月31日現在

事業名	計画区域内人口	処理人口	普及率	整備戸数
個別排水事業	4,371人	2,884人	66.0%	638戸
集落排水事業	53人	53人	100.0%	62戸

## オ. し尿処理施設の現況

令和7年3月31日現在

処理場名	運転開始年月	処理能力	処理実績
十勝川浄化センター 浄化槽汚泥等受入施設	H30.4	170kℓ/日	50,168.8kℓ/年（内帯広市分6,877.8kℓ/年）

(注) 十勝圏複合事務組合

利用市町村：帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町、大樹町、広尾町、本別町、足寄町、陸別町

## カ. 廃棄物処理施設の現況

令和7年3月31日現在

処理場名	運転開始年月	処理能力	処理実績
くりにんセンター	H8.10	焼却 330t/日 破碎 110t/5h	可燃物搬入量 63,008.83t/年 （内帯広市分32,151.12t/年） 不燃物搬入量 12,097.37t/年 （内帯広市分7,048.11t/年）

※焼却処理（110t/24h×3炉）、不燃・粗大処理（破碎設備＋圧縮設備）

(注) 十勝圏複合事務組合

利用市町村：帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

※令和4年4月から、幕別町忠類地区が加入

※焼却熱による発電施設：発電機出力8,235kVA（7,000kW）、余熱を利用した蒸気タービン

※灯油燃料の発電施設：発電機出力2,000kVA（1,600kW）、ガスタービン

## キ. ごみ埋立処理施設の現況

令和7年3月31日現在

施設名	供用開始年月	埋立面積	埋立容積	埋立期間	埋立方式	搬入実績
一般廃棄物 最終処分場	H23.4.1	27,029m <sup>2</sup>	311,200m <sup>3</sup>	25年間	被覆型 準好気性埋立	13,454.62t/年 （内帯広市分 7,160.61t/年）

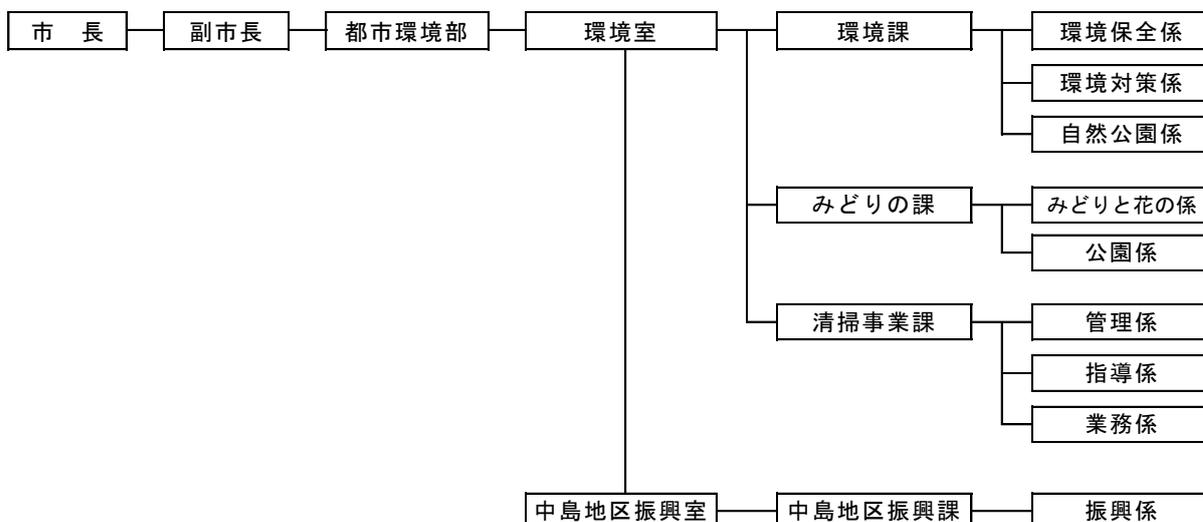
(注) 十勝圏複合事務組合

利用市町村：帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

※令和4年4月から、幕別町忠類地区が加入

## 2. 環境行政機構等

### (1) 行政組織機構（令和6年4月1日現在）



### (2) 帯広市環境審議会

環境行政の推進に資するため、市長の附属機関として事業者、市民及び学識経験者で構成する帯広市環境審議会を平成9年4月1日に設置し、市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項、公害の防止に関する基本的事項、自然環境の保全に関する基本的事項などを調査審議しています。

#### 【帯広市環境審議会委員名簿】

令和6年4月1日現在

氏名	所属機関	備考
宗岡 寿美	帯広畜産大学	会長
佐藤 未来	帯広大谷短期大学	副会長
有働 あけみ	帯広友の会	
小川 令人	特定非営利活動法人帯広 NPO28 サポートセンター	
加藤 貴裕	一般社団法人帯広青年会議所	
加納 靖宏	一般公募	
河村 知明	一般社団法人北海道中小企業家同友会とち支支部	
熊野 了州	帯広畜産大学	
杉山 優月	一般公募	
鈴木 大民	一般公募	
新津 貴裕	帯広市校長会	
永田 雅恭	帯広ガス株式会社	
丹羽 勝久	株式会社ズコーシャ	
谷地 史織	一般社団法人帯広消費者協会	
吉田 速男	帯広市川西農業協同組合	

(任期 令和5年6月23日～令和7年6月22日)

## (3) 公害防止協定および環境保全等に関する協定の締結

公害を未然に防止し良好な環境を維持するため、企業と公害防止協定を締結し周辺環境との調和に努めています。また、環境保全に関し配慮が必要な事業や開発行為について、本市では生活環境の保全、公害や災害の防止、自然環境の保全等の見地から協定を締結し、実効性のある保全を図っています。

## 【締結協定一覧】

令和7年3月31日現在

協定名	件数
環境保全	6
公害防止	2
公害防止、環境保全	29
自然環境保全	1
水道原水の水質保全	2
特定開発行為	1
計	41

## 【締結施設種別及び業種一覧】

令和7年3月31日現在

施設等種別	件数	業種	件数
廃棄物関連施設	14	一般廃棄物中間処理場	2
		汚泥堆肥化施設	1
		産業廃棄物中間処理	8
		下水道処理施設	1
		自動車リサイクル処理施設	1
		廃棄物処理施設	1
食肉加工施設	3	食肉加工施設	1
		澱粉加工施設	1
		馬鈴薯加工施設	1
電子部品関連施設	2	電気部品組立工場	2
土石・砂利等採取	17	岩石採取	1
		砂利採取	6
		土石採取	1
		土石採取（特定開発行為）	3
		農地造成	6
その他施設	5	テストコース	2
		十勝飛行場	1
		寺院	1
		自家用発電設備	1
計	41	計	41

### 3. 測定データ

#### (1) 自然環境調査等

##### ア. 森林調査

帯広市では、残された森林の状況を調査し、良好な自然環境を保全するため、平成7年度より森林調査を行いました。

##### 【森林調査結果】

調査年度	調査地名	特徴
H7	美栄町市有林 32 林班 29 小班	林分内に異なる様相の林を備え、十勝の原植生を知るうえで学術的価値が高い。
	売買川稲田地区河畔林	太い木から細い木まで切れ目なく存在する。よく発達した自然林として、本市における貴重な一標本である。
H8	泉町カシワ林	カシワ林としては市内最大級であり、林床には十勝坊主が広く分布している。
	機関庫の川河畔林	樹齢の古い木をもつ、よく発達した河畔林であり、林と林のネットワークに重要である。
H9	ヌブク川河畔林	ヌブク川の清流と緑豊かな河畔林が優れた自然環境を形成している。
	機関庫の川源流部河畔林	大径木を含む良好な自然状態が残されていて、谷は深く地形の変化に富む。
H10	富士町西富士湿性林 I	人為の影響が少なく、大径木の多い貴重な林分である。
	泉町ハンノキ林 I	台地の頂部付近の湧水のある湿性林であり、市内の他の林には見られない植物相が確認されている。
H11	富士町西富士湿性林 II	人為の影響が少なく、大径木の多い貴重な林分である。
	泉町ハンノキ林 II	湿性植生から森林植生までの一連の様々なタイプのハンノキ群落が成立し併存する。
H12	上帯広町ハンノキ林	林冠がハンノキのみからなる部分をその中にもつという点が貴重である。
	川西町西3線孤立林他2ヶ所	よく発達した林分であり、十勝坊主が存在する。
H13	基松町湿性林	林冠がヤチダモ、ハルニレ、ハンノキで構成されており、市街地と農村部との動植物の移動性の確保に重要である。
	上清川町河畔林	ハルニレを主体として、ケショウヤナギの大径木が見られるなど、自然が良好に維持されている点で貴重である。
H14	桜木町広葉樹林	林床出現種が非常に豊かであり、帯広市内では稀少なものも見られる。
	八千代孤立林	売買川源流部を含み、周辺に細長く手の余りつけられていない自然林がある。
H15	幸福町カシワ林	カシワにミズナラ、サクラ類を混ざる典型的なカシワ林であり、豊富な植物種を林床に持つ。
	上帯広町河畔林	これまで調査されてきた林分とは異なり、ドロノキ、ケヤマハンノキを主体とする林であり、植生が比較的豊かである。

## 【森林調査結果（続き）】

調査年度	調査地名	特徴
H16	大正町カシワ林	帯広市周辺で典型的に見られるタイプのカシワ林であり、大径木を散在させる。
	富士町湿性林	ヤチダモ、ハルニレが高木層を優占し、ササの侵入をそれほど受けておらず、良好な林内環境を保っている。
H17	富士町孤立林	ハルニレ、ヤチダモ、ハンノキといった典型的な湿性林の樹種にオニグルミを加えた林といって良く、大きな面積を有している。
H18	富士町孤立林	ハルニレ、ヤチダモが高木層を占めており、林としての発達程度、樹木や林床草本の多様性とも、市内の湿性林では最も良質なものの1つである。
H19	上清川町孤立林	戸蔭別川という中規模河川の後背地の湿性林であり、高木層にケシヨウヤナギやオオバヤナギが優占するという、これまでの調査地にはない植生を持つ。
H23	桜木町民有林	ハルニレ、ハンノキが高木層を占めており、過去に人為の影響を受けた可能性があり、後継木の定着、生長により今後の林の動態が左右されると考えられる若齢の森である。
	昭和町民有林1	ハルニレ、ヤチダモ、ミズナラ、ドロノキが高木層を占めており、未熟な発達段階にあるものの、林床植生が多様かつ貴重なものが多いという特徴を持つ。
	昭和町民有林2	ハルニレ、ヤチダモが林冠を占めており、成熟した林と考えられる。林内はササが目立つものの、川が流れるなど多様な環境を有し、林床出現種が豊富である。
H24	昭和町民有林1	相当に若い林分であるが、林床植生が多様で貴重なものが多く見られる。
	昭和町民有林2	林分内に多様な環境が見られ、人為影響もあるものの多くの植物種が見られるという特徴を持つ。
H27	中島町河畔林	札内川の後背にある湿性林であり、起伏に富んだ林床に貴重なものを含む多くの植物種や市内の分布標高下限と見られるオヒョウが生育するという特徴を持つ。
H28	富士町基線林	ハルニレ、ヤチダモ等からなる湿性林で、貴重な植物種のほか鳥類、両生類による利用が見られ、地域の生物多様性保全において重要な林分である。

## イ. 生物多様性保全事業

帯広市内における生物多様性保全を図るため、平成 23 年度に郊外に分布する自然林等の調査を実施しました。

### a. 調査内容

- ・ 帯広市郊外の生物関連の資料調査
- ・ 自然林等の分布及び詳細調査

### b. 調査結果

資料調査と植生調査を通じ下記のような植物種が確認されました。

調査種別		資料調査		植生調査	
確認種数		119 科	1035 種	81 科	321 種
貴重種数		36 科	64 種	12 科	15 種
環境省 RL	絶滅危惧 IA(CR)	1		-	
	絶滅危惧 IB(EN)	6		1	
	絶滅危惧 II(VU)	34		7	
	準絶滅危惧(NT)	8		1	
北海道 RDB	絶滅危機種(Gr)	2		1	
	絶滅危惧種(En)	3		1	
	絶滅危急種(Vu)	5		-	
	希少種(R)	19		6	

※環境省 RL:絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト(環境省・2007)

※北海道 RDB:北海道レッドデータブック(北海道・2001)

※環境省 RL と北海道 RDB の種数は、一部重複しているため、合計しても貴重種数とは合致しない。

## ウ. 鳥獣生息調査

平成 22 年度から平成 26 年度にかけ、帯広市の市街地周辺の鳥類や哺乳類などの生息調査を実施しました。

### a. 平成 22 年度 既存資料調査及び現地踏査

既存の調査資料等 68 点を収集し、415 科 2063 種の生物種を確認した。また、現地踏査の結果、帯広市周辺の自然林は優先種により大きく 5 つに分かれた。

#### 【確認種数】

植物	哺乳類	鳥類	昆虫類	底生動物	その他
97 科 757 種	9 科 22 種	49 科 908 種	194 科 908 種	55 科 127 種	11 科 18 種

#### 【帯広市周辺の自然林を分類した結果】

植生	概要
カシワ・ミズナラ林	カシワまたはミズナラが優占する林で、林床は主にミヤコザサが繁茂
ハルニレ・ヤチダモ林	ハルニレまたはヤチダモが優占する林で、林床はミヤコザサやスゲ類が繁茂
オニグルミ林	オニグルミが優占する林
ハンノキ林	ハンノキが優占する林で、林床はスゲ類のほか湿性植物が繁茂
ヤナギ・シラカンバ・ケヤマハンノキ林	ヤナギ、シラカンバ、ケヤマハンノキ等が優占する林

## b. 平成 23・24 年度 鳥獣生息調査

市街地に残る自然林のうち 4 地点を選定し、哺乳類及び鳥類の生息調査を行った。

調査地点名	確認種数	
	哺乳類	鳥類
①水光園	4 科 6 種	14 科 21 種
②伏古別公園	4 科 6 種	11 科 17 種
③つつじが丘霊園	6 科 12 種	14 科 22 種
④帯広川中流段丘	7 科 12 種	14 科 27 種

## c. 平成 25 年度 外来生物の分布確認調査等

外来生物の分布確認調査及び市街地周辺の緑地等 10 カ所の緑地マップを作成した。

生物種	セイヨウオオマルハナバチ	オオハンゴンソウ
確認箇所数/調査箇所数 (うち外来と在来の混合確認地点)	89 カ所/90 カ所 (66 カ所/89 カ所)	40 カ所/90 カ所

## d. 平成 26 年度 鳥獣生息状況の評価

前年度までの調査に基づき、地形及び生物から自然を評価する指標を 29 項目選定。  
選定した指標 29 項目を用いて良好な自然環境がある市内の緑地等 11 カ所を評価した。

地点名	評価 (29 点満点)
①水光園	5/29
②伏古別公園	6/29
③西町公園	6/29
④石王緑地	2/29
⑤津田公園	5/29
⑥つつじヶ丘霊園	10/29
⑦大山緑地と若葉の森	18/29
⑧帯広川段丘林	15/29
⑨緑ヶ丘公園	8/29
⑩農高の森	12/29
⑪売買川河畔林	11/29

## (2) 大 気

## ア. 月間値、年間値

## a. 一酸化窒素[NO]

※短期測定につき参考値

測定地点	項目	R6		R7	年間値	
		7月	10月	2月		
南町配水場	有効測定日数	(日)	7	7	7	21
	測定時間	(時間)	168	168	168	504
	月平均値(年間値は年平均値)	(ppm)	0.014	0.002	0.001	0.006
	1時間値の最高値	(ppm)	0.042	0.011	0.019	0.042
	日平均値の最高値	(ppm)	0.021	0.004	0.002	0.021

b. 二酸化窒素[NO<sub>2</sub>]

※短期測定につき参考値

測定地点	項目	R6		R7	年間値	
		7月	10月	2月		
南町配水場	有効測定日数	(日)	7	7	7	21
	測定時間	(時間)	168	168	168	504
	月平均値(年間値は年平均値)	(ppm)	0.020	0.007	0.008	0.012
	1時間値の最高値	(ppm)	0.043	0.024	0.028	0.043
	日平均値の最高値	(ppm)	0.029	0.010	0.012	0.029
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0
		(%)	-	-	-	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	(時間)	0	0	0	0
		(%)	-	-	-	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0
		(%)	-	-	-	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	(日)	0	0	0	0
		(%)	-	-	-	0
98%評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	

c. 窒素酸化物[NO<sub>x</sub>]

※短期測定につき参考値

測定地点	項目	R6		R7	年間値	
		7月	10月	2月		
南町配水場	有効測定日数	(日)	7	7	7	21
	測定時間	(時間)	168	168	168	504
	月平均値(年間値は年平均値)	(ppm)	0.035	0.008	0.010	0.018
	1時間値の最高値	(ppm)	0.084	0.035	0.047	0.084
	日平均値の最高値	(ppm)	0.048	0.014	0.014	0.048
	NO <sub>x</sub> (NO+NO <sub>2</sub> )あたりのNO <sub>2</sub> (年平均値)	(%)	-	-	-	66.7

## d. 微小粒子状物質[PM2.5]

※速報値

測定局	項目	令和6年										令和7年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
帯広市役所	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	30	28	31	31	28	31	362
	有効測定時間	(時間)	719	740	719	743	743	719	717	667	743	742	670	743	8,665
	月平均値(年間値は年平均値)	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	5.4	4.9	4.7	8.5	2.8	3.0	4.7	5.1	3.8	6.3	6.0	7.3	5.2
	1時間値の最高値	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	28	30	18	43	11	14	16	25	18	29	32	42	43
	日平均値の最高値	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	14.4	11.3	10.0	24.4	6.8	5.0	9.4	13.3	10.1	17.5	16.3	21.8	24.4
	日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過日	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	計) 0

## イ. 経年変化

a. 一酸化窒素[NO]、二酸化窒素[NO<sub>2</sub>]

単位：ppm

測定地点	項目	年度					
		R2	R3	R4	R5	R6	
南町配水場	年平均値	一酸化窒素	0.004	0.003	0.003	0.003	0.006
	二酸化窒素	0.005	0.007	0.007	0.007	0.012	

※短期測定につき参考値

## b. 微小粒子状物質[PM2.5]

測定地点	項目	年度					
		R2	R3	R4	R5	R6	
帯広市役所	有効測定日数	(日)	362	362	358	364	362
	年平均値	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	5.3	5.3	5.8	5.5	5.2
	日平均値の年間98%値	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	19.3	15.4	17.2	16.7	16.4
	日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過日	(日)	0	0	0	0	0
	日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過割合	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※R6は速報値

## (3) 水質

## ア. 公共用水域測定結果(生活環境項目の概要)

[令和6年度]

水域名	図上番号	地点名	類型	pH			D0 (mg/L)		BOD (mg/L)			SS (mg/L)		大腸菌数 (CFU/100mL)				
				m/n 超過率 (%)	最高値 最低値 平均値	m/n 超過率 (%)	最高値 最低値 平均値	m/n 超過率 (%)	75%値	最高値 最低値 平均値	m/n 超過率 (%)	最高値 最低値 平均値	m/n 超過率 (%)	90%値	最高値 最低値 平均値			
帯広川	1	伏古橋	A	0 / 5	7.6	0 / 5	13	0 / 5		0.8	0 / 5	5	0 / 5		120	120	5	41
				0	7.2	0	9.2	0	0.6	<0.5	0	<1	0	120	5			
					7.4		11		0.6	3								
	2	西8条橋	A	0 / 8	7.7	0 / 8	13	0 / 8		1.0	0 / 8	11	1 / 8		960	960	18	190
0				7.3	0	8.1	0	0.8	<0.5	0	1	12.5	960	18				
3	西3条橋	B	0 / 5	7.6	0 / 5	13	0 / 5		1.2	0 / 5	10	0 / 5		990	990	23	250	
			0	7.2	0	8.4	0	1.0	<0.5	0	2	0	990	23				
4	札内川合流	B	0 / 8	7.4	0 / 8	10	2 / 8		3.5	0 / 8	3	0 / 8		440	440	10	170	
			0	6.8	0	8.2	25	3.0	1.5	0	<1	0	440	10				
5	月見橋	指定なし		7.5		12			<0.5		4			320	320	49	160	
				7.1		9.6		<0.5		1		320	49					
6	北2線橋	指定なし		7.8		13			1.2		5			350	350	16	120	
				7.6		9.9		1.1	<0.5		<1		350	16				
7	芙蓉橋	B	0 / 5	7.9	0 / 5	11	0 / 5		2.2	0 / 5	4	0 / 5		200	200	6	73	
			0	7.5	0	8.1	0	2.1	0.7	0	1	0	200	6				
8	大通南橋	指定なし		7.7		14			1.0		9			410	410	17	130	
				7.4		9.3		0.5	<0.5		<1		410	17				
9	北親橋	指定なし		7.8		8.7			1.7		5			88	88	6	38	
				7.4		7.2		1.3	<0.5		1		88	6				
10	つつじ橋	指定なし		7.3		12			<0.5		7			98	98	7	41	
				7.0		9.5		<0.5	<0.5		2		98	7				
11	聖橋	指定なし		7.6		14			<0.5		18			120	120	2	63	
				7.1		10		<0.5	<0.5		<1		120	2				
12	浄水場取水地点	AA	0 / 12	8.0	0 / 12	15	0 / 12		<0.5	0 / 12	9	0 / 12		20	20	<1	<1	
			0	7.2	0	9.4	0	<0.5	<0.5	0	<1	0	17	<1				
12	浄水場取水地点	AA		7.5		12			<0.5		2			7	7			

- 備考 1 数値の表記は「公共用水域水質測定結果の報告について(平成5年3月29日環水規51号)」にならう。  
2 「m/n」の nは総検体数を表し、mはnのうち環境基準値を超えた検体数を表す。  
3 図上番号と対応する地図については27ページ「河川水質測定地点図」を参照。

イ. 令和5年度河川水質測定結果

\*\*\* 環境基準超過

水 域 名	図 上 類 型	測 定 年 月 日	2024年(令和6年)												2025年(令和7年)		BOD 75%値 大腸菌数 90%値		
			2024年(令和6年)						2024年(令和6年)						2025年(令和7年)				
			6月19日	8月5日	10月1日	12月2日	2月11日	2月11日	最高値	最低値	平均値								
帯 伏 川	A	サンプリング時刻	12:00	9:42	10:19	10:25	8:46												
		前日天候	曇	曇	晴	晴	晴												
		当日天候	晴	曇	晴	快晴	晴												
		気温(°C)	26.0	20.3	18.6	3.8	-5.7												
		水温(°C)	20.3	18.3	15.3	2.3	0.0												
		透明度(cm)	>30	>30	>30	>30	>30												
		色相	無色	無色	無色	無色	無色												
		臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭												
		pH	7.6	7.4	7.4	7.2	7.2												
		DO(mg/l)	9.2	9.6	10	13	13												
		BOD(mg/l)	0.6	<0.5	0.8	<0.5	<0.5												
		SS(mg/l)	4	2	5	<1	<1												
		大腸菌数(CFU/100ml)	15	120	48	17	5												
全窒素(mg/l)	6.0	4.6	5.2	3.6	5.7														
全窒素(mg/l)	0.047	0.034	0.054	0.024	0.038														
アンモニア性窒素(mg/l)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05														
硝酸・亜硝酸性窒素(mg/l)	6.0	4.5	5.2	3.6	5.3														
硝酸性窒素(mg/l)	6.0	4.5	5.1	3.6	5.3														
亜硝酸性窒素(mg/l)	0.017	0.013	0.017	0.006	0.011														

水 域 名	図 上 類 型	測 定 年 月 日	2024年(令和6年)												2025年(令和7年)		BOD 75%値 大腸菌数 90%値		
			2024年(令和6年)						2024年(令和6年)						2025年(令和7年)				
			4月17日	6月19日	7月10日	8月5日	10月1日	12月2日	1月7日	2月11日	最高値	最低値	平均値						
帯 8 川	A	サンプリング時刻	9:35	10:35	10:05	7:24	11:00	7:20	13:47	7:38									
		前日天候	晴	曇	晴	曇	晴												
		当日天候	曇	晴	晴	曇	晴												
		気温(°C)	12.7	25.5	27.7	21.0	25.8												
		水温(°C)	9.9	18.4	18.6	18.1	14.7												
		透明度(cm)	>30	>30	>30	>30	>30												
		色相	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	無色												
		臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭												
		pH	7.3	7.4	7.7	7.4	7.6												
		DO(mg/l)	12	9.5	9.0	8.1	9.7												
		BOD(mg/l)	0.5	0.8	0.8	0.9	1.0												
		SS(mg/l)	4	11	10	5	4												
		大腸菌数(CFU/100ml)	42	100	250	960	77												
全窒素(mg/l)	3.7	5.5	5.3	4.4	4.9														
全窒素(mg/l)	<0.05	0.078	<0.05	0.051	<0.05														
アンモニア性窒素(mg/l)	3.4	5.4	5.2	4.1	4.8														
硝酸・亜硝酸性窒素(mg/l)	3.4	5.4	5.2	4.0	4.8														
硝酸性窒素(mg/l)	3.4	5.4	5.2	4.0	4.8														
亜硝酸性窒素(mg/l)	0.010	0.021	0.030	0.021	0.018														

水地域名	図上番 類型	測定年月日	2024年(令和6年)							2025年(令和7年)		BOD 75%値 大腸菌数 90%値
			測定項目	6月19日	8月5日	10月1日	12月2日	2月11日	最高値	最低値	平均値	
西3B 帯広川橋		サンプリング時刻	10:22	8:32	7:56	7:49	7:55					
		前日天候	曇	曇	晴	晴	晴					
		当日天候	晴	曇	晴	快晴	晴					
		気温(°C)	26.3	19.8	15.3	-2.5	-9.8					
		水温(°C)	18.3	18.6	13.3	2.8	0.5					
		透視度(cm)	>30	>30	>30	>30	>30					
		色相	淡黄色	淡黄色	無色	無色	無色					
		臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭					
		pH	7.5	7.5	7.2	7.6	7.5	7.6	7.2	7.5		
		DO(mg/l)	9.5	8.4	9.5	12	13	13	8.4	10		
		BOD(mg/l)	0.9	1.2	1.0	<0.5	0.5	1.2	<0.5	0.8	1.0	
		SS(mg/l)	10	5	4	2	2	10	2	5		
		大腸菌数 (CFU/100ml)	78	990	100	23	36	990	23	250	990	
		全窒素(mg/l)	4.8	3.7	4.2	3.0	4.5	4.8	3.0	4.0		
		アンモニア性窒素(mg/l)	0.071	0.047	0.042	0.035	0.036	0.071	0.035	0.046		
硝酸・亜硝酸性窒素(mg/l)	<0.05	<0.05	<0.05	0.06	<0.05	0.06	<0.05	0.05				
硝酸性窒素(mg/l)	4.4	3.5	4.0	2.8	4.3	4.4	2.8	3.8				
亜硝酸性窒素(mg/l)	4.3	3.5	4.0	2.7	4.3	4.3	2.7	3.8				
亜硝酸性窒素(mg/l)	0.023	0.021	0.016	0.011	0.012	0.023	0.011	0.017				

水地域名	図上番 類型	測定年月日	2024年(令和6年)							2025年(令和7年)		BOD 75%値 大腸菌数 90%値				
			測定項目	4月17日	6月19日	7月10日	8月5日	10月1日	12月2日	1月7日	2月11日		最高値	最低値	平均値	
私内川合流前 帯広川		サンプリング時刻	9:19	9:59	10:45	12:21	10:32	8:14	8:27							
		前日天候	晴	曇	晴	曇	晴	晴	晴	晴						
		当日天候	曇	晴	晴	曇	晴	快晴	晴	晴						
		気温(°C)	13.2	27.0	29.9	24.6	22.3	-2.2	4.4	-9.8						
		水温(°C)	10.5	14.3	14.5	14.7	14.6	9.1	9.2	5.5						
		透視度(cm)	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30						
		色相	無色	無色	淡黄色	無色	無色	無色	無色	無色						
		臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭						
		pH	6.8	7.2	7.4	7.0	7.4	7.3	6.8	7.2						
		DO(mg/l)	10	10	10	8.4	8.2	8.3	10	9.6						
		BOD(mg/l)	1.5	2.4	2.7	3.0	2.3	3.5	3.5	2.4						
		SS(mg/l)	2	2	3	1	1	1	<1	1						
		大腸菌数 (CFU/100ml)	10	37	65	440	410	40	290	33						
		全窒素(mg/l)	3.8	3.9	3.7	2.9	3.7	2.8	4.0	4.7						
		全窒素(mg/l)	0.049	0.050	0.39	0.42	0.13	0.041	0.99	0.16						
アンモニア性窒素(mg/l)	0.36	0.50	0.33	0.25	0.69	0.31	2.7	0.90								
硝酸・亜硝酸性窒素(mg/l)	3.1	3.4	3.3	2.5	2.9	2.5	2.7	2.9								
硝酸性窒素(mg/l)	3.1	3.3	3.2	2.4	2.8	2.4	2.7	2.9								
亜硝酸性窒素(mg/l)	0.028	0.073	0.088	0.076	0.082	0.057	0.079	0.060								

水 域 名	地 点 名	図 上 番 号	測 定 年 月 日	2024年(令和6年)						2025年(令和7年)		最 高 値	最 低 値	平 均 値	BOD 75%値 大腸菌数 90%値
				6月14日	8月5日	10月1日	12月2日	2月11日	2月11日						
大 成 川	月 見 橋	5	測定項目	6月14日	8月5日	10月1日	12月2日	2月11日	2月11日	最高値	最低値	平均値	BOD 75%値 大腸菌数 90%値		
			サンプリング時刻	7:17	9:18	7:20	10:47	8:26							
			前日天候	曇	曇	晴	晴	晴							
			当日天候	曇	曇	晴	快晴	晴							
			気温(°C)	17.2	20.3	10.7	3.1	-7.1							
			水温(°C)	11.1	12.2	10.6	6.0	2.8							
			透視度(cm)	>30	>30	>30	>30	>30							
			色相	無色	無色	無色	無色	無色							
			臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭							
			pH	7.1	7.3	7.1	7.5	7.4							
			DO(mg/l)	10	9.6	9.9	12	12							
			BOD(mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5							
			SS(mg/l)	2	1	4	3	1							
			大腸菌数(CFU/100ml)	100	320	260	49	51							
			全窒素(mg/l)	8.6	7.8	8.4	7.9	8.0							
全磷(mg/l)	0.018	0.016	0.022	0.018	0.018										
アンモニア性窒素(mg/l)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05										
硝酸・亜硝酸性窒素(mg/l)	8.4	7.6	8.3	7.8	7.9										
硝酸性窒素(mg/l)	8.4	7.6	8.3	7.8	7.9										
亜硝酸性窒素(mg/l)	0.007	0.007	0.007	<0.005	0.006										

水 域 名	地 点 名	図 上 番 号	測 定 年 月 日	2024年(令和6年)						2025年(令和7年)		最 高 値	最 低 値	平 均 値	BOD 75%値 大腸菌数 90%値
				6月19日	8月5日	10月1日	12月2日	2月11日	2月11日						
新 北 帯 広 川	月 見 橋	6	測定項目	6月19日	8月5日	10月1日	12月2日	2月11日	2月11日	最高値	最低値	平均値	BOD 75%値 大腸菌数 90%値		
			サンプリング時刻	11:34	11:31	10:45	11:09	8:10							
			前日天候	曇	曇	晴	晴	晴							
			当日天候	晴	曇	晴	快晴	晴							
			気温(°C)	27.8	24.7	21.0	5.1	-7.4							
			水温(°C)	20.4	18.7	16.0	4.0	1.0							
			透視度(cm)	>30	>30	>30	>30	>30							
			色相	無色	無色	無色	無色	無色							
			臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭							
			pH	7.8	7.8	7.8	7.6	7.8							
			DO(mg/l)	9.9	10	11	13	12							
			BOD(mg/l)	0.9	1.2	1.0	<0.5	1.1							
			SS(mg/l)	5	2	3	<1	1							
			大腸菌数(CFU/100ml)	32	350	110	16	81							
			全窒素(mg/l)	6.2	5.0	5.3	4.4	4.5							
全磷(mg/l)	0.079	0.069	0.10	0.046	0.16										
アンモニア性窒素(mg/l)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.16										
硝酸・亜硝酸性窒素(mg/l)	6.1	5.0	5.2	4.4	3.9										
硝酸性窒素(mg/l)	6.1	5.0	5.1	4.3	3.9										
亜硝酸性窒素(mg/l)	0.024	0.021	0.028	0.011	0.030										

水域名	図上番号	測定年月日	2024年(令和6年)						2025年(令和7年)			BOD 75%値 大腸菌数 90%値	
			測定項目		6月14日		8月5日		10月1日		12月2日		
			前日天候	当日天候	曇	曇	曇	曇	晴	晴	晴		晴
ウツベツ川	7	サンプリング時刻	7:11	8:05	8:34	6:53	7:05						
		前日天候	曇	曇	曇	晴	晴						
		当日天候	曇	曇	曇	快晴	晴						
		気温(°C)	17.5	19.8	15.9	-2.2	-10.3						
		水温(°C)	15.2	17.3	14.4	7.6	5.1						
		透視度(cm)	>30	>30	>30	>30	>30						
		色相	淡黄色	中黄色	淡黄色	無色	無色						
		臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭						
		pH	7.5	7.8	7.5	7.9	7.8						
		DO(mg/l)	8.6	8.1	9.1	10	11						
		BOD(mg/l)	2.2	2.1	0.7	0.7	0.8						
		SS(mg/l)	4	4	2	2	1						
大腸菌数(CFU/100ml)	110	200	40	6	8								
全窒素(mg/l)	1.1	1.1	1.0	1.1	1.0								
全リン(mg/l)	0.054	0.057	0.049	0.046	0.057								
アンモニア性窒素(mg/l)	0.08	0.06	0.06	0.11	0.09								
硝酸・亜硝酸性窒素(mg/l)	0.93	0.91	0.87	0.95	0.77								
硝酸性窒素(mg/l)	0.91	0.89	0.86	0.94	0.76								
亜硝酸性窒素(mg/l)	0.020	0.019	0.014	0.013	0.009								
最高値													
最低値													
平均値													

水域名	図上番号	測定年月日	2024年(令和6年)						2025年(令和7年)			BOD 75%値 大腸菌数 90%値	
			測定項目		6月14日		8月5日		10月1日		12月2日		
			前日天候	当日天候	曇	曇	曇	曇	晴	晴	晴		晴
大通なし 赤買川	8	サンプリング時刻	6:58	11:47	9:02	9:30	9:10						
		前日天候	曇	曇	曇	曇	晴						
		当日天候	曇	曇	曇	快晴	晴						
		気温(°C)	18.1	23.8	17.3	2.3	-5.2						
		水温(°C)	16.0	18.9	13.9	1.7	-0.5						
		透視度(cm)	>30	>30	>30	>30	>30						
		色相	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	無色						
		臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭						
		pH	7.4	7.7	7.7	7.7	7.6						
		DO(mg/l)	9.3	9.8	10	14	14						
		BOD(mg/l)	1.0	0.5	<0.5	<0.5	<0.5						
		SS(mg/l)	9	4	2	<1	4						
大腸菌数(CFU/100ml)	140	410	51	17	41								
全窒素(mg/l)	7.8	6.9	6.3	6.8	6.1								
全リン(mg/l)	0.048	0.049	0.029	0.038	0.020								
アンモニア性窒素(mg/l)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05								
硝酸・亜硝酸性窒素(mg/l)	7.3	6.9	6.2	6.8	5.9								
硝酸性窒素(mg/l)	7.3	6.9	6.2	6.8	5.9								
亜硝酸性窒素(mg/l)	0.032	0.008	<0.005	0.005	0.013								
最高値													
最低値													
平均値													

水 域 名	地 点 名	類 型	図 上 番 号	測定年月日	2024年(令和6年)				2025年(令和7年)				BOD 75%値 大腸菌数 90%値	
					6月14日	8月5日	10月1日	12月2日	2月11日	4月1日	6月2日	8月3日		
伏 古 別 川	北 親 橋	なし	9	測定項目	サンプリング時刻	6:28	6:50	7:28	6:31	6:41				
				前日天候	曇	曇	晴	晴	晴					
				当日天候	曇	曇	晴	快晴	晴					
				気温	(°C)	17.4	20.8	13.4	-1.3	-11.0				
				水温	(°C)	15.5	15.4	14.3	9.8	6.4				
				透視度	(cm)	>30	>30	>30	>30	>30				
				色相		淡黄色	無色	無色	無色	無色				
				臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭				
				pH		7.4	7.7	7.5	7.8	7.8	7.8	7.4	7.6	
				DO	(mg/l)	7.6	8.0	7.2	8.0	8.7	8.7	7.2	7.9	
				BOD	(mg/l)	0.5	<0.5	<0.5	1.7	1.3	1.7	<0.5	0.9	
				SS	(mg/l)	4	5	1	3	2	5	1	3	
				大腸菌数	(CFU/100ml)	88	31	21	6	44	88	6	38	
				全窒素	(mg/l)	1.3	1.5	1.5	1.3	1.3	1.5	1.3	1.4	
				全リン	(mg/l)	0.16	0.088	0.11	0.18	0.18	0.18	0.088	0.14	
アンモニア性窒素	(mg/l)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05					
硝酸・亜硝酸性窒素	(mg/l)	1.2	1.5	1.4	1.2	1.3	1.5	1.2	1.3					
硝酸性窒素	(mg/l)	1.2	1.5	1.4	1.1	1.3	1.5	1.1	1.3					
亜硝酸性窒素	(mg/l)	0.030	<0.005	<0.005	0.014	0.019	0.030	<0.005	0.015					

水 域 名	地 点 名	類 型	図 上 番 号	測定年月日	2024年(令和6年)				2025年(令和7年)				BOD 75%値 大腸菌数 90%値	
					6月14日	8月5日	10月1日	12月2日	2月11日	4月1日	6月2日	8月3日		
つ つ じ 川	つ つ 橋	なし	10	測定項目	サンプリング時刻	8:20	10:13	7:46	10:08	9:18				
				前日天候	曇	曇	晴	晴	晴					
				当日天候	曇	曇	晴	快晴	晴					
				気温	(°C)	15.9	21.6	12.6	2.3	-4.2				
				水温	(°C)	10.3	11.3	9.8	4.8	1.2				
				透視度	(cm)	>30	>30	>30	>30	>30				
				色相		無色	無色	無色	無色	無色				
				臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭				
				pH		7.0	7.2	7.0	7.2	7.3	7.3	7.0	7.1	
				DO	(mg/l)	10	9.7	9.5	11	12	12	9.5	10	
				BOD	(mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
				SS	(mg/l)	3	2	7	5	4	7	2	4	
				大腸菌数	(CFU/100ml)	30	98	61	8	7	98	7	41	
				全窒素	(mg/l)	9.5	8.8	9.5	8.9	9.4	9.5	8.8	9.2	
				全リン	(mg/l)	0.015	0.012	0.031	0.027	0.021	0.031	0.012	0.021	
アンモニア性窒素	(mg/l)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05					
硝酸・亜硝酸性窒素	(mg/l)	9.4	8.6	9.4	8.8	9.2	9.4	8.6	9.1					
硝酸性窒素	(mg/l)	9.4	8.6	9.4	8.8	9.2	9.4	8.6	9.1					
亜硝酸性窒素	(mg/l)	0.007	0.010	0.016	0.019	0.018	0.019	0.007	0.014					



## ウ. 令和6年度公共用水域水質調査結果(人の健康の保護に関する環境基準)

河川名		帯広川	新帯広川	環境基準*
地点名		札内川合流前	北2線橋	
採取年月日		R6.8.5	R6.8.5	
調査項目 (単位)	カドミウム (mg/L)	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
	全シアン (mg/L)	0.05 未満	0.05 未満	不検出
	鉛 (mg/L)	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)	0.01 未満	0.01 未満	0.02 以下
	砒素 (mg/L)	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下
	総水銀 (mg/L)	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0005 以下
	アルキル水銀 (mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	不検出
	PCB (mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	不検出
	ジクロロメタン (mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下
	四塩化炭素 (mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.006 以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.01 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
	チウラム (mg/L)	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下
	シマジン (mg/L)	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
	チオベンカルブ (mg/L)	0.0005 未満	0.0005 未満	0.02 以下
	ベンゼン (mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.01 以下
	セレン (mg/L)	0.002 未満	0.002 未満	0.01 以下
ほう素 (mg/L)	0.04	0.02	1 以下	
ふっ素 (mg/L)	0.1 未満	0.1 未満	0.8 以下	
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	2.5	5.0	10 以下	

\*「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月28日環境庁告示59号)の別表1より

## (4) 騒音

## ア. 令和6年度航空機騒音測定結果（月間値）

No.	測定地点	測定月	Lden	WECPNL	LAmaz平均値	LAmaz最大値	識別機数
A	南町配水場測定局 (南の森西1丁目)	4月	49.9	62.5	75.7	90.2	558
		5月	44.4	59.4	76.6	92.6	175
		6月	46.1	58.9	74.8	90.1	261
		7月	52.1	65.0	81.2	101.8	455
		8月	45.3	58.5	73.3	84.1	215
		9月	47.7	60.2	74.7	89.8	177
		10月	46.7	59.7	74.5	89.6	252
		11月	49.5	62.6	76.2	92.1	409
		12月	47.7	60.1	76.2	92.2	218
		1月	48.6	60.9	75.8	89.5	259
		2月	47.0	59.8	73.1	89.1	292
		3月	49.3	61.8	74.4	89.4	394
		年間値	48.4	61.2	76.6	101.8	3,665

No.	測定地点	測定月	Lden	WECPNL	LAmaz平均値	LAmaz最大値	識別機数
B	道路車両センター 測定局 (南町南6線)	4月	47.6	60.0	70.5	83.9	739
		5月	42.2	55.2	70.1	84.5	291
		6月	49.7	60.8	75.3	91.7	600
		7月	46.1	57.9	71.3	86.0	634
		8月	41.7	53.6	67.3	83.7	284
		9月	42.2	53.6	67.7	79.5	271
		10月	44.5	56.2	69.5	83.7	437
		11月	46.2	57.8	70.0	84.3	611
		12月	42.6	55.2	70.5	83.9	259
		1月	44.3	56.4	70.1	82.9	460
		2月	45.4	58.4	70.2	83.7	466
		3月	48.8	59.3	68.6	81.6	638
		年間値	45.9	57.6	70.9	91.7	5,690

※No. A、No. Bの測定地点は31ページの航空機騒音測定位置図を参照。

## イ. 令和6年度自動車騒音測定結果（面的評価）

新規評価 区間番号	路線名	評価区間 始点住所	評価区間 終点住所	評価区間 延長(km)	評価結果				
					評価対象 住居等戸数	昼・夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼・夜とも 基準値超過
2021-10400-1	一般国道241号	西2条北	大通北	0.4	72	69	0	3	0
2021-40400-1	帯広新得線	西12条北	西12条北	1.1	343	342	0	0	1
2021-40400-2	帯広新得線	西12条北	西12条北	0.2	50	50	0	0	0
2021-40670-3	幕別帯広茅室線	自由が丘1丁目1	西18条南3丁目1	1.7	463	460	0	0	3
2021-60170-1	八千代帯広線	南の森 東1丁目1	西18条南	1.3	240	237	0	3	0
2021-60180-2	八千代帯広線	西15条南	緑ヶ丘	0.3	39	39	0	0	0
2021-100009-3	八千代帯広線	西5条南	西2条南	1.4	442	442	0	0	0
2021-61430-1	帯広の森公園線	南の森 東1丁目1	西16条南36丁目1	0.7	266	266	0	0	0
2021-61430-2	帯広の森公園線	西15条南36丁目1	西2条南	2	236	236	0	0	0
2021-100004-1	市道弥生通線	東13条南	東10条南	1.2	172	172	0	0	0
2021-100005-1	市道栄通	西20条南5丁目31	西20条南	2.3	418	418	0	0	0
2021-100008-1	市道春駒通	西15条南	西18条南4丁目15	1.1	323	323	0	0	0
合計				13.7	3,064	3,054	0	6	4
				環境基準達成率		99.7%			

## 4. 環境基準・規制基準

## (1) 大気汚染に係る環境基準及び評価法

## ア. 環境基準

◇昭和 48.5.8 環境庁告示第 25 号  
改正 昭 48 環告 35・昭 53 環告 38・昭 56 環告 47・  
平 8 環告 73  
◇昭和 53.7.11 環境庁告示第 38 号 (二酸化窒素)  
改正 平 8 環告 74

物質	環境上の条件 (設定年月日等)	測定方法
二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(S48.5.16 告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(S48.5.8 告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11 告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 $\mu$ m 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質 (中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。) をいう。

## イ. 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料を、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有すると認められる方法も使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H30.11.19告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H13.4.20告示)	

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

## ウ. ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。(H11.12.27告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

## エ. 微小粒子状物質(PM2.5)に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H21.9.9告示)	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができるものと認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法。

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

## オ. 大気汚染に係る指針

## 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmC から0.31ppmC の範囲にある。(S51.8.13 通知)

## (2) 水質汚濁に係る環境基準

## ア. 人の健康の保護に関する公共用水域及び地下水質の環境基準

項目	基準値	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準	地下水の水質汚濁に係る環境基準	[参考] 水道水の水質基準
カドミウム		0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
全シアン		検出されないこと	検出されないこと	0.01 mg/L 以下
鉛		0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
六価クロム		0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
砒素		0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
総水銀		0.0005 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと	
PCB		検出されないこと	検出されないこと	
ジクロロメタン		0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素		0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)			0.002 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン		0.004 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン		0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン		1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン		0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン		0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン		0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	
チウラム		0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	
シマジン		0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ		0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン		0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
セレン		0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	※10 mg/L 以下
ふっ素		0.8 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下
ほう素		1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン		0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
備考		海域については、 ふっ素及びほう素の 基準値は適用しない。		※硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。</li> <li>・ 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に別に定める方法において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>・ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102(以下「規格」という。) 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</li> <li>・ 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</li> <li>・ 令和4年4月1日より、六価クロムの環境基準の変更 0.05 mg/L→0.02 mg/L</li> </ul>		

## イ. 生活環境の保全に関する環境基準

## a. 環境基準〔河川（湖沼を除く）〕

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境の保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/以上	20CFU/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/以上	300CFU/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L以上	—

- 備考 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値）とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
3. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
5. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位(Colony Forming Unit)）/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 令和4年4月1日より、生活環境項目の指標の「大腸菌群数」を廃止し、新たに「大腸菌数」を導入。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ニッケル	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

- 備考 1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 現在、帯広市内において水生生物の保全に係る環境基準類型が指定された河川はありません。

## b. 市内河川における環境基準の類型

水 域	類型	指定	見直し
帯広川上流（ウツベツ川合流点から上流）	A	S50.4.1 道告示988号	—
帯広川下流（ウツベツ川合流点から下流（ウツベツ川を含む））	B	同上	—
札内川上流（帯広市上水取水口から上流）	AA	同上	—
札内川下流（帯広市上水取水口から下流）	A	同上	—
十勝川上流（上川橋より上流（トムラウシ川を含む））	AA	S45.9.1 閣議決定 H12.3.31 道告示531号 <sup>1</sup>	H19.7.20 道告示第509号 <sup>2</sup>
十勝川中流（上川橋から佐幌川合流点まで）	A	同上	—
十勝川下流（佐幌川合流点より下流）	B	同上	—

- 備考 1. 知事指定に移行
2. 十勝川上流とトムラウシ川を統合（十勝川上流水域表示変更）

## (3) 水質汚濁に係る排出基準

ア. 環境大臣が総理府令で定める排水基準（一律排水基準）（昭和46年6月21日総理府令35号）

## a. 有害物質に係る基準

有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	
シアン化合物	1 mg/L	
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1 mg/L	
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	
六価クロム化合物	0.5 mg/L	
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg/L	
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	
ジクロロメタン	0.2 mg/L	
四塩化炭素	0.02 mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	
チウラム	0.06 mg/L	
シマジン	0.03 mg/L	
チオベンカルブ	0.2 mg/L	
ベンゼン	0.1 mg/L	
セレン及びその化合物	0.1 mg/L	
ほう素及びその化合物	海域以外に排出されるもの	10 mg/L
	海域に排出されるもの	230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出されるもの	8 mg/L
	海域に排出されるもの	15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100 mg/L
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L

備考 1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉《温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。》を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間適用しない。

b. 生活環境項目に係る基準

項目	許 容 限 度	
水素イオン濃度 (pH) (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	海域及び湖沼以外の公共用水域に排出されるもの	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	海域及び湖沼に排出されるもの	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)		200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		3,000 個/cm <sup>3</sup> (日間平均)
窒素含有量	環境大臣が別に定める湖沼・海域、及びこれらに流入する公共用水域に排出されるもの	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	環境大臣が別に定める湖沼・海域、及びこれらに流入する公共用水域に排出されるもの	16mg/L (日間平均 8mg/L)

イ. 北海道が条例で定める排水基準 (上乘せ基準)

生活環境項目に係る基準 (一般項目)

(昭和 47 年 4 月 3 日 北海道条例第 27 号)

適用区域	対象業種	項目	BOD (mg/L)		SS (mg/L)		適用期間
			許容限度	日間平均	許容限度	日間平均	
十勝川水域	肉製品製造業		80	60	70	50	
	乳製品製造業 (1,000m <sup>3</sup> 以上)		80	60	70	50	
	マッシュポテト製造業		120	100	60	50	4月～12月
			—	—	120	100	1月～3月
	てん菜糖製造業 (35,000m <sup>3</sup> 以上)		120	100	—	—	
	イースト製造業		90	70	70	50	
	ガス供給業		80	60	70	50	
	と畜業		—	—	70	50	
	し尿処理施設 (し尿浄化槽以外のもの)		40	30	90	70	
	し尿浄化槽 (S46.9.23 以前に設置されたもの)		120	90	—	—	
	し尿浄化槽 (S46.9.24 から S47.9.30 までの間に設置されたもの)		80	60	—	—	
	し尿浄化槽 (S47.10.1 以後に設置されたもの)		40	30	90	70	
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法又は標準散水ろ床等によるもの)		—	20	—	70	
下水道終末処理施設 (高速散水ろ床法又は珪 <sup>ニ</sup> イ <sup>ア</sup> イト <sup>ト</sup> ・エ <sup>ア</sup> レ <sup>シ</sup> ヨ <sup>ン</sup> 法等によるもの)		—	60	—	120		

## (4) 騒音に係る環境基準・規制基準等

## ア. 騒音に係る環境基準

(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

## a. 一般地域（道路に面する地域以外の地域）

(単位: dB)

類型	騒音規制法に基づく指定地域	昼間 6～22時	夜間 22～6時
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	55以下	45以下
B	第2種区域（類型Aに当てはめる地域を除く。）		
C	第3種区域及び第4種区域	60以下	50以下

注：1 騒音規制法第3条第1項の規定による、騒音について規制する地域については、令和3年9月9日帯広市告示第223号による。

2 環境基本法第16条第2項第2号の規定による、類型を当てはめる地域の指定については、令和3年9月9日帯広市告示第225号による。

## b. 道路に面する地域

(単位: dB)

類型	騒音規制法に基づく指定地域	車線	昼間 6～22時	夜間 22～6時
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	2車線以上	60以下	55以下
B	第2種区域（類型Aに当てはめる地域を除く。）	2車線以上	65以下	60以下
C	第3種区域及び第4種区域	1車線以上		

注：この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

## (特例) 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準

(単位: dB)

昼間 6～22時	夜間 22～6時
70以下	65以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下。）によることができる。	

備考：1. 基準値は等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）

2. 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知（平成10年9月30日付け環大企第257号）で次のとおり定められている。

- ①「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の空間に限る。）等。
- ②「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。
  - ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル
  - ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル

(参考) 帯広市長が定める区域の区分

(令和3年9月9日 帯広市告示第225号)

地域の類型	地域の区分
A 区域	令和3年帯広市告示第223号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域及び第2種（第2種にあつては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）
B 区域	指定地域のうち、第2種区域（A区域として定める地域を除く。）
C 区域	指定地域のうち、第3種区域（都市計画法第8条第1項の規定により定められた工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）を除く。）及び第4種区域（工業専用地域を除く。）

備考：地域の類型の分類は、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）の定めるところによる。

## c. 航空機騒音に係る環境基準

(単位：dB)

基準	地域の類型		設定年月日 告示番号	備 考
	I	II		
旧基準 (WECPNL)	70 以下	75 以下	S48.12.27 環告154	Iを当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIを当てはめる地域はI及び除外地域以外の地域であつて、通常の生活を保全する必要がある地域とする。
現行基準 (Lden)	57 以下	62 以下	H19.12.17 環告117	

## イ. 騒音規制法による規制基準

## a. 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(平成27年6月18日帯広市告示第213号)

(単位：dB)

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
	8:00~19:00	6:00~ 8:00 19:00~22:00	22:00~6:00
第 1 種 区 域	45	40	40
第 2 種 区 域	55	45	40
第 3 種 区 域	65	55	50
第 4 種 区 域	70	65	60

備考：騒音規制法第3条第1項の規定による、騒音について規制する地域については、令和3年9月9日帯広市告示第223号による。

## b. 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

(昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号)

基準値	作業ができない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業期間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85 デシベル	19:00～ 7:00	22:00～ 6:00	10時間を 超えない こと	14時間を 超えない こと	連続6日を 越えないこと	日曜日その他の 休日でないこと

注：1. 第1号区域とは、騒音規制法の規定により指定された、第1種区域と第2種区域の全域、並びに第3種区域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに認定こども園の敷地の周辺おおむね80mの区域内をいう。

2. 第2号区域とは、第3種区域と第4種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

## ウ. 自動車騒音の要請限度（平成12年3月2日 総理府令第15号）

(単位：dB)

区域の区分		時間の区分	
		昼間6～22時	夜間22～6時
1	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65以下	55以下
2	a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70以下	65以下
3	b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75以下	70以下

注：1 府令別表の備考による市長が定める区域は、平成27年6月18日帯広市告示第213号による

2 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から15m、二車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

3 a区域とは、専ら住居の用に供される区域をいう。（府令別表備考）

4 b区域とは、主として住居の用に供される区域をいう。（同上）

5 c区域とは、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域をいう。（同上）

備考： 要請限度とは…自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺環境が著しくそこなわれていると認めるときは、市長が都道府県公安委員会へ道路交通規制等の措置をとるよう要請する。

## (5) 振動に係る規制基準等

## ア. 振動規制法による規制基準

## a. 特定工場等において発生する振動の規制基準

(平成 27 年 6 月 18 日帯広市告示第 214 号)

(単位: dB)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	8:00~19:00	19:00~8:00
第 1 種 区 域	60	55
第 2 種 区 域	65	60

- 注：1. 振動規制法第 3 条第 1 項の規定による、振動を防止する必要がある地域については、令和 3 年 9 月 9 日帯広市告示第 224 号による。
2. 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、指定地域としてそれぞれ指定された第 1 種区域及び第 2 種区域をいう。
3. 各区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに認定こども園の敷地の周囲 50m 以内においては、それぞれの規制値から 5 デシベルを減じた値を適用する。

## b. 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号)

基 準 値	作業ができない時間		1 日あたりの作業時間		同一場所における作業期間	作 業 日
	第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域		
75 デシベル	19:00~7:00	22:00~6:00	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続 6 日を越えないこと	日曜日その他の休日でないこと

- 注：1. 第 1 号区域とは、振動規制法の規定により指定された、第 1 種区域の全域、並びに第 2 種区域の学校、保育所、病院及び診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに認定こども園の敷地の周辺 80m 以内の区域をいう。
2. 第 2 号区域とは、第 2 種区域であって、第 1 号区域以外の区域をいう。

## イ. 道路交通振動に係る要請限度

(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号)

(単位: dB)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	8:00~19:00	19:00~8:00
第 1 種 区 域	65	60
第 2 種 区 域	70	65

- 注：1. 府令別表第 2 の備考第 1 項及び第 2 項の規定による市長が定める区域及び時間については、平成 24 年 4 月 1 日帯広市告示第 138 号による。
2. 限度値は 80%レンジの上端値である。

## (6) 悪臭防止法による悪臭の規制基準

## ア. 悪臭規制基準（敷地境界）（平成24年4月1日 帯広市告示第139号）

規制物質	区域区分	A区域 (単位 ppm)	B区域 (単位 ppm)
アンモニア		1	2
メチルメルカプタン		0.002	0.004
硫化水素		0.02	0.06
硫化メチル		0.01	0.05
二硫化メチル		0.009	0.03
トリメチルアミン		0.005	0.02
アセトアルデヒド		0.05	0.1
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド		0.009	0.02
イソバレルアルデヒド		0.003	0.006
イソブタノール		0.9	4
酢酸エチル		3	7
メチルイソブチルケトン		1	3
トルエン		10	30
スチレン		0.4	0.8
キシレン		1	2
プロピオン酸		0.03	0.07
ノルマル酪酸		0.001	0.002
ノルマル吉草酸		0.0009	0.002
イソ吉草酸		0.001	0.004

## イ. 官能試験法による悪臭対策指導要綱（昭和59年3月31日北海道制定）

## a. 工場等の敷地境界における指導基準値

区域区分	臭気指数
A	10
B	14
C	18

## b. 工場等の気体排出口における指導基準値

区域区分	臭気指数
A	30
B	34
C	38

- 注：1. 区域区分（A，B，C）は、悪臭防止法に基づき北海道知事が定めた区域区分である。  
2. 臭気指数とは、においのある空気は無臭の空気と臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数（臭気濃度）を次のように変換したものである。

$$Z = 10 \log Y \quad Y : \text{臭気濃度}$$

$$Z : \text{臭気指数}$$

3. 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。

## (7) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日 環境庁告示第46号 最終改正：令和2環告44)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(塩ビモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

## (8) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号 最終改正：令和 4 環告 89)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けた、エアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る）。

- 備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値 (TEQ:毒性等量) とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）必要な調査を実施することとする。
5. ポリ塩化ジベンゾフラン等：ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。

令和7年度版 帯広市環境白書(第56号)

---

令和8年3月発行

編 集 北海道帯広市都市環境部環境室環境課  
発 行 帯 広 市  
住 所 〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地  
T E L (0155) 24-4111 (内線1843)  
(0155) 65-4136 (直通)  
F A X (0155) 23-0159  
ホームページ <http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/>  
Eメール [environment@city.obihiro.hokkaido.jp](mailto:environment@city.obihiro.hokkaido.jp)

---